

し規具下堤松森の三町これに次きしに近日は段々主付候事に相成候村井番記

〔綱〕百澤寺修理勸化錢は特別を以て相對たるべきを命せらる
〔目〕百澤寺々廻り大破に付爲修葺料御家中町在共浦々勸化被仰付度旨申出候同寺之義者其譯も違候得共此節人別奉加難申付候仰申立無據義難被成御捨置候に付志之相對致奉加候様被仰付候此旨向寄り可被相觸候村井番記

〔綱〕夫喰用立米元利返濟なる
〔目〕當春夫喰御用立米元利此度返濟被仰付候尤御收納米並米上納之分差繼上納被仰付候

〔綱〕寶曆と改元は 二十日
〔目〕去月二十八日を以て寶曆と改元せられ候由弘前より御觸れになれり村井番記

第十九章 信寧公八年

〔綱〕寶曆元年辛未二月、輸入税の修正あり 日 缺
〔目〕近年浦々困究之上諸廻船出入不足に付船揚荷物入役之義爲御手當左之通被仰付候
一 諸廻船爲商賣積下候船手物に而船上仕候荷物何品も不寄不殘御定役之内當

年貳步通御免被仰付候尤右貳步通御免之内壹歩は諸船頭被下置壹歩は問屋共々御手當御免に被仰付候
一 湊方入物御役之内御國商人共壹方注文荷物買下物之分御役只今迄之通
右之通被仰付候尤雙方御手當に被仰付候義に候問問屋共荷物取扱之義随分明白に致し私曲無之様急度可申付候以上
辛未二月

右之通被仰付候問此旨夫々急度御申渡可被成候以上
二月 青森町年寄代
福原七郎兵衛
松屋太右衛門

濱町名主 蘆屋惣左衛門殿
惣問屋中 藤林番記

〔綱〕五月、日之丸城米船漂着に關する幕府の嚴達あり 二十五日
〔目〕 覺
神山三郎左衛門元御代官所奥州去年御年貢江戸廻米七百九石同國仙臺荒濱平十郎船沖船頭吉十郎水主上乘共拾七人乘去午十一月二十五日同國荒濱湊令出帆候所于

今江戸着船無之行術不相知候間浦々々令漂着候は、向寄御代官所又は領主に早々相達可受指圖候若隠置候は、可爲曲事者也
未三月二日

九 與 彌 孫 下 伊 豐 河 若 羽 奧 常 下 上
助 市 衛 七 兵 惣 彌 孫 下 伊 豐 河 若 羽 奧 常 下 上
總 總 州 州 州 狹 內 後 勢 總 七 衛 市 助

右六ヶ國浦々 房 州
御領 村々
私領 寺社領
組名 頭主
右之通此度從御公儀御觸書に而被仰付候間各々組合船持並漁師共其外見當申者有之候はば早速可申出候此段急に御申渡可有之候
未五月二十五日
小田 善 右衛門
村井 傳 右衛門

濱町名主
道屋惣左衛門殿
惣名主中

〔綱〕六月、官沒品投票拂下あり 朔日
〔目〕青森湊目付中押申候米八拾三俵酒七拾樽味噌貳拾三樽船三艘入札にて御拂被成候外に油川にて楡皮六千九百八拾枚是以入札拂に被仰付候村井謹記

〔綱〕七月、暴風雨 二十日

〔目〕大雨大風濱町通舟共押し上げられ候に付町中より人足出す村井番記

〔綱〕八月、博勞町馬市を開く 十七日

〔目〕十七日自馬改有之に付馬共博勞町に引參改に合申候様尤賣馬は申出候様

一馬宿は木賃宿之定

駒牽壹人に付 錢拾二文

馬壹疋に付 九文

右旅籠は

駒牽壹人に付 錢壹匁貳分

但米相場壹匁に付貳升餘之事

馬繫錢壹疋に付 六文つゝ

右之通

一向後御國に於て午勞馬無之様駒雜駄共注意持主に被仰付候

〔綱〕十月、密輸出を告發する者は賞與あるへし 十二日

〔目〕沖之口近頃盜米大分出候に相聞得候見當り之者は御褒美可被成下候其段觸渡

可申候村井番記

〔綱〕十二月、立替金を返却せらる 十七日

〔目〕當春上様の御取替申上候金子此度御返濟に相成來成年米壹萬九千七百石弘前青森、鯉ヶ澤町の者へ定役御印にて津出可被仰付候村井番記

〔綱〕油川港の輸出米を禁せられんことを總町中及び總船問屋より請願あり 二十二日

〔目〕乍恐以書付奉申上候此度油川村自米積出被仰付候由奉承知候然者故越中守様御時代青森町御取立被仰付候筋に付外ヶ濱出入地他舟共青森港に限出入仕候様被仰付段々青森湊繁昌仕惣御町中者勿論問屋共家業相續仕難有仕合奉存候其後油川村自酒並あら物類積出候に付自然と地他舟共に同所出入繁青森湊段々船取扱も不敷に相成問屋共者不及申上惣御町中共に困究仕難義至極に奉存候に付元文二巳十二月古來之通地他舟共青森港出入仕候様に被成下度旨奉願候處以御憐愍願之通被仰付被下置相應に家業相續仕難有仕合奉存候然共近年打續諸方共に不商に御坐候就中青森困究仕難義奉存候所此度油川村自米積出被仰付候而者南部松前舟者不及申上地廻上磯邊の舟々共油川自出入仕候様に相成候而者青森湊出入も相止乍恐私共初青森町中商賣過半減し必至と潰に及申候殊只今自來三四月頃迄は上方並酒田新潟邊之舟々松前南部へ往來無御坐候に付米穀は御國自參候故私共取扱舟々商賣年中第一之時節に御坐候然所油川村自米積出被仰付候而者岡在駄下米同所而相調候義下直に御坐候故不殘舟々油川村の出入仕候に付必至と私共家業も相止難義至極可申上様も無御坐候隨而岡在駄下米穀油川村に而不殘商賣仕候故青森御

町中諸商も無御坐候様相成申候依之恐多申上候に御坐候得共古來之通猶又元文年中被仰付候通米津出之儀は青森湊に限り積出候様以御憐愍被仰付被下置度奉願候乍恐右之趣何分にも宜被仰上被下置度奉願候以上

寶曆二壬申十二月

青森濱町 總 問 屋 中

村井傳右衛門様
佐藤與左衛門様

前書之通湊方御下改衆へも壹本宛差出也

乍恐以書付奉申上候此度油川村自積出米被仰付候段奉承知候乍恐左に奉願候一青森湊之儀問屋共自委細奉申上候通古來自外之濱地佗舟共出入之儀青森湊限被仰付候所其後自然と油川村にも舟々出入仕候に付青森湊日々衰微仕難義至極に奉存候に付元文二巳年右之段奉願候處以御憐愍古來之通被仰付被下置冥加至極有難仕合奉存候然共近年打續困究に付先年自之見せ店等も凡三百餘も相潰に及其上取る巳の年不作に付百軒餘も明家に罷成申程御坐候故惣町中必至と潰に及罷有候然處此度油川村自積出米被仰付候而青森濱町問屋は不及申上惣町中共に必至と相立兼申候に付不願恐をも奉願候此度油川村に積出米之儀古來之通青森濱自津出仕様に被下置候は、難有仕合に奉存候右之段幾重にも宜上々様被仰上被下置度奉願候以上

寶曆二壬申年十二月二十二日

青森惣町之者共

村井傳右衛門様
佐藤與左衛門様

〔綱〕寶曆三年癸酉九月、船問屋組合加入約束成る 二十一日

〔目〕一此末問屋名代讓請仲間に入候族有之問屋商賈相勤候方出錢五貫目宛急度仲間は相出し申定縱如何様之譯筋御坐候共右相定之出錢壹錢たり共不足に差出候而者仲間に入申候儀不相成候
一右出錢之儀者家屋敷問屋名代賣券狀と引替に急度差出候筈尤名代計讓請申候は、直段相究り次第急度相出申定
一問屋名代買請縱商賈相勤不申候共問屋並諸出錢月番湊方御役人様御代り合の之節御宿急度相勤申定
一出錢之儀に付無據方自被頼候共仲間決而被頼申義不罷成候定
右之趣急度相守可申候爲後日之議定書仍て如件

室曆三癸酉年九月二十一日

竹野屋與次兵衛 生嶋七郎兵衛
播磨屋三郎右衛門 石戸谷勘太郎
金澤忠兵衛 早瀬彦右衛門

仲間持
成田平左衛門 但加賀屋發兵衛方の借置申候
加賀屋新太郎 吹田治右衛門
中村彌惣司 佐藤三郎兵衛
鹽屋惣左衛門 藤田惣兵衛
藤林四郎兵衛 伊勢一郎右衛門
藤林源右衛門 佐藤又兵衛
能登屋孫十郎 中村傳兵衛
齋藤與右衛門 村井吉兵衛
辰巳七之丞 佐藤吉右衛門
筑前屋半九郎 三國屋權四郎
八戸屋角兵衛 鹽谷五右衛門
石場屋甚五兵衛 村元四郎右衛門
村元七右衛門

三拾軒

〔綱〕寶曆四年甲戌三月、吉田伊右衛門以下五人追放關所に處せらる二十一日
〔目〕 湊下改役 吉田伊右衛門
右下加人役 竹内新兵衛

船持問屋 櫻庭又兵衛
三國屋權四郎
右四人之者勤方不宜青森自三里御追放關所被仰付候 竹内與太夫

此者常々不宜儀共有之に付青森計御追放關所被仰付之
同三月十三日右關所物並家藏共九浦町在に入札拂に被仰付候村井番記
〔編者曰く本處刑は三國屋權四郎あるもの主謀にして與太夫なるもの参加とあり伊
右衛門以下の賤吏を籠弄して隠津出米の數千石に上りしと云ふ固より一朝一夕の
事にあらず壬申以來隠津出米の聞え勢からず一時懸賞し賊を索めしも職として此
五人に關係せしもの也と就中權四郎あるものは頗る好悪ありしと吾これを弘前某
老人が青森の舊を談するに聞けり

〔綱〕鹽町娼妓は廓外に濫出するを禁せらる 日 録

目 覺

近年青森、鯉ヶ澤之遊女共弘前並諸所湯元其外在々浦々迄猥に致徘徊候様相聞得候
以來は兩濱外決而差出不申勿論病發湯治と言共遊女の分は堅差出申間敷旨申付候
依之此以後何方より而も遊女一夜も宿致候者有之おゐては其者は不及言向兩隣之者
並其所町年寄名主月行事在方は庄屋五人組迄遊女雇遣候駄賃附迄急度可申付候尙

品に寄り町奉行代官之越度に可被仰付候條此旨可被相心得者也
右之通支配中夫々可被相觸候尤當月十五日迄は致用拾候間不殘兩濱に引取候様十
六日自以後遊女見當候は、前條之通急度可申付候村井登記

〔綱〕二月、浦町孝子與三郎の賞孝は街衢に喧傳せり二十四日

浦町 與 三 郎

我義貧究より而日用出精行跡篤實飲食共に老母に孝行之段甚奇特に被思召金貳百正
被下置村井登記

〔編者〕曰く舊時の二百正と稱するは今の五十錢也五拾錢の孝子に於ける何んが有ら
んや然れども米價壹苞拾貳錢五厘内外の世にありては二百正以上の賞賜は士分に
ありても猶特典と看做さるべからず況んや農夫に於てを其行狀巨細は舊記の
徴まべき無く遺憾と云はざるを得ず貧窮に而日用出精行跡篤實飲食共に老母に孝
行するとの宣告文を咀嚼すれば與三郎は所謂水呑百姓にして一粒一錢の貯蓄さへ
無きものなれども日々拮据鞅掌して得る所は一々以て老母の甘旨に供する有るの
み敢て外面を矯飾するに非ずして恭敬愛養洞々屬々玉を奉する如きの意思あるは
其中に躍然たり當時代官は否知らず庄屋肝煎より四隣伍組に至るまで多くは文盲
無智野蠻様なるも拘らず人の嘖々孝子を以て稱揚するに非ずんば焉んぞ能く藩
主の聽に達するを得んや至性與三郎の如きは近世稀く有るものと謂ふべき焉耳

〔綱〕三月、伊丹大山釀の輸入を禁す 七日

〔目〕各支配所は下り酒荷上候義以後停止申付候其旨支配中の可被申觸候
〔編者〕曰く津輕は米郡なり米を除けば將た何に由りて財を生むるの道有らんや然れ
ども年には豊凶あり種々満家は必しも得べからず故に其政略たる一に節儉をこれ
主と爲せるか如し夫酒は歡を合はすものあり吉凶又度外にし難きものあり況んや
津輕は互寒の地なり常にこれに抵抗するの氣力無からざるべからず故に假令節儉
主義を執るも悪酒も以て飲まざるべからず濁醪も以て食はざるべからず財本限り
有り焉んぞ望を丹釀越酒に懸るを得んや吾故に曰く舊藩時にして丹釀越酒を要せ
るこれ皆奢侈の徒なり惰落警戒を欠くの徒也と今より之れを觀れば丹釀輸入を屢
禁止するは絶倒抱腹に耐わざる如きなるも當時にありては實に已むを得ざるもの
有り況んや寛延以降飢饉荐りに至るの秋なりしをや

〔綱〕米標符を施行す 日 缺

〔目〕此度御國仕送並銀通用之思召立ふ付此節御手傳も仕候様に申觸候處早速致得心
爲冥加御手傳之米金錢奉差上度旨申出候段神妙に被思召候乍然通用之爲御米切手
御渡被成候間銘々家業方之義共致出精尙又御用達に運送方手續之加増可致候村井
登記

〔綱〕租稅納は成るべく金子、銀子たるべきの訓令あり 日 缺

目九浦町在諸上納湊出入御役錢等迄此以後可成たけ金子或は銀子に而上納致候様
錢高貳拾匁以上は相成候たけは金子を以て上納致候様尤極而火急に致候義に無之
右之心得を以て連々上納致候様村井存記

〔網〕竹野屋與次兵衛以下十二人廻漕船船間屋營業を特命せらる二十一日

目一筆致啓上候當年自江戸御廻米壹萬千石津輕屋三右衛門受負米支配宿い勢屋八
十郎右之外御廻米者爲御手當船宿左之通

竹野屋 與次兵衛
播磨屋 三郎右衛門
石戸屋 勘太郎
金澤 忠兵衛
早瀬 彦右衛門
藤林 四郎兵衛
藤林 源右衛門
佐藤 吉左衛門
中村 彌惣治
筑前屋 半九郎
塩谷 五右衛門

石庭屋 甚五兵衛

右之者共當年自船宿被仰付候尤送り外に青森問屋中と書記を同所入津次第下改に
相断候様に左候得者船宿割付致候段先達而津輕屋三右衛門に申遣候着船次第請負
米壹萬千石之外前書人數拾貳人に順番宿割可被仰付候
一當年自御手仕送に御坐候者地拂候思召し付問屋共は買積船等は手筋にも相成湊
販にも罷成可申哉と思召被仰付候間此段共可被仰付候
一右御廻船取扱之義者鱒ヶ澤御廻船之格を以取扱可被仰付候尤右御廻船之内御用
達は取扱米船着致候共是又右之者共宿付候間船頭より之請取方針に而登せ方よ
り悪り物出不申候間此段共可被仰付候恐惶謹言

戌三月十三日

青森町奉行様

口上之覺

乍恐以口上奉申上候此度江戸爲御登御廻米御履船並御用達中登せ履船共爲御手當
湊販にも相成候様にと私共拾貳軒は以御割合宿付被仰付裏加至極難有仕合奉存候
然者當年自御手仕送り被遊候に付買積米船等入津仕候様は私共家業手筋之方相働
候様にと是又被仰付奉畏候被仰付候通上方客船並び手寄知音之方は米大豆買積み
等之儀問屋中打寄り夫々可申遣と内談仕罷有候右之通私共拾貳軒之者は御廻米御

雇船宿被仰付候得共前々自い勢屋八十郎取扱罷在候左候得者同人儀私共同家業に御坐候所外客用も無御坐候右御廻米並津輕屋三右衛門御請負米支配方計に而家業相續仕罷有候所前々之通當年自右御廻米御雇船宿付私共被仰付候而者伊勢屋八十郎相續渡世も成兼至極難義可仕と奉存候間前々之通御廻船取扱之義者同人被仰付被下置度此段奉願候尤御用途中登せ米之義者私共拾貳軒並残り間屋共にも以割合願番被仰付被下置候は、間違無御坐候に相互に心添仕相勤可申奉存候右之段乍恐上々様被仰上被下置度奉願上候以上

戌三日

右拾貳軒

村井傳右衛門様
佐藤與左衛門様

青森伊勢屋八十郎儀津輕屋三右衛門請負米計り船宿勤候様外御廻船者拾貳軒間屋致宿候様、先達而申進候所間屋共願書被遣候仍而三右衛門請負米並外御廻米之内貳艘は八十郎取扱候様に可被仰付候其外御廻船者拾貳軒間屋並船宿可相勤者共宿取扱候様相濟申候間湊目付中にも被仰合向又伊香理助坏えも御尋之上可被仰付候様此段申進候以上

戌三月二十一日

佐藤傳右衛門
乳井市郎左衛門

千葉源右衛門様
藤田八太夫様
三上久太郎様

〔綱〕原田藤右衛門は追放關所に處せらる 二十日

〔目〕

青森町奉行受拂
原田藤右衛門

我儀湊方御役儀過分私欲候段不屈に付急度可被仰付候得共以御憐愍御給分被召離青森より三里四方追放跡關所被仰付

〔編者曰く藤右衛門の猶吏職に在りしや餘方を以て所謂寺小屋を兼ね門生貳拾餘人に及びこれを青森郷校の嚆矢とせと村井舊記に見へたり夫れ師たるものは寺小屋と云ふと雖も教育に任する以上は宜く人々の模範たらざるべからず豈管俗所謂樽代香典を書まるを教ゆるに止まらんや而して今斯の如し其れこれを何とか謂はん如斯の小人は其心たる教育に非ずして所謂益正二季の謝儀を利するに過ぎるのみ

〔綱〕兩替手數料定まる 日缺

〔目〕於御國中向後小判切賃百兩に付三拾匁に相定其餘之切賃決而無用に被仰付候村井舊記

〔綱〕四月、塗師税定まる 九日

目 上 中 下

此度御郡中塗師、鞆師其外漆細工に而渡世之者共漆目付支配に被仰付候に付左に申付候

一 諸職人何れも三段之位付有之處塗師職に限り何も位付と申義不相分隨而塗物仕賃等高下無差別致其上細工仕様手拔等有之趣相聞得候此末家業正道に致頼合細工は不及申御當地、佗領の者たりといふも不實之儀無之様尤塗物好により直段高下可有之候夫々不相應無之様に我勝に而職道妨一分之受負細工不致様同職一家之如く順和し自分質朴を第一にいたし晝夜無間斷細工物遲滯無之様渡世大切可心懸候

附 佗領へ細工に罷出候節其旨小頭迄可被申達候

一 御停止細工物不及申似寄之細工物等堅無用に申付候

附 無札之者有之家業妨不及申隱細工候者も於有之は早速可被申出候

一面々職札相渡置候間御定之通御役錢上納之義同所に而町年寄名主共差圖を受候而上納可致候

附 諸觸諸役等之義御定之通急度相守家業にかゝり候諸願は塗師小頭を以可申出候

右之趣申渡置候間急度可相守候不實之義於有之者吟味之上可及沙汰候此旨可被申

付候

上 のりし 御 役 錢 貳匁貳分五厘	中 のりし 御 役 錢 壹匁八分	下 のりし 御 役 錢 壹匁五分
-----------------------------	---------------------------	---------------------------

御 雇

上 壹匁五分	中 壹匁貳分	下 壹 匁
-----------	-----------	----------

村井舊記

諸職人何れも上中下之位付有之所塗師共に限り無其儀御雇等申付候節者何之位と申儀不相分候依之向後御郡中に於て漆細工に致渡世候者共塗師目付支配に申付候間細工仕立吟味之上位付相定職札相渡候様に申付候村井舊記

綱 五月、伊勢屋市郎右衛門國恩報謝として安方公廩を建築せり 日 缺

目 青森町伊勢屋市右衛門爲冥加安方御藏殿棟願之上自分物入を以て取立候よし平山日記

青森伊勢屋市郎右衛門と申者爲冥加安方町之御藏貳ヶ所立安方之御藏此時始る後に落合專右衛門と名乗町年寄被仰付候武田舊記

綱 八田勇助も亦報謝として堤川大橋架成せり

〔目〕青森町八田勇助爲冥加堤川橋懸け渡候よし平山日記
〔網〕市神に柵圍を爲す 日 鉄

〔目〕寛永年中新町取立常市立被仰付元祿年中に至り月六度つゝ市町被仰付只今節季
益市貳季計相立云々新町市神 柵立願書
〔編者〕曰く本目を掲ぐるの目的は本年市神柵圍を爲すの事實を証するのみにありて
開市年月の事實相違は姑らく不問に付べきなり何となれば寛永年中新町に常市
立被仰付と有るも寛永年中の開市は亦月六回にして常市立に非ざるのみならず各
町輪番市なり元祿年中月六度市町被仰付とあるも寛文年中の事にして元祿には會
て有ること無きなり初めて市神を中新町公廩廣小路に勸請せしは寛文年間のこと
にして實に新町は六回開市と確定せしの日なり但柵圍せしは本年本月の事なるの
み蓋し柵立願書立案は新町名主等の傳聞に成りしものにて舊記を精査せしものな
らざるは可知也

〔網〕たばこ町太郎兵衛追放の處せらる 二十三日
〔目〕我儀常々商賣も無之徒等致段相開候に付所拂申付之 青森たはこ町 太郎兵衛
たはこ町太郎兵衛儀所拂申付候に付家財は妻子に被下置候 二十八日

〔網〕七月、船問屋營業は私に授受にべかられ及營業者の調査あり 七日

〔目〕問屋勝手に寄り相讓候は、其段伺之上申付候様被仰付候間向後誰名前誰方に相
譲り申度旨申出候様可被仰付候此段申入候 七月七日
佐藤 興 右 衛 門
落合 市 郎 右 衛 門

竹野屋 與次 兵衛殿
前書之通被仰付候間此以後勝手不如意に付家屋敷並問屋名目共よゆつり候は、名
主方の申出し其上御役所へ伺之上可被成候以上
則 日 名 主 竹野屋 與次 兵衛

問屋 人別	
竹野屋 與次 兵衛	生 嶋 七郎 兵衛
播磨屋 三郎 右衛門	石 戸 谷 勘 太 郎
藤 林 四郎 兵衛	村 本 四 郎 右 衛 門
笹 原 市 郎 兵 衛	加 賀 屋 善 兵 衛
早 瀬 彦 右 衛 門	加 賀 屋 新 太 郎
吹 田 次 右 衛 門	中 村 彌 惣 治
佐 藤 三 郎 兵 衛	蓋 屋 宗 左 衛 門
藤 田 宗 兵 衛	伊 勢 屋 八 十 郎

藤林源右衛門	佐藤又兵衛
瀧屋善五郎	齋藤與右衛門
村井吉兵衛	齋藤權助
辰巳七之丞	中村傳兵衛
筑前屋半九郎	八戸屋角兵衛
塩屋五右衛門	石場屋甚五兵衛
金澤忠兵衛	

都合貳拾八軒

寶曆四甲戌年七月七日改

右之通御尋に付御役所の書上之表藤林番記

〔綱〕十月、金銀錢の融通は圓滑にせざるべからざるの訓令あり 十五日

〔目〕金銀錢通用方の儀體用を以小判歩判之違者切貨之御定を仕立銀錢は日々之相場を改候上者通用差滯之義有之間敷處融通等しからざるよし粗相聞得候

一一金之滯者千金之塞と相成候譯を不相考兎角已之利欲に泥歩利切貨之御定をなみし貫數之錢は金よ而可相濟をも強而錢を乞求候故此間に無理之失墜厥候所時日之差障に相成候筋と相聞へ候是等之儀如何相心得罷有候哉往々決而其身之詰に相成候意味に候彌左様各方に而通用取計罷有候而兎角御趣向破却之下心有之哉商人

並各仲間迄右體之旨趣自宜譯も有之儀と相察候間其意味急度可申出候一分之爲ならざる義と被存候間夫々存寄申出候様藤林番記

〔綱〕金錢及銀券授受に關れる十九條の令達あり 十六日

〔目〕

- 一 諸品代物並借貸米仕共金通銀手形に而取繼可致事
- 一 金錢借貸之儀此未金通銀之証文に而取繼之筈返濟之節は金錢勝手次第其日之相場を以相渡申定候然上は内々に而貫數之手形は堅通用申間敷候
- 一 金渡方の錢貫數を以相渡申度旨申候は、其日之相場より金壹兩に付三拾文宛増直段に而相渡可申事
- 一 錢貫數渡し方の金に而相渡申度旨申候は、其日之相場自三拾文相減し相渡可申事
- 一 貫數手形え銀手形に而相渡申度旨申候は、其日之相庭自三拾文宛増に相渡候事
- 一 金百兩相渡候所の金有合無御坐候節は銀手形六貫目相渡候義勝手次第尤金高多少之分右之順々取繼可致事
- 一 毎々自取繼致置候貫數之錢返濟之節は貫數之錢預り手形に而返濟可申事
- 一 毎々自出置候貫數之振手形錢相渡方え金に而相渡候節は其日々之相場を以相渡可申事

一通銀預り手形は其日々之錢相庭書加申義堅不致等何時にも受取申日々相場を以相渡可申事

一通銀手形受取向之節金錢有合不申候と申譯致候節は其銀手形は其日々之錢相庭書加申候儀受取人勝手次第尤書加候節は手形判本に而書加申候等留守に而は名代に相滞おく書加遣候筈右書加申候銀手形振渡に不致判本自直正錢に而相渡可申事

一錢賣買之儀正錢預り手形何百何拾貫文にて取扱仕候筈尤錢賣買自外貫數之錢手形と諸品賣買不致事

一步判入用に而仲買を頼切替之節は又は小判入用に而仲買取扱候分は何れに而も頼候方自貳拾四文之外三文宛口錢出可申事

一米並諸色銀手形に而賣買之儀振手形正手形と直段貳段に相立申間敷候子細は通銀手形は直に金に而相渡事多分有之に付振手形と名目有之手形へは直段違有之上正錢相庭金子相渡不申候左様之節は金銀體用相成不申候依之右之通相定候事

一通銀手形へ錢相渡候節は其日之金相場割合を以相渡候筈尤金に而相渡候節金壹步以下羽銀は小さしの相場を以錢に而相渡可申事

一銀手形借貸之諸品代に而銀直段に而相立候分金壹兩は通用銀六拾目之御定に

〔綱〕寶曆五年乙亥正月、輸出入稅改定す

御坐候依之金錢を以無差滯通用可致事

一正銀並賣買之儀以相對相場勝手次第之賣買可申事

一通用銀手形正銀相渡候事堅相成不申候

一毎々自出し置候通用仕來候振手形は金錢有合不申候銀手形に而相場を以あり渡候義勝手次第

一步判に而錢調候義賣人望無之共其日之相庭へ貳拾四文切積加無差嫌賣拂可申事

藤林查記

一木	綿拾反に付	銀四	匆	一新	物十に付	銀七	匆
一古	手に付	同五	匆	一單	物十に付	同貳	匆五分
一裕	十に付	同五	匆	一小夜着、布團一に付		同貳	匆五分
一大夜	着一に付	同五	匆	一小古	手に付	同貳	匆
一きつ	ね拾に付	同六	匆	一たゞい	こ拾に付	同貳	匆五分
一絹小袖帷子類	拾に付	同三	拾	一篠綿、福田綿	拾に付	同八	匆
一眞	綿拾に付	同五	拾	一粒く	里綿六に付	同四	匆
一くり綿	延綿拾に付	同拾	匆	一たんたい、綿縫	拾六貫に付	同七	匆
				但古打直し綿の事			

一南	京 綿拾六へに付	銀三 匁	一拔	出 綿拾貫匁に付	銀三 匁
一夜	具、布圍綿拾貫匁一個に付	同六 匁	一細	物、藥種櫃壹個に付	同拾 匁
一荒	物 櫃一個に付	同八 匁	一切	糸拾萬筋に付	同三 匁
一紙	類大奉書、相原奉書、拾貫匁に付 字田紙、仙化、色紙	同七 匁	一半	切 紙一萬枚に付	同三 匁
一太	郎 紙十貫匁に付	同四 匁	一厚	紙拾貫匁に付	同八 匁
一仲	保紙、唐紙六貫匁に付	同貳 匁	一半	紙六貫匁一匁に付	同四 匁
一酒	袋十に付	同壹 匁	一太	布拾反に付	同四 匁
一三	ッ五器	同拾五 匁	一蠟	燭拾貫匁に付	同拾 匁
一木	具八寸、へき、一個に付	同拾五 匁	一四	ッ 梳百具に付	同貳拾 匁
一ぬ	里 物壹個に付	同拾五 匁	一氷	砂 糖十斤に付	同壹 匁
一蠟	節拾貫匁に付	同八 匁	一晒	蠟拾匁に付	同拾 匁
一生	蠟拾貫匁に付	同四 匁	一及	金拾匁に付	同貳 匁
一鐵	拾六貫匁一匁に付	同貳匁五分	一刻	切たはこ 壹玉に付	同四分五厘
一葉	葵百斤に付	同三 匁	一米	壹石に付	同參 匁
一大	豆、小豆壹石に付	同三 匁	一小	麥壹石に付	同拾 匁
一大	麥壹石に付	同五 匁	一酒	貳斗入壹樽に付	同五 匁
一漆	壹石に付	同三 匁	一茶	壹本に付	同七 匁

五八四

一苦	美茶類 百二十斤入 一本に付	同七 匁	一丹	土拾斤に付	銀四 匁
一硫	黃拾貫匁に付	銀五 匁	一明	礬拾斤に付	同五 匁
一蘇	木拾貫匁に付	同五 匁	一元	結拾貫匁に付	同五 匁
一染	藍壹本に付	同二十 匁	一水	油、白絞壹本に付	同五 匁
一鬚	附拾斤に付	同五 匁	一近	江表、七島、佐 渡産 百枚	同貳 匁
一醬	油 壹斗入壹樽	同貳 匁	一藜	苳百枚	同四 匁
一薄	緣拾枚に付	同壹 匁	一鈎	り 柿百に付	同貳 匁
一串	柿拾連に付	同四 匁	一茶	せん 百本に付	同八 匁
一素	麩壹貫匁に付	同壹 匁	一木	履、足駄拾足に付	同壹匁五分
一雪	駄拾足に付	同壹匁五分	一編	笠百階に付	同五 匁
一菅	笠拾階に付	同貳 匁	一下	駄百足に付	同六匁五分
一草	履百足に付	同五 匁	一大	く 百に付	同壹 匁
一小	太 鼓拾に付	同壹匁五分	一水	囊拾に付	同壹 匁
一折	敷拾枚に付	同壹 匁	一曲	物拾に付	同壹匁五分
一ひ	やく 拾本に付	同壹 匁	一鯨	拾貫に付	同拾 匁
一飯	こつは拾に付	同壹匁五分			

從是新規御役

五八五

一石	燒拾貫目に付	銀三	分	一生	同拾貫目に付	銀貳	分
一生	鯉貳貫目入袋に付	同五	分	一千	鯉拾貫目に付	同壹	分
一鹽引	鯉拾本に付	同壹	分	一鹽干	鯉百枚に付	同貳	分
一身欠	鯉四千入一本に付	同壹	分	一さゞき	鯉拾束に付	同壹	分
一數子、白子	八貫目入袋後に付	同壹	分	一棒干	鯉二千枚拾束に付	同貳	分
一千田つき	拾束に付	同壹	分	一千	鯉百本に付	同壹	分
一千かす	へ二十枚拾束に付	同壹	分	一千	鯉二千枚拾束に付	同壹	分
一筋子、魚子	壹樽に付	同壹	分	一鹽	鯉百枚に付	同壹	分
一鹽	鯉百本に付	同三	分	一鹽	鯉拾本に付	同五	分
一串	鮑十連に付	同壹	分	一海	月拾貫目に付	同貳	分
一鹽	鮑壹樽に付	同壹	分	一魚	油貳斗入一樽	同壹	分
一ほそめ	拾貫目に付	同五	分	一江	百把入壹個に付	同壹	分
一赤昆	布五拾本拾包に付	同壹	分		豚拾貫入	同貳	分
一心太	草拾貫に付	同壹	分				

但鯨の義は御定之通

出物御役目録

一米	壹石に付	銀三	分	一大豆、小豆	壹石に付	銀三	分
一小	麥壹石に付	同三	分	一酒	貳斗入壹樽に付	同壹	分
一醬	油貳斗入壹樽に付	同八	分	一酢	貳斗入壹樽に付	同六	分
一糲	壹石に付	同三	分	一味	噌拾貫目に付	同壹	分
一な	漬貳斗入一樽に付	同三	分	一蘆	十枚に付	同五	分
一菅	附十枚に付	同四	分	一九雪	は勢拾六貫目入	同貳	分
一餘	拾六貫入	同貳	分	一葉	葵百斤に付	同四	分
一粉	糠四斗入壹俵	同貳	分	一紫	根十六貫目入壹個	同四	分
一和	布拾反に付	同壹	分	一葉	羽筵拾枚に付	同壹	分
一菅	笠拾階に付	同貳	分	一葉	子壹駄に付	同三	分
一酒	粕四斗入一俵	同五	分	一油	粕鯉拾六貫目壹個に付	同壹	分
一素	麴拾六貫目壹丸	同四	分	一新	床拾枚に付	同貳	分
一酒	樽壹に付	同貳	分	一鱈	樽壹に付	同壹	分
一戸	壹本に付	同三	分	一障	子壹本に付	同貳	分
一鐵細工物道具	十六貫目壹個	同拾	分	一まの皮	五尺細壹貫目形拾	同五	分
一唐	からし壹駄に付	同貳	分	一午	房壹駄に付	同壹	分
一ね	き壹駄に付	同壹	分	一赤	昆布五拾枚拾把に付	同八	分

一次	昆布	五拾枚燈籠に付	銀六分	一ほ	そめ	壹駄に付	銀壹分五分
一天	草	壹駄に付	同壹分	一黒	海苔	拾六貫目入成駄	同貳分
一古	苔	十六金入二駄	同壹分	一煎	海鼠	拾六貫目入	同拾五分
一千	鮭	百本に付	同七分	一鹽	引	百本に付	同拾分
一串	鮑	拾連に付	同五分	一鱒	壹駄に付	同貳分	同貳分
一生	鱈	拾本に付	同壹分	一鱈	百枚に付	同三分	同貳分
一鹽	鱈	壹駄に付	同貳分	一雜	喉	壹駄に付	同貳分
一鹽	鱈	百本に付	同五分	一千	鱈	百枚に付	同貳分
一生	鮫	百本に付	同壹分五分	一千	鮫	二十本結拾束に付	同壹分五分
一千	か	十六貫目入一本に付	同六分	一數	の	子八貫目入一本に付	同八分
一千	鱈	拾束に付	同壹分	一身	欠	四千入燈本に付	同壹分
一生	海鼠	壹駄に付	同壹分五分	一鱒	子	壹駄に付	同貳分
一生	王餘魚、蛸、鯛、鱈	其外小肴物壹駄に付	銀貳分五分	一鹽	鱈	壹駄に付	同貳分
一鱒	鱈	壹駄に付	同壹分五分	一ほ	や	壹駄に付	同貳分
一鱒	鱈	壹駄に付	同壹分五分	一筋子	魚子	壹樽に付	同壹分

一鯨	拾貫目入に付	同貳分	一目	刺	壹駄に付	同三分		
一石	燒	鯨拾貫目に付	同貳分	一帆	立	買	壹駄に付	同壹分五分
一白	子	八貫目入燈本同八分	一藥	種	同上に付	同貳分		
一確	黃	拾貫目に付御役銀五分	一古	小袖帷子類	拾貫目に付	同貳拾分		
一丹	土	拾に付	一大	夜	き	壹に付	同五分	
一古	手	拾に付	一た	い	こ	拾に付	同貳分五分	
一小	夜着、布團	壹に付	一小	間	櫃	壹に付	同拾分	
一粒	く	り六貫目入燈本に付	一貫	指	綿	拾に付	同五分	
一夜	具、布團	拾六貫目入	一切	糸	萬筋	に付	同三分	
一木	綿	拾反に付	一拾	拾	に付	同五分		
一單	物	拾枚に付	一茶	一本	に付	同七分		
一三	ッ	五器百具に付	一四	ッ	椀	百具に付	同貳分	
一水	砂糖、白砂糖	十斤に付	一玉	砂	糖	十斤に付	同壹分	
一鯉	節	拾貫目に付	一南	部、松前船	水主一人に付	壹分五分		
一た	ひ	船	但年中燈度之御役	但年中燈度之御役	但年中燈度之御役	壹分五分		
一地	船	水主一人に付	但年中燈度	但年中燈度	但年中燈度	壹分五分		

一同 所自下之船 糶米三斗 一南部松前地船 主水一人に付貳斗つゝ九斗
主は御役御免に而渡出申候

一當所着岸之船南部松前之通荷物濱上致候は、御定之御役取立之上船上げ申に
付重而積出之節積荷狀引合改出し可申候

一當地にて合船之新艘旅船地船共其年中御役御免之事
右之通御坐候亥正月自役被仰付候處ノ澤番記

〔網〕九月、宅地寶曆元帳成る 日缺

〔目〕檢地之上町屋敷元帳出來致候これを寶曆の御元帳と稱し貞享水帳より次へきの貴
重の御帳より有之候

青森町屋敷御元帳

青森町

畑屋敷三拾七町四反四畝貳拾步 古高

分米三百拾壹石九斗五升九合

同町壹町五反九畝貳拾步 新高

分米七石九斗壹升貳合

畑屋敷合參拾九町四畝拾步

分米三百拾九石八斗七升壹合

内

諸品成

五町貳反四畝貳拾參步

分米三拾三石六斗六升八合

殘而三拾三町七反九畝拾七步

分米貳百八拾六石貳斗三合

右之分

中畑貳反三畝貳拾八步

分米壹石壹斗九升六合

下々畑七反拾步

分米七斗三合

上屋敷八町貳反八畝貳拾步 斗代壹石

分米八拾貳石八斗六升七合

中屋敷四町九反貳拾四步 斗代九斗

分米四拾四石壹斗七升貳合

下屋敷拾九町六反五畝貳拾五步 斗代八斗

分米百五拾七石貳斗六升四合

成米百四拾三石壹斗壹合

小役米拾石五斗八升九合

寶曆五乙亥年九月

落合市郎右衛門
佐藤與右衛門

〔綱〕標符を施行せり十五日より

〔目〕此度標符初り通用被仰付米錢並一切之諸色此標符に而相渡十ヶ一は正錢に相成候

在方は有り米を以御藏に買上壹俵拾三匁換町家は無高之標符あり村井菴記

〔編者〕曰く標符は今の紙幣と其模型を異にせざるも其の用たる何ぞ別たん當時はこれをべらと稱せり紙よして翻々然即ちべらく實用無しと惡罵せるの辭なり固より人々の信用を博せる能はず故に標符の買物は丁重も猶これに接するを厭ふのみならず或は無禮の舉動に渉るものも少からずと或は然らん然りと雖通用價格は正金銀錢に異なる無かるべきの嚴命あり故に本年は諸民難儀も苦む言語も絶へしと舊記を見ゆるも似ず餓學者は津輕郡を擧げて僅々數ふべしと聞けり豈荒政策の已を得ざるもの非ずや但價格は日を追ふて賤きも陥り七年七月に至り僅々滿二ヶ年にして廢止に屬するは已むを得ざるの情實あればなり詮ざる處は標符發行の高は藩應在來金錢米の三高より過多なるのみならず其負擔も一々當時運送方と稱する商賈に任することなれば決して實貨更換の有ること無く標符を有するものは死紙を握るの感無き能はず借令彼れが如きの嚴命ありと雖價格の日に賤しからざる

を欲するも何れ得べけんや豈惜むべきの至りならずや又曰く舊時は一に正金銀錢を費んで紙幣を賤しむの風あり故に或は且にしてこれを實施するも夕に廢止するの已むを得ざるに至らば獨り我藩のみならず何れの藩を問はず皆然り窃か怪む金子銀子の實貨は五拾兩百兩は猶可なるも千兩以上は重量はこれを如何ともせざる事無く乃ち緡錢に至りては貳百匁以上とすれば幣力壯漢を要するに非れば駄馬も借らざるを得ず豈携帶不便の甚きならずや携帶の不便は商賈上に不便を與ふる多大なるものなり吾故曰く藩應をして當時果して交換の實貨を預め備へしめば何ぞ紙幣のべら々たるに患んや明治以來の紙幣現行に徴して知るべきのみ惜ひ哉舊時の紙幣は皆乏貨補填のみ其終りを全ふせる能はざる宜かり寶曆の標符は我藩有名の經濟家を以て自ら任する乳井貢か獻策に成る一時の乏貨は濟ひ得るも而して其人望を失するも職として標符に因ると謂はざるべからず無源の紙幣施行すべからざる實に如此哉

〔綱〕十一月、造酒家命名を改む及び鑑札書換を命ぜらる

〔目〕是迄造酒を造株と唱來候得共爾後酒造稼と改む從來鑑札書替可申に付來る十五日迄所持之鑑札上納可申之御觸有之村井菴記

〔綱〕曆法定まる 月日缺

〔目〕是迄之曆法御改に相成り先つ以是迄之曆法に比すれば春の彼岸は七日程進む村

〔綱〕凶 歉

〔目〕當年時候不順田畑至而凶作元祿八乙亥年飢饉以來無之不熟にて有之候酒酢醬油麴類其外米大豆に而製候食物菓子之類造込仕立堅停止被仰付之御家中在共に神佛之縁日乘備候義年始之餅蓬茶飾之外無用

五節句彼岸餅赤飯粽之類共に無用炭粘候様

當作不熟に付難有 御意共江戸自度々申參以御書付被仰出之

寶曆五年亥大飢饉其年も夏中一向陽氣無之出穂かく田畑凶作に候得共其頃乳井様御仕法に而御國中之人壹人も死不申候翌年田畑一向に荒不申候猶又御國中米銀不殘御上り取上げ銀手形と申ものにて賣買米壹匁に壹升貳合なれ共右手形に而賣買申候故誰一人困入る者無御坐候金持共を運送方申役人に致し不殘町人米金繰出し申候御上之米も六月より一向御登せ不申に付諸色澤山故却而平年極難之者は此年に至り暮し能相成候

青森之運送方は伊香利助伊淵藤兵衛深澤の取扱は窪田七三郎中嶋久兵衛小泉久兵衛清藤四五右衛門内山番記

〔編者曰く乳井貢の荒政策を講ずるや善く時機に投ずるものと謂ふべし昔として蘇符を施行し金融をして圓滑あらしむ豪商豪農を延き以て運送方を命じ貯蓄米金を

挑發せしむ糶米を嚴禁して傍ら酒醬釀造穀物濫製に及ぶ屢懇篤の君諭を下し民心を感諭するに務む故に舊記に曰く當年結局は米金國中に充滿せりと虚言に非ざる也十一月に至り造酒家に命して寒釀を謀らしむ以て倉庫の充實する徴すべきなり貢氏の如きは豈真有爲の人材あらずや經濟自任の名に負かざるものと謂ふべし

〔綱〕寶曆六年丙子四月、公初めて封に就く

〔目〕屋形様當年初めて之御入部被遊候一昨々年十二月を以て御被爲蒙仰御官名奉稱土佐守様と候

〔目〕六月、十三ヶ條の革命發布あり 日 歎

一 借貸無差別相成候事

但御郡内之者家業相立候分者悉上より御養を致頂戴永久相續相成候事に候得

は一分之利欲を貪り相互に苦候事甚嘆敷被思召候譯

相互に出入差引之上拾ヶ年以來借出し之分有物員數に結び合元高に相成候

譯

一 持合金銀員數悉書出可申事有物同斷之事

但右員數惣高之儀者國家の貧富御太切之御秘事に候故他之見分に相成さる事

御元司並當時取扱候御運送役盡人之外他に相知候者無之譯

尤右員數不明細候者は年々御郡内出入惣勘定殘物迄相知さる譯
一家業相立候者相續方之事

但其家々年中續方大略差積可有之事

尤家業成物之高銀拾分一を以渡世可致事に有之候間家業全體此儀を以て不
忠有之間敷譯

有物拾分之一を以て渡世相成がたき者には商物高仕入拾分之元高を被下置
候譯

是迄從他領入來候產物此後御郡内にて御取立此分一家業相成候時未成就
ならざる間は拾分之一を以渡世相續相成ましき之間夫迄といへども御養被
下置候譯

但其品々取立之分直段差積有之候

一運送之儀者有無通し合全體商家之本業たるべき事

但士農工三職者運送之儀に不相拘之譯御給祿有之者は食料之外は悉金銀に代
り有之筈右金銀はおのつから商家之所得に有之譯

但工職中に筆墨紙之類其外四民は融通し運送に相成候品作出る職人は皆商
家之手配により候故商家に準し可申事外武器等之職に不通分は格別之事
一年中銘々相續算用出入之儀者帳合を以相濟候事

但銘々相續帳表より年中差積候拾分一銀目相記候而右銀高何品によらそ取入候
得者夫限にておのつから帳合より相成候譯

一家業悉一品に相成候事

但仕入高銀平均壹割掛にて直段高下無之譯

尤前書相記候士農工給祿有之分へは金錢に而賣渡候筈其餘商家は皆持前拾
分一之利體にて相互に通し合員數相記置勘定相濟候之譯

一隣國佗郡自之諸借金は從上御返濟之道理に相成候譯

但是迄一分に借入候も自分之事に候得共御郡内致仕居候而御國に相拘候道理
に候事

尤借金員數書出可申事

但借金新古有之筈此儀におゐては御倉庫に相拘候可有心得事
他國に養育之料差遣候者從上被下置道理之事

但拾分一之内

一持合田畑成米穀賣上之事

一切之穀物悉大庄屋御運送に買入藏々に納置候譯

一御郡内米穀相場高下無之事

但金相場六拾目之事

他領は賣米直段相對之事

御郡内米直段一統平均之上

一問屋家業之事

出入商物産物會所立置取扱方相成候譯

人宿相對たるべき事

但旅籠屋は格別たるべき事

一御切手紙所持之分正米之體に而有物員數に相成候事

御手續證文同斷

但御切手紙質物に入置候分者是迄之分利足壹歩にいたし元銀も結び質屋に

相立御切手紙は質主と相返り候譯

一日市引取之事

但町内にて市場片付候而其所へ商物持參賣買に相成候事

尤現金取引に有之候譯

(編者曰く十三ヶ條革命は各其趣旨を異にする如きも歸する所は津輕を擧げ都鄙を問はず平均一割利子の外は私に左右するを得ざらしむるにあり貸借無差別は先づ豪富の勢力を頓挫せしめ物價平均の基礎を立つるものなり運送方法は商業の大主眼なり運送を獎勵するは貨物融通をして活潑ならしむるにあり融通活潑するに非

ざれば孰れか一割の利子に安んずるものこれ有らんや田畑成米穀を買上げ藏納めとし米穀相場に高下無からしめ家業は悉く一品ならしめ問屋家業を置き日市徹去を命ずるは皆以て懇憫丁寧平均を維持するを講ずるより佗策無なきものなり隣國他郡の借財を公庫支辨と爲されば貸借無差別の旨趣立たず日市徹去を命ずるに非ざれば平均法に障害あり各人資産を仔細にし公紙の空米金も看倣すに實物を以てし年相續方を帳簿に徴するは國國現在金銀高を調査して經濟の豫定を疑するなり吾故に曰く若し貢の旨趣即ち該十三ヶ條をして永く施行せしめば五尺の童子をして市より行かしむるもこれを欺くもの無きに至るべし惜哉使嗟其人に非ず姦商足羽長十郎か賣る所となり身隨ひて廢黜せられ今に至る迄人皆貢の借貸無差別と惡罵して止まざらしむ嗚呼借貸無差別なるものは平均法の基礎たること能はずして徒に豪富を顛覆し譏りを後世に遺すの紹介たるのみ青森古老も嘗て亦云ふ青森姦徹の原由は寶曆の貸借無差別なり運送方伊香理助伊關藤兵衛外數人歴々破産す徴すべしと其然豈其れ然らん乎と謂はざるを得ず

〔綱〕寶曆七年丁丑六月、運送役加擔伊香理助以下五人無罪放免となる 二十六日

〔目〕當三月運送役加擔伊香理助、瀧屋宇兵衛、播磨屋三郎、右衛門、寺屋忠右衛門外一人足羽長十郎入牢に付同様入牢被仰付候處無罪と而出牢に相成候村井番記

〔編者曰く乳井貢の失敗するは足羽長十郎なる者に信任するにあり伊香理助以下は

當時運送加擔役にして皆長十郎の命に唯これ隨ふものあり監獄の奇禍を買ひしは蓋しこゝに在り而して理助以下皆青森屈指の所謂酒屋旦那連中にして姦邪を企圖する如き者に非ず其無罪放免せられたるは固より其所なり

〔綱〕七月、標符を禁す 朔日

〔目〕標符通用帳相止正錢遣に相成村井番記

〔綱〕寶曆八年戊寅正月、出入船舶及難破船等ニ關する十三條の發令あり 日誌

〔目〕覺

- 一 當所着岸の船は南部、松前との通荷濱上致候は、御定之御役取立之上船上申付重而積出候節積荷狀は引合改出可申事
- 一 當地に而合船之新艘旅船地船ともに其年中之御役御免之事
- 一 御家中荷物町人共は頼差下候分申立之上荷主手形勘定奉行裏判にて入役御免之事
- 一 上方荷物積參候時分荷物隠し揚不致候様手附足輕夜廻等申付尤隠しもの出不申様晝夜無油斷相務候様可申付事
- 一 御國町人より上方並南部、松前へ音物何品よても少々差遣候分は湊目付見届之上御停止物之外少々は出候様可申付事
- 一 他國船其國々役人より船頭、水主人數書付船往來手形持參差出候間右之表相改

水主御役申付湊目付印形に而御領分中廻り切手差出可申候御國之船は其所之町奉行湊目付自船往來手形差出候猶又御領分中廻り切手とも持せ可申事

附 御領分中廻り切手之表中物名目、糶米、積石高共に書入に而向々に而相改裏書出可申事

一大風之時分地他國之船共隨分情を入助可申旨浦々之者にも兼而急度申渡置候間大風に而及難義候船有之候は、各罷出其所より人足出せ隨分相働介候様可申付事

一 荷打又者破損船有之節何品も寄らず濱へ揚候もの人足申付少も紛失無之様取集置船頭は相渡可申候荷物海中沈物をば拾歩一浮物者貳拾歩一公儀御定之通取揚候者に遣申筈之事

附 梅邊寄物流物等有之候は、取揚置相改差圖之事
一 船破損之節若船頭、水主之内和果候は、死體片付之儀は大切成事に候間町奉行詮義之上疑敷義無之候は、死體片付せ其趣注進可申候

但日之丸御印船之儀可爲格別事
一 荷打船損破船有之浦手形望申候は、船頭、水主自右之譯口上書取候而之上浦手形出可申事

一 船着岸致候は、早速船宿より湊目付に何國何船尤荷物積參候は、積荷狀不殘

湊目付の宿より出候様可申付事
一 荷物船より揚候節濱にて相改入役申付尤疑敷荷物は宿に賦置候而追而披見可申候

一出諸材木湊役之義は唯今迄之通取立可申事
右之通相定候間其心得可有之事

寶曆八戊寅年正月

勘定奉行村井番記

〔綱〕八月、三國屋清兵衛大浦濱に於て製塩せんことを請ふ

〔目〕

一大浦於濱塩試焚地面長八拾間 幅四拾五間惣坪數三千六百坪

内

貳百五拾五坪五歩當荒地開墾仕候所惡水多に付給地に仕置候分

五拾九坪壹歩流水取壘坪成下七拾六ヶ所之分引

但流水取壘壘ヶ所長さ七尺幅四尺此平均壘ヶ所に付七歩七厘七毛當り

引殘て三千貳百八拾五坪四歩 取水濱地

此流水取壘七拾六ヶ所に付濱地四拾九坪八歩當り

一年中三月自九月迄七ヶ月

但壹ヶ月之内十日宛取水仕候得者

此日數七十日

内

三十五日上々天氣に而流水壘ヶ所日取水八斗つ

三十五日中天氣に而流水壘ヶ所日取水三斗つ

平均一日壘壹ヶ所自取水七斗宛

一 七十日取水千八百六拾貳石

但濱地三千貳百八拾五坪四歩之内

千六百四拾貳軒七歩つ、一日替りに取水仕候此取水一日に付平均貳拾六石

六斗つ、此流水取壘三十八ヶ所但總流水壘七十六ヶ所之内三十八ヶ所一日替りに付如斯

一 此焚出鹽九百八十六石八斗六升

但取水壘升自出鹽五合三夕當り焚出鹽右之通四斗入俵直し貳千四百六拾七

俵壹步當り

此入用

一 七貫貳百八拾匁

常入人夫一日八人つ積一ヶ月給代百三十匁見積一

一 六貫三百匁

右飯料白米にて四拾貳俵

但一人に付壹升扶持七ヶ月分

白米壹俵に付百五拾匁之見積

一貳貫三百九拾貳匁 釜炊之者晝夜に而四人つゝ
 但一人前賃錢晝夜に而五匁貳分見積晝夜に而十釜炊此炊日百十五日一と釜に
 付炊出鹽八斗見積り
 一壹貫七百二十五匁 右飯料白米に而拾壹俵貳斗
 但壹人前壹升扶持百十五日分
 白米壹俵に付百五十匁と見積り
 一壹貫五百五拾四匁 味噌一ヶ月付一樽半つゝ
 但拾三貫目入壹樽に付直段百四拾八匁見積り
 一貳貫五百貳拾匁 常入釜炊四人七ヶ月菜料
 但一日壹人前壹匁汁之質代並漬物共如此見積
 一貳貫五百匁 鹽入俵貳千五百枚拵繩共入り
 但壹俵付壹匁見積
 一八百八拾貳匁四分 濱遣道具手入代
 但荷内 はかた 柄杓取合 拾四本
 焚鹽かき込 四丁 竹鍬 八丁
 砂かき 八丁 砂寄 八丁 かき込 八丁
 此道具手入賃

尤其年に寄手入不仕候時分掛り不申
 一貳拾貫九百三拾匁 焚木百六拾壹棚
 但一晝夜に而壹棚四步炊日百十五日分
 右壹棚四步之見積り居小屋焚用入而如斯
 壹棚と申者高六尺幅五尺三寸
 一壹貫五百匁 不時雜用見積
 一五貫貳百匁 藤兵衛年中之給代
 但三月自九月迄鹽取中者一月五兩つゝ
 入用惣高五拾貳貫七百八拾三匁四分
 此所は焚鹽出高
 貳千四百六拾七俵壹步五厘
 但壹俵に付貳拾壹匁三分九厘當り
 右之通仕様積り壹俵直段如此御坐候此外に三月自九月迄常入八人つゝ日數貳百十日之内晴天七十日引残り百四十日不正雨天之見込に而寝手間に相成候に付常入八人分給代並飯料菜代共錢高八拾貫八百九十七匁三分貳厘に相成候に付七十日之出
 鹽貳千四百六拾七俵壹步五厘に割合仕候得者壹俵に付四匁五分壹厘壹毛に相當り

申候
前書之通仕様積り荒増考量調表如此御坐候間乍恐宜被仰上被下置度此段奉願上候以上

三國屋清兵衛

惣名主中様

乍恐以書付奉申上候私儀於大浦濱鹽試焚出候義に付一昨年以來格段之御憐愍被仰付被下置右御蔭を以去る四月中濱皆出來仕塩取方に相成候段冥加至極難有仕合奉存候隨而早速焚出可仕心得り而四月二十五日自鹽取方に相掛り候得共折節入梅に相成雨天勝に而六月五日迄取水日數十九日取水仕右焚出鹽四斗入儀に而百壹俵焚出に相成申候其後六月十三日自七月十三日迄二日取水仕右焚出仕候處四斗入儀に而百四拾俵焚出に相成其後盆中雨天勝に而于今取水も不仕罷有候尤四月二十五日自七月十三日迄取水日數都合四十二日右出鹽之義者先日見込通に御坐候得共凡八百四拾俵程焚出に相成可申處漸々貳百四拾三俵焚出に相成左候得者申上候高相違に相成候段奉恐入候に付精々穿鑿仕候所此度藤兵衛自書付に而申出之通昨年試焚出候所濱惡場多候故鹽性も不宜依而當春元砂取捨新規砂入替仕候所鹽性之義者格段宜相成候得者右砂遣ひ習らし不申内者鹽附方不宜右に付當年之所見込相違仕候乍去四月以來右體砂も遣習らし候故明年に相成三月自九月迄七月之内

壹ヶ月に十日つゝ取水仕候得者貳千五百俵出鹽に相成候義委細藤兵衛自申出相違無御坐候間是迄申上方相違に相成候段重疊奉恐入候得共其段御宥免被下置今一應明年焚出に相成候様御憐愍之程奉願上候尤私儀者別紙調書を以奉申上通一昨年来過分之入目高に相成手段行届丈け者精々苦心仕候得共當時に至り日用凌合も相成兼體敷に御坐候得者此末之處迎も行届兼鹽濱行ひ方之義も私如き不行届之者に而者盛産之義無覺東萬一不盛産に相成候而者是迄之御憐愍忘却仕御國益之端も空敷相成姿に而者深奉恐入候依之鹽濱之義者乍恐御上様へ奉差上候に付以來御手濱に被成下置度奉願上候左様相成候得者召使之者共迄も自然御縁相立萬端手違無之様に相成候得者鹽濱盛産之義相違無御坐候様乍恐奉願候間何卒御格段之以御沙汰右願之通御手濱に被仰付被下置度奉願候隨而奉願上候義重々恐入奉存候得共一昨年来別紙入用高之内三拾四貫四百二十六匁六分五厘自分物入仕候内拾八貫目程銀主方自繰出金に御坐候間明年鹽濱盛産に相成彌御見込相立候は前書拾八貫銀主に返金に相成候様御憐愍被仰付被下置候得者冥加至極難有仕合奉存候右之趣乍恐宜御沙汰被仰付被下置度此段奉願上候以上

三國屋清兵衛

惣名主中様

此度以書付申上候次第去る子年四月中貴殿に加擔仕御當國におゐて鹽濱開發可仕

旨申合所々一見仕候處大浦濱之義者隨分鹽濱開發地に宜場所に付右之趣申入候處
 去る丑三月中自普請に取掛り同閏五月中迄可也試焚仕候丈普請出來に付其節少々
 試焚出仕候得共皆出來と申義無御坐候故鹽性も不宜其上去る丑年七月二十二日之
 變風より濱大破に相成其後夫々普請仕當二月自四月中頃迄濱出來仕候より付則鹽取
 方に相成候所先に申合通自見込相違より相成譯者濱之内惡場所等も有之候に付其所
 自右砂取捨新規砂入替候に付砂性新敷遺習らし不申内者鹽之附方見込通りに附不
 申右之所自相違に相成候得者明年に至り候得者三月自九月迄一ヶ月之内に十日つ
 づ之取水仕候者此焚出鹽四斗俵に直し貳千五百俵急度取上に相成候尤右上り高之
 義者濱坪割並取水日割付別紙仕様積り之通相違無御坐候間右之心得を以貴殿自向
 々様に奉申上候様此段申上候尤私給代之義者三月自九月中迄鹽取中者一ヶ月五兩
 つゝ十月自二月迄者一ヶ月三兩つゝ年中五拾兩之給代相掛被下候は、前書之通無
 相違鹽取上げ可申候間右之趣御開濟被下度此段御願申上候以上

寅八月 鹽師 藤兵衛

三國屋 清兵衛様

(編者曰く商賣に大小あり店頭に坐し一家經營に役々たるものは小商あり事業を起
 し製造を試み大に公益を謀るものは大商なり清兵衛何人そ憤を發して製鹽に従事
 し大に公益を謀らんとす大商と謂はざるべけんや奇男子と謂はざるべけんや夫

れ津輕は米郡あり而して三面皆海魚族固より乏しからず唯虧くものは鹽にして國
 人苦む所はこれのみ清兵衛進んでこれに當る其志は誠に好矣な何ぞ一兩年なら
 ば産を破りて而して廢止せざるべからざるの悲境に陥るや然りと雖東北地方の製
 鹽より可ならざるは天の命する所借令人力を以てこれに抵抗するも支梧すべからざ
 るもの有りこと、を詳よせず徒に鹽師藤兵衛を信し若き愚劇を演ずるは清兵衛の爲
 に惜まざるを得ず夫れ製鹽業は元祿年間忠兵衛が平内地方より創り大浦は樋口彌三
 郎佐々木玄真東海榮藏佐有志者隨て起ち隨て倒る近日小倉周藏力を淺虫泉熱より借
 るの新發明を爲すに至るも猶收支相償はず今は其業轉々相傳へ委微振はず有るや
 無きやの間より居る豈獨り清兵衛の罪のみならんや

網用達金を命せらる

(目) 御手繰方被差支候工付御用立金被仰付候様非番記

網寶曆九年己卯四月、鷄の尾は特貢すへし

(目) 烏毛御繼之鞘御入用之鷄之尾去々年自上網無之御差支に罷成候前々之通鷄尾九寸
 以上御武具藏の上納候様申付候此旨可被申付候
 (編者曰く舊時大小名の何ぞ其れ暴戻なるや用度足らざれば即ち用立金を命し槍飾
 毀壞をれば敢て鷄羽を特貢せしむ佗我が意の欲する所は皆然らざる無し夫れ用を

節すれば常租税にして足る用を節せされは限あるの租税を以て厭く無きの需めに供せんとす民力を竭すも争でか能く其慾を満たを得べけんや乃ち用立金を命するに至りては返金せらるるも固より美事と言ふべからず況んや亦時として返さるの妙からざるをや鶏尾特貢は大小名資格上より實に已むを得ざるもの有り然れども國には常貢あり常貢外は一毫たりと雖宜しく其價を定めてこれを購求せし何ぞ疾言遽色し上納無之御差支に相成を以て嚴命をることこれ有るへけんや人に君たるものは宜く謹まざるべからざるなり然れども深宮に養はれ婦人の手に長する太平無事の君は猶恕すへし路に當るの有りにして何ぞこれを思はざるや

〔綱〕錢納復舊は港税は限り特許せらるる

〔目〕青森間屋共申立候渡御役錢金納に致候得共兩替違等有之難義に付前々之通錢納に願之通被仰付候村井書記

〔綱〕六月、たはこ町介十郎は追放に處せらるる

〔目〕今度其方兄弟喧嘩之節其方母と誤候段不屈之至に付申立如何體にも可申付候處其方母並たはこ町中之者共候申出此度は免じ蓋町自たはこ町中相構家屋敷家財とも母取せ其方夫婦家を追出し申付候以後右兩町に立歸候に於者此上急度可申付候村井書記

〔綱〕七月、灰降る白毛を雜ゆ 二十七日

〔目〕二十七日殘暑甚強晴天に有之候所晝九時頃沖合西北之間自雨雲之様に曇八ツ時過に至既に地方一圓に黒曇に相成灰降申候風一向無之終夜翌朝迄に灰之厚さ五六歩降敷菓木花葉薄雲之掛候様に而諸人唐笠を差往來致し白毛も交り降り候毛長二三寸白六七寸迄二十八日朝五ツ過自降止申候尤作物には少も障に相成不申候

〔綱〕雪雨らす温度甚高し

〔目〕當卯十一月十九日寅刻寒に入寒前自殊之外暖氣雪一向降不申寒中度々雨降折々之雷地震少も氷不申十三湖杯は始終川瀉共に氷閉塞不申十二月十八日寒明申候ケ様成暖氣之寒中六七十年にも覺不申由老人共申候十二月晦日杯は至而日和草履道に而土之上は門松立申候弘前も同様來作如何有之や時候不順に被存候當秋に至り穀物に死米多有之候は灰ふり候故と諸人申候村井書記

〔綱〕寶曆十年庚申五月、日之丸城米船入港せり

〔目〕平岡彦兵衛權御代官所酒田御役人井上文治殿 一日之丸御城米積船

周防國破波浦直乘船頭源作水主共拾九人乗出羽國村山郡川原子村上
乘善四郎
俵印 漆山御料

御米三千百六拾貳俵六升但三斗七升入

浦役人御扶持米五俵 同

上乘船頭水主糧米九拾四俵但五斗入

内貳俵上乘糧米

柴村藤右衛門様御代官所坂田御役人拓植吉藏殿

一同

周防國破波浦直乘船頭又吉水主共貳拾人乘

出羽國村上郡岡村上乘與吉

長湍御料 俵印十

御米三千五百六拾七俵四斗壹升但五斗五升入

浦役人御扶持米五俵 同

上乘船頭水主糧米百拾俵 但五斗入

内貳俵上乘糧米

右兩艘共羽州酒田湊に而御城米積受東海廻り江戸に登船五月六日同所出帆同八日庄内飛嶋に入船同十日同所出帆十一日晝九つ時御當津に入船仕候に付此段御斷申上候以上

辰五月十一日

秋田屋惣左衛門

一日之九御城米積船

周防源作拾九人乘

同國又吉貳拾人乘

右者東海廻江戸に登り船五月十五日朝五ツ時出帆仕候に付此段御斷申上候以上

辰五月十五日

秋田屋惣左衛門

〔綱〕竹野屋與次兵衛以下四人廻漕船定宿を命せらるる月日歟

〔目〕本年白津輕屋三右衛門請負船宿伊勢屋八十郎方引取四人之者に相頼候よし御勘定所自申付らる人々左に

竹野屋與次兵衛

石戸谷勘太郎

金澤忠左衛門

岩城屋吉左衛門村井番記

〔綱〕寶曆十一年辛巳六月、巡見使柳原佐兵衛、布施藤五郎、久松彦右衛門來る

〔目〕六月二十七日松前自御巡見使御着被遊候

御宿

柳原様 大坂屋新兵衛

布施様 近江屋善五郎

久松様 池田屋太右衛門

御出迎として諸手物頭牧野左次郎様御見送として狩場澤の御馬廻組頭添田主計様
青森町火之廻には寄合鶴川八三郎在番は蒔苗市兵衛御通筋案内者青森町奉行小笠
原作兵衛安藤七郎左衛門引船御用には廻間新助村井喜記

〔綱〕寶曆十二年壬午八月、公來る日^{十六}淹留する日あり濱町岩城屋吉左衛門火を失ふ

十八日

〔目〕屋形様初而御來濱に相成候當所御着之節御目見被仰付御町奉行御兩人麻上下に
而但上下六人つゝ、若^若黨^黨或人^{或人}町同心^{町同心}登^登人^人安^安方^方町^町形^形細^細之内に罷有町年寄兩人上下貳人麻
上下御通濟御町奉行拙者共も御跡自御假屋に參り御供之諸士宿々の御附候後御宿
見舞仕候則晚御夜詰濟歸宅

一御先拂町同心警固兩人羽織袴に而御先拂自貳拾間程先に立
二御着之節當所在番之御役人中御目見場所左之通

矢場御番所前

御在番物頭

御在番所前

御目付代

上新町方腰添に

御目付

一御着一兩日過差上物被致候面々

御在番物頭

御目付代

御目付

御藏奉行

御町年寄
御印書兩人

役醫 惣名主

右之外役柄之人町重立候町人共自差上物前々 自御坐候

一御着則日自日々御町奉行御壹人町年寄壹人御印書壹人御假屋に相詰候事

一御着之節張番

一御町奉行所前自米町之方に諸手足輕壹人

一大手先安方町拾間程上之方同 壹人

一同小路之内 同 壹人

一上新町之内 同 壹人

一中新町之内 同 壹人

一右五ヶ所 同 壹人

一御通筋小路々々五人組 壹人つゝ

麻上下に而罷有此儀は事保年中如此其後究保年中に而は羽織袴

一惣名主會所相立申事

一御假屋入用道具町々自借上取扱之者兩人會所相立取扱申事

一御供御家中宿割名主共吟味之上申付候事

一御下濱に付人馬入用在方自加人馬之事

- 一 御香會所安方町に相立右取扱人兩人
此取扱人と安方、堀貝町名主
- 一 御假屋に而御料理方御用諸品買上取扱之義御買物役致候事
- 一 人足傳馬取扱候町同心壹人 馬指貳人
- 一 月行事代々罷出帳付候もの兩人
- 一 御逗留所々々御成之節御町奉行御兩人町年寄一人御先拂仕候
- 一 淺虫御發駕之節爲御見送堤町に出候面々左之通
 - 橋詰 南之方 御町奉行兩人 町年寄兩人
 - 北之方 御在番御物頭
 - 西之方 御寄合 湊方 御藏奉行
 - 町々張番
- 一 堤町自松森町之通拾間程上之方町同心壹人
- 一 博勢町自諏訪之通 同
- 一 米町上林前自上之方拾間程上之方 同
- 一 本町利三郎前自拾間程下之方 同
- 一 竹野屋與次兵衛小路之内 同
- 一 安方町大手先角自拾間程上之方 同

其外角々南北に五人組袴羽織に而罷有候
 淺虫御成
 一 御船奉行御立被成候事
 前々自湊方被仰付候問屋之内重立候者兩人
 一 御召船 御供船 但水主單物手拭 御買物役自受取
 一 御船場 濱町勘番所之下少し東之方
 一 御乗船橋 右同所に掛る長四間程
但橋丸太六本橋板草織其儘に而上々敷敷板 厚さ壹寸程三寸釘に而打付高欄は唐竹に而
 一 御供船橋 長板三枚高欄付但御召船自十五間下る
 同二十日町中御巡見被遊候九月十一日弘前に御歸城御家老御供は棟方十左衛門殿
 御用人戸田清左衛門殿御持筒足輕頭神力之助御書役矢川文内佐藤理兵衛大谷津七
 郎御中小性頭黒石軍兵衛菊地源太左衛門御目付鳴海藏人成田文左衛門大豆坂通上
 御假屋に御着に相成候
 十八日之夜濱町に出火有之火元岩城屋吉左衛門に而本家拾七軒借家十四軒土藏一
 ヶ所潰家十一軒右に付爲伺御機嫌御手廻組頭御用人兼帶山田彦兵衛殿御近習小性
 黒瀧孫藏其外火消御用大組物頭白取數馬諸手物頭竹内衛士郡奉行永田九兵衛勘定
 奉行大瀬十之丞御目付馬場郷右衛門罷下翌日歸る

右之節町々宿々不足之上出火に付火消之衆並御機嫌窺下り四ヶ寺に町奉行中より手紙にて申遣宿並御賄等相頼漸々間に合申候村井番記

(編者)曰く君行く師従ひ郷行く旅従ふとは獨り漢土の古典なるのみならず舊藩時代にありても然りとせり然りと雖警衛は猶恕すへきも僅々數日間の封内巡視に何ぞ執參政を要するこれ有るべきや假りに警衛は必需と看做すも勁武にして侮を禦くへきの數人ありて足るべし何ぞ必ずしも數百の大卒を帥ゆるこれなさんや蓋し本行は入部初めの下濱とすれば百事擴張しこの議に出てしなるべきも畢竟嗣君に大名の大名然たるを教へ驕傲侈大の域に勸誘するに非ずや又濱町失火は十餘軒に止るの小災のみ小災に向ふて慰問使に消防使に弘前より絡繹絶えず借令脚力の世にして事情容易弘前に通せざるも延及の大小は風力如何に問へば辨し得べし新町と濱町とは相距る近しとせす直接間接の關係さへ無しと言ふも經ゆるに非るへし然らば則ち君臣の情誼よりしてこれを言ふも一介使を發するはこれ可なり猶何ぞ數隊の消防卒を遣るをこれ要せんや當時青森港勢式微に屬し商況振はす飢饉若臻の際會なるに連日八百餘名の淹留大賓あり一宿再宿なるも頓加數百千人とすれば市民の難苦其れ如何そや晝夜一睫を交ゆる能はず一々奔走に困憊せしは村井番記に宿並御賄等漸々間に合中の筆法に徴しても知るべき也一遊一豫は諸侯の度たりの本意は其れ安に在るや吾は舊藩の爲に追思長大息して止ます市民當時の爲めに

懇盛して今猶餘りあり

〔綱〕十一月、鱈漁多し

〔目〕當年鱈澤山出る大鱈にて壹本五分内外のものなり村井番記

〔綱〕十二月、地震ふ

〔目〕十六日暮れ六ツ時地震青森は殊の外強く小見世藏之野さや等一二軒潰れ痛む寺々少々つゝ之痛損有之則夜度々其後二十四五日頃迄晝夜一兩度計宛地震南部邊及騒動候程之強き之由當年寒中始終無忽諸強き寒氣幾年にも覺無之嚴寒地震に付狂歌あり

極月に地震とまいる福の神

萬歳樂といふ井納る

村井番記

〔綱〕寶曆十三年癸未正月、地震ふ數回四月に至る

〔目〕正月五六度の地震あり夫自四月迄毎月一二度計地震せり村井番記

〔綱〕凶 歉

〔目〕當作不熟よて高田之分者半分范田は半作之内猶皆無と申す所間々有之大豆小豆大不熟大根も宜からす手前知行所大野十俵餘檢見引沖館村二俵引新田村知行所も畑之方壹俵貳斗入收納米青米多搗米壹升之内壹合五勺減る村井番記

八月十四日之事にて暮前自雨四ツ時過ぎ雷雨至而強く深澤所に寄り川添之田畑水
湛之場所も有之候所南部領八戸は前代未聞之大洪水にて城下家數拾軒流失致候よ
し同上

〔綱〕十一月、入米検査所を置く

〔目〕堤口安方口其外新城等も米留役所御取立被成本年は半作にして隠し津出米を
差留めらるゝの事に有之候村非番記

〔綱〕總船問屋より油川港船舶出入を禁せられんことを又々請願せり

〔目〕乍恐以書付奉願候然者青森港地他船々出入無數罷成惣町中間屋共衰微仕候に付
元文二年巳十二月油川村に而船取扱並商賣物等取扱候義古來之通御停止奉願候處
同三年午三月二十四日油川地船並上磯往來地廻り之小船調掛は格別其海邊船々旅
船共に此以後古來之通油川湊に入津不仕青森湊に若船仕候様被仰付被下置候而其
後青森港相應に船々出入御坐候而渡世仕難有次第奉存候然所近年又々油川地船者
勿論旅船共油川湊に出入繁同所而商賣物取扱中に付段々青森衰微困窮仕候別
而此一兩年者油川地船旅船共多入込申候其上當所に乗込候船々油川自沖合迄迎船
出し引留中物出入共商賣仕候に付船頭共諸相場聞合申參候に付御當所相庭様子等
申遣候所其後一向否之返事も無御坐候故油川に而諸用相違歸帆仕候様相見得御當
所參候船至而無數青森不繁昌に相成問屋共不及申上惣町中諸商人は勿論日雇手

間取之者迄難義仕候適當所の參候船御坐候而も弘前並岡在自駄下米青森は多く參
不申候故諸色船々自直段高直之由に而多くは空船に而出帆仕候に付私共荷物取扱
助成も無御坐候而必死之難義仕候依之恐多奉存候得共願之趣左に奉申上候
一旅船は勿論地廻り小廻り之船油川地船共古來之通青森湊に相廻り出入仕候様被仰
付被下置度奉願候
右奉申上候通油川地船たり共同所に而取扱候而は只今迄之通旅船共に出入仕候
乍恐油川地船も取扱被仰付被下置候は、前々之通岡在自駄下米當所の出入仕候
様も無御坐候而者惣町中端々之日雇手間取之者迄難義至極に奉存候並私共家業
渡世も相續仕度奉存候乍恐以御慈悲被仰付被下置度存奉候然者延享二年丑正月
奉願候處左に被仰付
青森湊濱町惣問屋共申立候油川船々古來之通青森湊に而出入諸役共同所湊目付
に而取立上納之筈申付置候間申立之通申付候此段可被申付候以上
右之通二月二十四日自取彌兵衛様御當所御町奉行森山彌七郎様關權次郎様申
參私共被仰付候同二月二十五日に棟方彌市様自關權次郎様に申參被仰付候寫
青森濱町惣問屋共申立候油川湊の出入願之義被仰付候自取彌兵衛御紙面之通
拙者共被仰付油川船々古來之通青森湊の出入諸役共同所湊目付取立之筈被
仰付候此段可被仰付候以上

右之通知共二月二十七日に被仰付難有仕合奉存候其後被仰付候通油川湊船々
着不仕青森湊に計入津出仕候に付私共家業不及申上端々日雇之者迄渡世相續仕
難有奉存候然所近年又々油川湊自然と狹りに地代船共取扱仕候依之御當所
參候松前南部自差圖之船々迄向船差出船引込商賣仕出船之砌も同所自何の荷物
積入候而御當所の者一向相廻不申候依之大勢之問屋共並惣町中日雇之者迄取扱
無御坐必至と難義迷惑仕候以御憐愍前書奉申上候趣古來之通船々出入青森湊に
報り被仰付被下置度奉仰候以上

寶曆十三癸未年十一月

青森濱町

惣問屋共

村井新助
佐藤伊兵衛

青森惣問屋共船着之儀に付別紙以書付願出候に付得と詮義仕候處申立之通相違
無御坐先申立之上油川湊の船着不仕當所湊計入津仕候故問屋並諸商人端々日雇
之者迄相應渡世仕候處近年段々油川湊狭りに相成地代船等之取扱仕其土代所自差
圖之船々迄迎舟差出引船商賣仕候に付問屋共年々取扱不足相成難義仕候殊當所之
儀火場と乍申湊第一に而地代船等も繁入津御坐候へは問屋並商人手間取之者迄渡
世相續仕候得共年別地代船共に入津無敷に御坐候故自然と町中困窮仕毎度相應之

御用立米差上其外御宿等相勤候者共至極難義仕家通表通計建設坐敷勝手廻り取扱
家財諸道其等迄賣拂漸々今日暮之儘之者年々御坐候處去當年別而多く相見得申候
然者此以後御巡見使亦は御下敷並毎年駒寄御役入方御宿爲相勤候者段々不足相成
乍恐往々者御用向之御差支に相成可申甚嘆敷奉存候何分以御憐愍別紙問屋共申立
之通被仰付被下置度此段奉願候以上

未十二月

村井新助
佐藤伊兵衛

安七郎左衛門様
石勘四郎様

青森惣問屋共船着之儀に付別紙以書付願申出候古來自被仰付候處油川湊の船着不
仕青森湊計入津仕候様被仰付被下置度奉願候右申立候に付古來之儀段々詮義仕
候處是又別紙委細申出に付相添奉差上候
一當時青森之儀至而衰微仕御領分第一之御所々様は困窮仕候而甚御太切之儀と奉
存候當所之儀者船手隨一に仕り候場所之義故古來船々出入之儀町年寄共の委細
相尋候處前々自被仰付候譯別紙に申出候通相違無御坐候依之青森爲成立古來之
通地代之船々油川出入御差留青森湊一々所被仰付候様奉願候當町之義者火場と

御坐候得は穀代家業之儀も無御坐候自佗之諸商人入込之處に御坐候得は舟手方
隨一に諸商賣仕候に付唯今之通に而は日雇取の者迄必至難相立往々惣町中及極
衰可申と奉存候殊に

御下濱等被仰付候而差掛御用向御差支之事共數多相見得候に付甚嘆敷不願恐愚
意之趣奉申上候段々申上候趣何分にも宜敷御沙汰奉仰候以上

十二月

石岡勘四郎
安藤七郎左衛門

竹源太夫様

〔網〕柳町火を失ふ 十二月十二日

目夜九ツ時柳町にて出火せり家數七軒燒失尤小家計りに有之村井甚記

〔網〕地震ふ 二十二日

〔網〕寶曆十四甲申正月、船舶出入は青森一港たるべきを命せらる

目青森濱町惣問屋共申立候青森濱に而取扱船々近年油川湊に而地佗船共狼に取扱
候に付古來之通船々出入青森濱に而取扱候義青森問屋共申立之通油川村自上磯邊
迄かゝり船之儀者格別諸商賣船之分者地佗共に以來青森一方之取扱に申付候此旨
可被申付候尤右に付上磯下磯邊迄抜米吟味方等は問屋共兼而急度心得候様申付候

此段共可被申付候以上

未十二月二十五日

安藤七郎右衛門殿

竹内源太夫

石岡勘四郎殿

青森總問屋共申立候同所湊方船々出入近年殊之外衰微に相成端々共に渡世難義に
付古來之通自佗船共に同所一方之取扱申付候所油川村今以々前に不相替自佗船共
取扱罷有候に付以來差留め青森一方之取扱仕度義並油川自上磯村々南部松前小
船立商賣荷揚け等之義も差留申度義共申立之通申付候尤油川村酒積出之義其外上
磯自廻り鹽等取扱之義共に申立之通是又申付候猶亦委細勘定奉行に申付候間承合
此旨可被申付候以上

正月二十六日

安藤七郎左衛門殿

豊嶋勘左衛門

青森惣問屋共申立候同所湊方船々出入積出取扱並其外酒積出之儀並等取扱之儀共
に委細問屋共願之通申立之趣被仰付候此段可被仰付候以上

正月二十七日

大瀬十之丞

安藤七郎左衛門様

石岡勘四郎様

（編者）曰く青森問屋の油川に於けるは嫉妬婦人なり嫉妬婦人は唯夫れ毒焰を這ふす故に常々反目し妻道を盡せ能はず良人固よりこれを屑とせざる也何ぞ圖らん姦誘女ありこれを時として良人を横奪し去らんとするをこゝに於乎嫉妬婦人已むを得もして父母に哀號し白晝其門戸を杜き良人の出走を防ぐの拙策を講ずるも業既よ遅し余舊記を閲し寛永より寶曆に至るの間青森問屋の油川鎮港を請ふもの凡そ三回なる何ぞこれに異あらんや不如嫉妬婦人にして全然其毒焰を消滅し懇に良人を歡待し全力を擧げて妻道を盡さんには余謂らく當時所謂青森油川出入の船舶は江戸大坂廻り第一に置き松前田名部これに次く而して其輸出の目的は米穀あり決して佗有るべからず故に青森問屋にしては油川を嫉視し鎮港の毒焰を盛ならしめんよりは寧ろ問屋の職分を盡し各船を歡待せんには豫め平賀田舎二郡の良米を二萬あり三萬なりを糶藏し又藩廳に苦請して印紙代を極廉ならしめ一旦船舶來らば即載すへきの便宜を與ふべし油川にして拔錨二十日を擬する乎青森は十日ならしめ油川は半金を跡廻しとせん青森は全額を支給すべし苟も如此ならば假令油川にして美酒嘉肴を携へ美娼妖妓を盛飾しこれを半途よ邀要するも其れ能く得て我が客船を横奪し去らんやこれをこれ務めずして一々鎮港を苦情哀願するは所謂白晝に門戸を杜き良人の出走を防ぐものよして智者の爲さざる所あり就中諸相場聞合申參候に付此地相場様子等申遣候所一向否之返事無之云々に至りては商道を解せ

ざるの甚きものにして嫉妬毒焰中に身を置き青天白日あるを知らざるもの、囁語よ非ざるを得んや
又曰く青森港を振起せるの策は一よして足らざるなり寛永開港に當り油川を嚴鎖せしものは俄然富強一大港を幻出せんことを圖擬するにあればなり後繼者にしては宜しく時と推移し舊株を墨守せざるをこれ尊しと爲そ夫れ疾の症たる一ならず良醫は必ず其由りて起る所を察しこれに藥を投し一方に膠泥せずこれ果して平快の功を收むる所以なり吾當時青森町奉行及び藩の路よ當るもの、青森に於けるを觀るに一に諸問屋の請ひに従ふをこれ務め油川港を鎖すより佗策無く舊株を墨守し其疾の由りて起る所を察せざるが如し故に油川鎮港を命じ得るも終に能く青森港をして其功を收めしむること能はず于再于三疾言遮色し鎮港を嚴にせるは祇さに蒿師水夫の惡感情を勃興せしのみなるべし要するに青森港の式微に陥る所以のもの諸問屋の財政不十分にして豫め良米を糶藏する能はざるにあり貨物延滞し拔錨を迅速ならしむる能はざるにあり吾故曰く當時問屋の果して如此か藩廳にして苟も其人あらしめば數萬の藏米を貸與するも可なり無税印紙を下附するも可なり其挽回應急策は豈油川鎮港の謂あらんや當路者にして何これを思はざるの甚し

〔綱〕地震ふ両回 日 缺

〔目〕正月申貳度の地震あり尤よはき方村井登記

〔網〕三月、町年寄村井新助等をして餓人を視察せしむ

〔目〕昨秋不作にて渴命に及び御手當願出見分調左に

本町	借家三軒	人数十二人内男七人女五人	十一歳以上三人
本町組	本家八軒	同二十八人内男十五人女十三人	二十四人
多葉粉町	借家三軒	同十一人内男七人女四人	九人
本町組	本家六軒	同二十四人内男十四人女十人	二十八人
塩町	借家三軒	同十一人内男六人女五人	九人
米町	借家二軒	同六人内男三人女三人	九人
新町	本家十軒	同四十一人内男二十三人女十八人	三十三人
新町組	借家十二軒	同四十二人内男二十五人女十七人	三十八人
鍛冶町	本家五軒	同二十五人内男十六人女九人	十三人
新町組	借家二軒	同七人内男四人女三人	六人
寺町	借家二軒	同七人内男四人女三人	六人

新町組	本家六軒	同二十四人内男十四人女十人	二十八人
柳町	借家二軒	同二十人内男十一人女九人	十九人
博勢町	本家二軒	同八人内男六人女二人	九人
同上組	本家八軒	同三十三人内男十六人女十七人	二十五人
下堤町			
同上組	本家二十五軒	同九十八人内男四十三人女五十五人	六十三人
松森町	借家三軒	同十三人内男七人女六人	十九人
蛭貝町	本家二十軒	同九十九人内男五十一人女四十八人	六十五人
	借家五軒	同二十四人内男十二人女十二人	二十八人
安方町	本家十六軒	同六十九人内男三十二人女三十七人	五十八人
	借家六軒	同二十八人内男十六人女十二人	三十八人
	本家合百軒		
	借家合四拾軒		

〔網〕地大に震ふ二十八日

〔網〕四月、大風雨二十日

〔目〕博勢町塩町破損家あり村井登記

〔網〕疱瘡流行せり

〔網〕六月、明和と改元す 十九日

目 去月十九日明和と改元之旨被仰付候付并書記

第二十章

信寧公二十一年

〔網〕明和元年甲申豊稔

目 當年は土用前十日餘暑氣に相成土用入酷暑となり殘暑も甚敷く漸く八月十日白冷氣に相成拾を衣る事に相成候田畑とも上作にて五穀皆豊熟致し人々安心し町の景氣少々宜敷相成り候付并書記

〔網〕明和二年乙酉正月、諸人齋集し狐館を觀る 十六日

目 今拂曉青森御假屋遊自細越村邊迄狐館と云もの有之其體壇浦合戦杯の様に相見得候て見物人多く有之候付并書記

〔網〕二月、地大に震ふ 十一日

〔網〕八月、毘沙門祭あり 六日

目 町々よては町印山を出し近頃珍らしき市中の賑に有之候津輕永代記録

〔網〕十二月、船舶出入は油川、三厩は特別を以て許さる 八日

目 青森問屋共申立候近年同所湊船を出入不足に而及困窮候に付上磯海邊は沖懸並荷上荷積等不致候様被仰付度旨申立之通船着之義以來急度差留申付候併油川湊之義は當春變事も有之至極難儀之旨相聞得三馬屋湊之義者松前通路故右二ヶ所之外各申立之通夫々差留申付候此旨可被仰付也

〔網〕五文目銀を使用す 柏原書記

〔網〕大豆蕎麥無し

目 四月二十五六日自植付同月二十八日大雨夫自七月八日迄旱魃八歩位之作合畑作之内大豆蕎麥は不作付并書記

〔網〕明和三年丙戌正月、地大に震ふ尋て大火なる震倒三百七戸焼失百二十三戸

壓死百二人焼死九十一人 二十八日

目 暮六ツ時過前代未聞之大地震にて引續大火と相成候大工町博勞町二ヶ町のみ無事に有之候下米町も同然に有之此日天氣にて時分柄雪厚くも森林に霞かゝり一入春めきたる事に有之 米町大工町博勞町堤町計也とあり

一本家潰

百九十九軒

一同半潰

七拾軒

一燒失家

百八軒

一本家小見世潰

百八軒

一潰屋同然之痛 三十三軒
 一潰土藏 四十四ヶ所
 一潰死 七十三人内男三十九人女三十四人
 一借家潰 百八軒
 一同焼失家 二十五軒
 一潰死 二十八人内男八人女二十人
 一旅人焼死 五人
 一善知鳥之堂 破損二社
 一廣田社、神明社、諏訪社 此三社本社不痛末社並拜殿神樂殿何れも大破
 一觀音堂 不殘潰廣田社境内にて
 一社人 山伏 怪我無之
 一禪宗常光寺 惣潰但僧侶怪我無之
 一門徒宗蓮心寺 半潰僧侶怪我無之本堂不潰
 一門徒宗安定寺 惣潰僧侶怪我無之
 一橋貳ヶ所 堤大橋大破、観貝町落流
 一法華宗蓮華寺 惣潰僧侶怪我無之
 一淨土宗正覺寺 半潰僧侶怪我無之本堂不潰
 一燒失土藏 四十一ヶ所
 一潰同然土藏 十四ヶ所
 一燒死 六拾七人内男三十七人女三十七人
 一同半潰 十二軒
 一同潰同然 四軒
 一燒死 拾九人内男四人女十五人
 一毘沙門堂 不潰少々曲々末社、拜殿、神樂殿何れも大破
 一社家 五軒 何も潰不申大破

右者實數弘前表の御訴之表外に御假屋は惣潰となる二月四日弘前表より御飛脚にて江戸表の御届に相成候

右大地震後二月八日晝三度餘強き地震あり九月迄弱き方は毎月壹貳度計村井存記
 當夜大火事に付弘前より火消として大組物頭高屋權兵衛諸手物頭山内彌五兵衛勘
 定奉行神半藏御目付三上與三郎罷下る山形日記
 青森在番者頭傍嶋九郎右衛門僅に一命助候迄に而具足櫃鍵並刀迄焼失立之儘に而
 小山五左衛門と交代二月三日之夜弘前の罷上り併組足輕迄怪我無之即日御奉公遠
 慮伺差出候所同七日被仰付同所御目付代岡勘解由も僅に立退候由若黨一人潰死爲
 見分御旗奉行山中六左衛門罷下る御用人豊嶋勘左衛門も右御用にて下青同 上
 今度大變爲御見分江戸表自御小人目付平山久三郎田口十次郎上下四人去十八日青
 森着同十九日弘前へ向け御出發に相成津輕にて大地震と申唱候は延寶五巳年五月
 二十七日元祿七戌年五月二十七日寶永元申年四月寶曆十二年午十二月十六日此四
 度に有之候得共此度之如き地震は無之由老人共之啗合に有之候山形日記
 (編者曰く余聞く明和震災は津輕地方に一大警戒を加へしものありと蓋し何ぞやこ
 れより先き地方未曾て雪季に方り所謂屋根雪下しなるもの無かりしに有るは明和
 震災より始まれりと又地方家作は震災以前にありては敷居、鴨居と稱するものゝ入
 り嵌めは必ず曲尺三分を程度とせしも以後は五分に改めたりと抑明和の暴震は固
 より以て大屋、巨屋を顛覆するに足ると雖畢竟屋上の大積雪と敷居、鴨居の脆弱なる
 興りて力ありとは當時の輿論なり本震爾後暴震の時に必ずしも無きま非ず而して

家屋顛覆人畜壓死は先づ有ること無しと言ふも可なるへし一大警戒の果して有益あるにあらざるや或は云ふ明和の歴死津輕封内を擧げて大凡三萬人に下らず家屋顛覆は何れの町村にしても三分の一に居ると豈暴震と言はざるべけんや

又曰く明和の暴震に常光蓮心蓮華安定四ヶ寺の庫裡本堂皆崩壊せるも獨り正覺寺本堂は恙なきを得たり地方人皆曰く正覺寺建築棟梁匠は稻荷神なり其の功の成るや片金隻錢を請はず頓に其跡を收む以て徴すべし神明の造る所は暴震も亦これを如何ともする能はざるも非ずやと吾一日これを現住佐藤龍辨に質す龍辨曰く拙寺本堂は寛永以來明治類焼に至るまで大凡二百四十五年明和の暴震に崩れざるのみならず其未だ鳥有に歸せざるの日も些の傾歌の状あるを名匠の結構する所以は其れこゝに在る乎然りと雖老翁何ぞ事を解せん但聞本堂の結構は其屋部は輕くし其堂趾を重ふせしものは其佗と異なるもの有るが如し佗の本堂の所謂根引材なるものは小材のみ堂寺舊本堂根引はこれ觀よと云はん計りの大材を用ちりたり佗の屋部は棟梁なり椽柄なり皆大材を用ちり椽受板も一寸以上の厚さを要するものなるに拙寺本堂に限り受板は所謂木舞あるものを用ひたり而して上部椽柄の結束は皆釘を棄てて所謂繩からけなりと吾拍手し贊して曰く奇なる哉大匠唯其れ堂趾を重くす故に動かざる山の如し暴震も顛覆する能はざるあり唯其れ屋部を輕くす故に重量の大雪も容易に壓倒する能はざるあり名匠と謂はざるべけんや

〔綱〕救恤金を幕府に借る 日録

〔目〕公儀自拜借金之内町在り拾ヶ年賦に而無利足拜借被仰付村井菴記

〔綱〕八月、大風雨 二十八日

〔目〕夜七ツ時過白大東風雨強翌二十九日大荒れ破船有之水主之内水死濱町小見世柱迄打浪流上る近年未曾有之大荒蜆貝町橋詰之小家四五軒大痛後たは風に吹かせる最強し村井菴記

〔綱〕作毛六歩強弱の間にあり

〔目〕五月十日過より植付六月二十日過小雨一二度全體旱魃よして六七歩之作壹人役に付壹儀計不足に上る稻かゝみ遅くしいた多く有之能もて候稻は別而青穂多く水霜にまけ候故手前知行所は拾幾俵の檢見引け大豆蕎麥最悪し村井菴記

〔綱〕明和四年丁亥二月、地震ふ 二十六日

〔目〕晝七ツ時過地震人々家外に遁れ出つ村井菴記

〔綱〕四月、又地震 七日

〔目〕朝四ツ時過なり南部領之内鬼柳と申村にて潰れ家壹軒右より出火致し類焼二十軒餘有之よし同上

〔綱〕總船問屋を無稅輸出米を特許せらる 月日不詳

〔目〕當所近年段々困窮の段被及御間御手當等可被仰付候處御時節柄思召通りに難相成候。付此度總問屋共は爲御手當米津出御印壹萬俵無役に而被仰付候是迄間々拔米有之旨被及御間候向後不得止事相募候者其者は不及申其町名主町年寄迄越度可被仰付候間御締方之義急度申付候様 村井御用留

〔編者曰く旨ひ哉一萬苞の大輸出にして其税を免せらるゝや當時港勢振はず濱町船問屋は首として困乏に陥る所謂隠津出をなされば何を以て能く衣食するを得べけんや小人窮すればこゝに亂す下等社會は皆然り假令隠津出を嚴禁するも困乏に陥る以上は烏首を覩て歸途鐵を盗むもの有り不若禁網を解き人心を慰諭せんには免稅輸出は蒿師水夫の最も喜ぶ所なり喜んで錨を抜き去れば又喜んで錨を投するは期して待べきなり港勢を挽回し諸問屋の漸く衣食に就かんとするも實に此行にあり人誰れか良心なからんや唐太宗死囚を縱るして一人の後れて歸り來る無し知るべし禁を解き法を寛よめるは固より以て蒿師水夫の歡心を買ふに足る何必すしも切々と油川港を鎖し偵察吏を深夜に配置するをこれ要せんや

〔綱〕海岸に砂を取り塵埃を捨つるを禁れ 月日缺

〔目〕一濱町湊御役所近邊のちりあくたはき溜等取捨候由相聞得候前々停止に候所如何相心得右體之義有之候哉以來ちりあくた捨候義堅く無用に候
一濱町六町磯通ちりあくたを捨て並に砂取候義是又決而停止に申付候右之通町内

申合吟味之上取捨させ不申候様家別に急度可被申付候 村井御用留

〔綱〕六月、火警を嚴よせり 九月十四日

〔目〕

頃日佗領自徒者入込候段相聞得候依之浦々用心向致嚴重様被仰付候間尙又疑敷者共見當候は詮議之上早速送り歸候様申付候
一前々之通各者其宵月行事は夜半迄相廻候様尙又月行事廻り札名主宅自相渡候様別而風吹之夜は各一町内直に三四度も相廻り諸番之者不勤不致候様吟味候様
一往來宿太右衛門方旅人入切手持參候とも一夜は泊置翌日は差置不申尙又一夜之内なりとも決而外へ出し不申勿論其夜泊何人と申義其夕に同町名主へ相届可申若逗留之者も有之候は其段共名主へ相届候様右之趣各相揃太右衛門へ可被申付候
一各代廻之者並月行事廻り殊之外時刻早相仕舞札杯も一所に寄せ置廻り方早敢取之様致候由不宜義に候畢竟夫故諸番之者も段々不勤に相成是迄之通に而甚御締方不相成候間別而當年は雪降敷迄無怠慢用心方嚴重致候様能々取計可申候
一川尻半三並六兵衛に是迄之通嚴重可被申付候 村井御用留

〔綱〕輸出米を禁ず 日缺

〔目〕先頃自雨降不申候に付在方用水不足に而所に寄り渴水致候田方間々有之様相聞得候自然旱魃に而當秋出穀不足仕候而者難計候間御廻米之外津出留被仰付 村井御

川留

〔綱〕作毛宜しからず

〔目〕當年入梅は五月十九日にして近在は二十日自植初二十六七日最中六月四五日迄
植仕舞はんけ六月七日苗至而不足瀧村石神村相野邊は十日迄植仕舞候由五月三日
雨少之内降十二日右同じ六月九日終日雨畑作大に吉七月七日夜大雨夫白度々雨降
殘暑薄く御郡中半作に納る

〔綱〕明和五年戊子五月、連日東風

〔目〕五月朔日頃より同二十日過迄東風吹續候に付稻並雜穀物とも長は不延種付種下
の儘に有之 村井御用留

〔綱〕六月、堤川洪水 二十八日

〔目〕二十日の朝より二十八日の朝迄強風雨にて堤川野内川出水し薪夥敷流れ町々之
小者とも澤山拾取る 同上

〔綱〕輸入米は特典を以て免稅となる 日缺

〔目〕六月下旬に至り米穀段々高直し相成其上町中賣米新穀迄届兼候様子中國より米
積船追々着岸致し無役にて荷上す 村井御用留

〔綱〕八月、小賣米所を各所に設置す 日缺

〔目〕此度無役に而荷上米は爲御手當總町名主共取計之上町々小賣米所に割付米渡せ
端々之者買米難義不致候様に致す 同上

〔綱〕四文錢を行使す 日缺

〔綱〕凶 歉

〔目〕當年は東風吹續きの爲又五月の初より六月二十六日迄雨不降二十日よりは大雨
にて川々出水田畑も痛損多く有之昨年よりは青森町中飯米は岡在より駄下通り手
形一ヶ月不詳願之上被仰付漸く相凌ぎ六七月は壹俵三拾目迄高直之賣買致候事 村
井御記

〔綱〕明和六年己丑四月、大風大雨霰を雜ゆ 五日

〔目〕晝八ツ時頃より大風雨雪丸降御郡内山々薪青物取に參候もの多凍死致海上船々
破損水死之者有之 同上

〔綱〕五月、地大に震ふ 九日

〔目〕九日不大形地震朝五ツ時頃皆人外々出る潰家無之去年繕置候坐敷之壁所々破れ
目立程にて有之 同上

〔綱〕六月、米町火を失ふ 十七日

〔目〕夜八ツ時否下米町石戸屋兵太郎自出火之處折節東風強吹南北両側焼失南側は文

珠院迄に止る北側は中嶋亦兵衛にて止る火元より東は三軒目にて止り向は西澤善兵衛迄にとまる

家敷八拾三軒借屋六拾壹軒土藏四ヶ所焼失潰し家拾壹軒内借屋八軒原因は投げ火あり寺町は蓮心寺之前迄鍛冶町は萬屋吉右衛門にて止る以上村井日記

〔綱〕七月、慧星見ゆ十六日より

〔目〕東に當りほうき星出同八月中旬頃迄見る同上

〔綱〕年有り

〔目〕田畑共に此四五年無之豊作に納る穀物に悪いと申すもの無く殘暑八月中暮る九月朔日之頃より餅稻かり立村井菴記

〔綱〕京屋十兵衛以下數十人褒賞あり月日缺

〔目〕昨年夫喰米代錢上納之者へ御褒美被下置候京屋十兵衛外數十人同上

〔綱〕明和七年庚寅閏六月、異星見ゆ

〔目〕北に當り當り丸き光明月之輪のことき星顯れ盆前に不見にふる日照星と相見得候上方國々早魃多く有之由同上

〔綱〕大よ年有り

〔目〕當年は近來無覺未曾有之上々作なり其上雜穀もよし同上

〔綱〕明和八年辛卯四月、堤川半三以下杉畑に移轉す

〔目〕以手紙啓上仕候彌御安全被成御坐珍重奉存候然者乞食半三貴寺様は先達而罷上居所水濫に而住居も不相成候に付杉畑之邊御所持之墓所場之内居住仕度段願上候處貴寺様御得心被成候旨半三方自願出候に付町御年寄中にも右之趣申立候處私共方自一應御問合仕候様にとの御儀に付如斯御坐候彌御得心之上彼等願之通御貸地被成候は、彼等にも其旨申付度奉存候否貴報被仰付度奉存候以上

四月十八日

安 定

寺様

惣

名

主

以手紙申上候然者弘前乞食頭町助方自當所川尻乞食共寺裏御預所杉畑之内は小屋引取申度旨願申出候依之私共仲間相談之上右之趣相鏡申度候御差障之義も無御座候哉此段御様子承度如此御座候以上

四月二十四日

安 定

寺様

惣

名

主

〔編者〕曰く所謂寺裏杉畑とは初め安定寺所有杉仕立畑の内且徒墓地と指定せし地あり半三以下常に堤川汎濫を苦しむを以て安定寺に請ひて此の移住に及ひしものなり明治八年地租改正の際寺外地となり拂下を受けしより初めて各自の所有に歸せり寺町の一部分に屬し亦寺町を以て稱せり犬を殺し牛を屠り墓間埋築製皮

及び草細工を以て業とするもの多し

〔綱〕九月、松前侯夫人來る 四日

〔目〕花山院御姫君松前志摩守様御縁組相濟御國下り御通に付御本陣は濱町金澤忠左衛門相勤翌五日御出立村井甚記

〔綱〕地震ふ 五日

〔目〕朝四ツ時地震餘程強し天水桶之水ふれこほれ候村井日記

〔綱〕穀價頗騰る

〔目〕稻作去年より大分おとる壹人役に付貳三斗宛不足大豆蕎麥至而惡作尤七月二十三日二百十日にて晝九ツ時より晝時之間大風雨に付粟そば蠶稻も所に寄り大に損害を蒙るに至り右故に近年覺無程の拂底よて直段も格別高く相成候同上

〔綱〕明和九年壬辰二月、遊行上人來る

〔目〕宿坊 正覺寺

一二十日先使之僧七ツ時着但乘掛よて鼠色衣よ而家來壹人 臥龍軒 德寶前上下三人

一先使伴僧共二十一日下宿願昌寺自罷越夫々間取致吟味候其節 菓子盆出 茶 盃 吸物一度 酒肴五種 但無燈是は持參

一坐敷夫々間取懸札 但無燈是は持參

一當番 一御次 一當番物書

御膳立之間

一甘膳司 一近

一香番司

一二月二十五日七ツ時遊行上人到着出迎亭主方町人兩人和嶋屋仁左衛門鳳至屋半右衛門門前迄住寺玄關迄罷出候事

一先使爰元出立二月二十九日上人出立三月四日御朱印觸狀二十七日出立

一晝三時勤行夜二時勤行賄三度上人膳部持參菊桐御紋形

一佛前廻殿司遊行方僧中御飯齋も上人方に而毎朝異供三膳宛上候様に見得申候

遊行上人逗留中詰合御役人

御目付

對馬 三太夫

一日

安藤七郎右衛門

町奉行代り

石郷岡勘四郎

御徒目付

齋藤勘右衛門

足輕目付

三浦彦左衛門

賄方より役

成田、

兩所

町同心兩人つゝ

一遊行自使僧口上人申進候は逗留中諸御事御勞繁に可被思召辱候右爲御禮以使
 僧目錄之通進上致候住寺則答目錄青銅千疋被入御念御使僧被成下辱存候隨而御
 目錄被下置受納仕候何様罷出御禮可申上候
 一則日爲右御禮役者迄罷出先刻者被爲入御念御使僧被成下隨而御目錄被下置辱仕
 合奉存候右御禮申上度罷出候以御序宜御執成被仰上被下度奉存候
 一住寺役者中迄罷出權現様御燈明料奉獻度目錄之通奉差上候御受納被成下度奉
 存候以御序宜御披露奉頼候
 一則刻役者中自住寺の對面致度段申來候罷出候處役者中被申候は爲御燈明料御目
 録被獻御深志之段感入候此度宿寺御頼申御勞繁之段察入候乍少目錄進上致候
 一又々使僧に而爲御燈明料被獻候兼而及御挨拶候も御志背候依而熊野神前の勤行
 致候
 一翌三日朝以使僧昨日は被入御念御志感入申候依而乏少候得共此品進上致候由に
 付萌太物壹疋桑信奉書三帖被下置候則御返禮罷出拜受致す寺へ使僧二日慈照軒
 町奉行中へ文峰軒三日臥龍軒
 上人年齢六十三歳
 惣出家四拾五人

家來十四人

一明四日御立明六つ半時之よし被仰出候

一三日止巳之御祝儀御料理二汁五菜衆僧二汁三菜菓子草餅
亭主方惣役方上人自自筆和歌詠草並守り銘々被下置候

一同四日弘前へ上人御立朝五つ時傳へ聞く後醍醐天皇御孫御出家尊觀上人日本遊
行川前は御徒はたして行脚之由遊行寺は京都金光寺此寺の住寺を遊行上人と云
ふ藤澤清淨光寺は遊行十二派の本寺あり以上村井舊記

〔綱〕九月、雨雪る。二十二日

〔目〕朝六つ時前より空一面に黄になる雪ふる四つ時頃迄深さ一尺に近し同上

〔綱〕十一月、安永と改元す。十六日

第二十一章 信寧公二十九年

〔綱〕安永元年壬辰十二月、貳朱銀使用初まる。日 缺

〔目〕二十五日去月十六日江戸表に於て安永と改元に相成之よし御觸とある當月より
貳朱銀の通用初る

〔綱〕安永二年癸巳六月、迅雷大雨異毛を雜ゆ

目二十六日大雨雨にて龍の毛降る甘井舊記

〔編者曰く所謂龍の毛なるものは果して何等の獸毛なるや又何等織維質卉木の朽敗餘なるも得て知るべからず事怪誕に屬すと雖地方の傳ふ其事たる漫に抹殺すべからざるもの有り記して以て博物學士の辨明をまつ

綱時疫猖獗し米價騰る

目三月頃より時疫流行死亡多し昨年の不作なるを以て米價頗高し玄米壹俵二十壹匁より二十五匁に至る新米に至り初めて拾五匁となる津輕永代記録

綱安永三年甲午、食鹽缺乏

目鹽拂底上方船來らざるに由る大小家とも何れも一時當惑せり同上

綱十月、五軒組合法を立つ

目御郡内爲御締五軒組合法御定吉凶變事凡ての義四隣五人之者相互に見聞致し候様五軒組頭在々は五人組被差立是より連坐之法被行申候同上

綱十二月、毎町村圖を調製し毎戸人別精査あり

目村々圖式村毎に被仰付又人別實數改め家毎に被仰付候同上

綱安永四年乙未二月、灰降る

目空一面黄なる灰降る此日大坂一番船入る彼岸入日より三廻り目なり同上

綱四月、調達金を命せらる

目殿様甲州富士川川浚被仰付候に付調達金被仰付候村并舊記

綱八月、大風

目十五日巽の風より餘程強く雨も降り風和き候處翌十五日九ツ時過自南風とあり次第々々に強く立木根かへり小石舞ひ飛び家藏之屋根痛み証飛事木の葉のちる如し津輕年代記

綱安永五年丙申二月、麻疹流行

目十八日大坂廻一番船入津之節船中之もの病初しより流行し各店休商之姿なり死亡多し濱邊より弘前懸けて最盛なり同上

綱明字を用ゆるを禁す

目若殿様信明様と江戸表に於て奉稱により明の字禁字に被仰付候村并舊記

綱安永七年戊戌五月、酒税を改正す

目酒御役之義是迄之姿に而者酒屋共難儀之筋粗相聞得候に付當時酒直段地米直段之相場を以て酒石數に應じ御役銀上納申付候依之造酒減石之儀者其者身上盛衰任せ酒直段も造石買入平均相場に應じ相立候様尤造石増減有之候は、酒屋共支配方造

申出之上勘定所々相違候様其節前々之通足輕目付見届之上酒箒相改候様申付候猶酒御役の儀は其時に相場を以割合可申付候津輕年代記錄

〔綱〕六月、鰯漁夥し

〔目〕六月末頃より七月迄之暫之内前濱にて鰯夥敷漁事有之煮干して粉に致す上方船拾九夕かへにて買損仕候よし尤八斗入を壹俵と申事にて近年覺なき漁事に有之候同上

〔綱〕九月、平民は路上諸士に無禮あるべからん駄夫は口取を嚴にけへし日缺

〔目〕近年町在並浦々之者共風義不宜往來之諸士に對し無禮有之其上駄賃附共道を不除數匹之馬放遣し口附之者跡に立法外之仕形に而往來之子供怪我致せ候段相聞得不届之至候以來左様之義有之候は、見當次第召捕入牢之上急度可申付候必竟支配頭取扱常に緩せ故右體之仕形有之候間此以後左様之義相聞候は、支配方迄越度可被仰付候條末々に至迄右之趣急度可被申付候村井舊記

〔綱〕十月、釀造及納税の心得を各酒戸に訓令あり三十一日

〔目〕酒屋共追々減石之願申出難義之段相聞得候に付以後左之通被仰付候

造酒石高増減之義並酒直段共に町々會談之上に而相極め支配所迄其段申出候様一御役錢之儀は買入米時相場平均を以て相定酒賣直段に相割造石高に應じ上納金

被仰付候

一造高増減之節酒室器御改之義申出候様同上

〔綱〕十一月、酒稅納率定る晦日

〔目〕酒直段是迄之通居直段被仰付候に付米直段も二十一夕相場に而居直段之筈に付酒御役割合造石高百石に付御役錢六百貳拾夕々相當り候間右之通取立十二月十日切上納致候様被仰付候

尙々是迄之通三ヶ度に上納被仰付候

〔編者曰く易に曰く履霜堅氷至と故に古之君子は霜を履む堅氷の必ず至るを知り豫めこれか區畫處置を爲す敗亡の患を取る勢きも亦宜ならずや青森造酒戸は正徳に盛よ明治今日に衰ふと云ふと雖其霜を履みしは實よ安永七年よりあり造石追々増減願申出是れあり釀造家をして此時に嚴に警戒せしむる乎何ぞ今日の敗亡を取るに有らんや青森造酒戸の敗亡するは松前需用の飲亡に屬せはなり松前需用の飲乏に屬するは釀造の濫惡なればあり當時釀造家の目には世に改良法なるもの有るを見るなし已むを得されは若かく造石高を増減し目前の急を救ふを以て上策とあせるか如し何ぞ思はざるの甚きや

〔綱〕端銀抵當の二商賣を嚴禁せらる月日缺

〔目〕米金端銀商賣之義前々自稱敷停止に申付置候去々年町中爲通用正米金引當商賣

之義仲買之者共申出候に付右取扱方之儀不埒無之様急度申付候所亦々端銀買致
 増長町中難義罷成候段相聞得候仲買之者共甚不埒之取扱方不届至極に候町中今以
 右體之取組有之候は、早々引戻急度取引相濟候様可被申付候以來端銀不及申正米
 金引當商賣共急度差留申付候間町中一統相守心得違無之様萬一此未不得止事取扱
 致候者有之候は、無用捨急度可申付候此旨嚴敷可被申付候
 (編者曰く當時端銀取引なるものは米百俵に付二百匁の定め千俵の貳貫匁壹萬俵の
 二十貫目所謂空米商賣の違約贖罪金あり乃ち知る空米違約とそれは其實は徒に仲
 買の腹を肥すに過ぎず賣るもの買ふもの毎に公事訴訟の種を蒔くに過ぎざるべし
 藩廳にありて嚴禁せらるゝも亦宜ならずや又正米金引當證左の文例を閱するに一
 米何百俵預り申候代錢何何百目受取の上右米相渡可申候と疎漏迂濶の甚きは亦
 端銀商賣と何ぞ擇はんや明治初年榎本六造村林勘六の紛議も全く端銀商賣と米金
 引當商賣を兼ねたる履轍を踏みしものと謂ふべし明治條下に細論せん

〔綱〕十二月、納租結了書を上つる 十一日

目

覺

一高三百貳拾石九斗四升三合

内

一拾八石八斗七升

青 森 町 中

諸品減高引

一貳石九斗九升二合

但今以主付不申段申出

一壹斗九升八合

右者去る午年別紙を以申上候分

一三斗七升六合

大町名主甲屋六右衛門居屋敷御物成御免

一七斗八升三合

米町名主近江屋理助 右同

一壹石六升八合

濱町名主竹野屋與次兵衛右同

一三斗壹升三合

新町名主松屋太左衛門同

一四斗六升七合

博勢町名主村田太郎兵衛右同

一三斗四升九合

安方町名主升屋忠兵衛右同

一三斗五升三合

舘貝町名主藤藤長四郎右同

一三斗八升二合

大工町名主村田甚左衛門右同

合貳拾六石壹斗五升八合

殘高貳百九拾四石七斗八升五合

成米百四拾七石三斗九升貳合

一高三石四斗六升

空地新屋敷並濱町空屋敷分

成米壹石七斗三升

一米拾壹石七升

五口小役米

一右者去亥八月改書上之表
目一九拾八人 内男女五十三人

引殘都合九千參拾壹人

一馬五拾三疋

去八月書上之表
牛は無御坐候

一内雜駄一疋

村井舊記

〔綱〕二月、道路の雪は開除けへし

〔目〕最早春暖に而雪消に相成候に付此止雪降申間敷候間用心向不宜候爾側自雪踏至均街道々付人馬往來差支無之様此旨可被申觸候 同上

〔綱〕三月、忌引用捨の日子を定めらる 五日

〔目〕一町々之者不幸之砌輕重之無差別諸公事數日之用捨申出不相勤由依而出人足並諸番共繁相當難澁之旨相聞得候に付以來左之通

一重き不幸之節一七日其外輕き不幸間忌等者三日之用捨に而出人足並諸番兵無差支相勤候様尙又諸人中宿等之儀も右に準差許宿相勤候様

一諸役人中定宿相勤候者不幸有之節是又右兩様之日數差許其餘宿並諸公事共無差支相勤候様 村井舊記

〔綱〕四月、鰯漁多し 二十日頃より

〔目〕いとし大漁に而煎し干し粉致し大凡貳千兩代程に有之候 同上

〔綱〕十二月、道路の雪は宜しく開除けへし

〔目〕一當年は一通ならざる雪に付町々街道兩側自雪踏平均道付可相成丈人馬往來相成様尤小見世通横小路共甚惡敷候旨相聞候間通路宜致候様右之趣家別に可被申觸候 同上

〔綱〕諸稅皆納となる

〔目〕一壹貫目

造酒御役當十二月割二日

内

一 八百三十三石

同

近江屋 文太郎

同

近江屋 久兵衛

同

瀧屋 利兵衛

同

村田 太郎 右兵衛

同

村田 又兵衛

同

同

一 三百八拾三石壹厘

一 壹貫百拾七石貳分二厘

一 貳百六拾九石七分

家業方御役之内山家業
三ヶ一ツ役共上納
職方從士納

一 錢壹貫四百四十分

一 錢其百餘兩內...

一 三百八拾三...

造酒御役 十日

五百拾四...

四百七拾六...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

一 錢三百五拾七...

一 錢四百七拾...

一 錢貳百八拾...

一 錢三百四十七...

一 錢拾七兩...

一 錢壹貫八百...

一 三拾貳...

一 七拾貳...

一 三拾貳...

一 貳百七拾...

造酒御役 十日

五百拾四...

四百七拾六...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

四百拾...

職役

家業方

酒役

近江屋理三郎

上田屋勘右衛門

八田清兵衛

近江屋理助

貳百八拾五...

三百四拾七...

貳百七拾六...

三百九拾九...

近江屋又市郎

龍屋利兵衛

喜兵衛名代

松屋太次郎

近江屋久兵衛

上原伊左衛門

海原屋卯右衛門

松屋藤太郎

伊藤權太郎

仁岸與兵衛

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

四百七拾六...

三百五拾七...

造酒御役 十日

五百貳拾分三分二厘五毛

外に

羽黒山御最花

九拾壹分壹分九厘 十二月二十二日納

六百拾壹分五分壹厘五毛

家屋敷賣買拾歩一取立之覺

惣高八貫七百三拾九分壹分 右安永元辰之九月自去亥之十二月迄用拾聞届

右内譯

壹貫四百二十七分

大町預

壹貫九百七拾九分八分

米町預

六百六拾五分

濱町預

壹貫六拾分

新町預

貳貫百七拾壹分

博勢町預

八百貳分九分

安方町預

貳百貳拾四分四分

蛸貝町預

四百九分

大工町預

覺

一百五拾九石七斗三升四勺

右當子年御町中上納高

五五かゆ

此米八石七斗八升五合三勺三才

八石八斗之内

殘而壹斗四合八勺三才

此分不足に付養内は差出申度奉存候

右差引新町名主御免引出入差引仕候表に御坐候尤例年上納高と取立高七合六

勺九才不足に御座候此段御伺奉申上候

當年屋敷物成自八石八斗増上納被仰付壹斗へ五合五勺宛かゝる 但安永九庚子年

より寅年迄三ヶ年之内

右青森町造酒御役當十二月割並諸家業諸職人當一月自來丑九月中迄御役取立皆納

仕候此段申上候以上

子十二月二十日

村 井 新 助

（編者曰く舊記散逸し就中租税額完全なる書類の見らざるに偶該滿一年正租税の率を得るに足る如きもの有り年々増減あるは租税の常なれともこれに據れば思ひ半に過ぎんのみ但本年十月自來丑九月中に至るとあれば通常納租税に非ずし

て必ず一時應急の豫納率あるべし然れども賦課目安を立つるに至りては必ずしも異則有るべからず録して以て全豹を窺ふ資に充つるものとす

〔綱〕辻甚左衛門以下五拾貳人調達金を命せらる 日 缺

〔目〕

別紙調達之義來新穀御印紙引當被下置候間何れも出精致調達候様此旨可被申付候

覺

大 町

一高三貫目 辻 甚左衛門

内 壹貫目來丑四月中、同五月中、同六月中 近 江 屋 文 吉

一高貳貫目 來丑三月中 甲 屋 六右衛門

一高壹貫五百目 内 五百目來正月中、同二月中、同三月中 近 江 屋 新 七

一高壹貫五百目 内 壹貫目當時上納、五百目來二月中 近 江 屋 久 兵 衛

一高壹貫五百目 内 五百目當時上納、同來二月中、同五月中

淡路屋 金次郎
瀧屋 藤次郎
伊勢屋 安兵衛
肥田屋 忠次郎
近江屋 庄右衛門
近江屋 市兵衛
西澤 善兵衛
西澤 長次郎
輪岡屋 仁左衛門

一高六百貫目 淡路屋 金次郎

内 五百目來正月中 瀧屋 藤次郎

一高壹貫五百目 伊勢屋 安兵衛

内 六百目上納、殘九百目御免願 肥田屋 忠次郎

一高壹貫五百目 内 五百目當時上納、同來二月中、殘而九百目御免願 近江屋 庄右衛門

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願 近江屋 市兵衛

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願 西澤 善兵衛

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願 西澤 長次郎

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願 輪岡屋 仁左衛門

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一高六百貫目 内 三百目來正月中、殘三百目御免願

一 高五百目
 一 被仰付次第上納
 一 高壹貫五百目
 一 內壹貫二百目來三月中殘三百目御免願
 一 高壹貫五百目
 一 內四百多來正月中上納殘壹貫目御免願
 一 高壹貫五百目
 一 來三月中
 一 高壹貫五百目
 一 來正月中
 一 高壹貫五百目
 一 來三四月上納
 一 高壹貫五百目
 一 來三月中
 一 高壹貫貳百目

赤濱屋 儀助
 林屋 兵右衛門
 高嶋屋 嘉兵衛
 能登屋 宗兵衛
 永澤屋 長右衛門
 米澤屋 庄右衛門
 村林 七郎兵衛
 林 平治
 五市 作左衛門

一 內六百目來二月中殘六百目來三月中
 一 高五百目
 一 內五百目來二月中殘四百目御免願
 一 高壹貫五百目
 一 內五百目上納殘壹貫目御免願
 一 高壹貫五百目
 一 來正月中
 一 高壹貫貳百目
 一 被仰付次第
 一 高壹貫六百目
 一 來丑二月中
 一 高壹貫五百目
 一 同
 一 高壹貫四百目
 一 被仰付次第上納

村田市 三郎
 關屋 惣次郎
 澤屋 藤兵衛
 竹野屋 與次兵衛
 藤林 源右衛門
 瀧屋 善右衛門
 石塙屋 甚五郎衛

一 高壹貫五百目 松屋庄藏
 一 年內中 梅原屋卯右衛門
 一 高壹貫目 同
 一 高壹貫六百目 村田太郎兵衛
 一 來正二月中 村田又兵衛
 一 高壹貫五百目 與野庄右衛門
 一 來丑春中 能登谷勝右衛門
 一 高壹貫五百目 柳屋孫右衛門
 一 內五百目來二月中同四月中同五月中
 一 高壹貫五百目 來三月中
 一 高壹貫目 都合五拾貫目
 一 來三月中
 一 都合五拾貫目

御請取濟分
 減額申出之分
 一 四拾四貫貳百匁 庄内屋久次
 一 五貫八百匁 松屋藤次郎
 一 跡御割合覺 西澤傳兵衛
 一 米 町 中嶋與兵衛
 一 四百年 淡路屋善左衛門
 一 內貳百匁來二月中上納殘貳百目御免願
 一 五百匁 新町
 一 內四百匁來春中殘百匁御免願
 一 內貳百匁被仰付次第殘三百匁御免願
 一 四百匁
 一 內三百匁來三月中殘百匁御免願
 一 四百匁
 一 內三百匁來二月殘百匁御免願
 一 四百匁

一 内三百匁來正月中、殘百匁御免願
 一 八百匁
 一 内貳百匁來正月、同三月、殘百匁御免願
 一 八百匁
 一 内三百匁來二月、貳百匁四月、同六月、殘百匁御免願
 一 六百匁
 一 内五百匁來正月、自五月迄一ヶ月百匁つゝ、殘百匁御免願
 一 五百匁
 一 内貳百匁來正月、同二月、殘百匁御免願
 一 五百匁
 一 内四百匁二月三月、殘百匁御免願
 一 五百匁
 一 内四百匁二月三月、殘百匁御免願
 一 四百匁
 一 來正月
 一 四百匁

永倉三太郎
 坪屋藤兵衛
 伊勢屋太次兵衛
 稻見屋長吉
 三上新太郎
 木下傳右衛門
 越前屋久兵衛
 三國屋利兵衛

安方町

一 内三百匁春中、殘百匁御免願
 一 四百匁
 一 内三百匁正月二月、殘百匁御免願
 一 高七貫五百匁
 一 内壹貫七百匁御免引
 一 殘高五貫八百匁
 一 都合五拾貫目

岡野屋彌右衛門

綱作毛は異常無し
 目 當年は青森御藏納米及駄下米も大都八萬俵位の見込に有之村井齋記
 綱安永十年辛丑正月、惡戯の兒曹に嚴重の訓示あり 十四日
 目 明十五日十六日、鹽町抱子共佛參並親元は年禮に罷出候に町之子供雪礫其外徒等不致候様若し不心得に而徒致候者名前相知候は、急度被仰付候條申諭候村井齋記
 綱四月、大工町火を失ふ 二十八日
 目 夜八ツ時下大工町北側某火元に而延焼二十八軒 同上
 綱五月、天明と改元せらるゝの達あり
 目 五月六日去る四月十三日天明と改元被仰出之御觸有之 同上

〔綱〕天明元年辛丑五月、鯛漁夥

〔目〕五月中頃自同二十六日頃迄前濱鯛大漁あり大凡貳千兩餘代、御坐候扱々夥敷事共なり村井齋記

〔綱〕十一月、加賀屋專助後役の一手請負を命ぜらる

〔目〕

大町、塩町、た葉、こ町

高八拾七軒半一ケ月宛此人足百七拾五人

此賃百七拾五匁

年中貳貫百匁

〔編者曰く本文の所謂大町は何町を指定せしや即ち今の太町にして寛永元年以來寶曆十四年に至る本町と稱する是なり大町の變稱は初めて前年調達金に顯はれ次く、本一手受け負の條に見る爾來今日に至るまで本町の名稱は沒焉に屬せり窃に謂らく町村名改稱は私に擬議すべからざるものあり而して大町の改稱は所謂御日記に見る所なし蓋し安永九年以來私稱の遂に公稱となりしは疑ふべからざるに似たり堤川端町の堤町となり松盛新田町の松盛町とあり馬町の馬喰町、博勞町と轉々異

稱あるにも拘はらず皆御日記に見へざるに類推されは舊時町村改稱は極めて嚴重なるものあれども間には緩慢併すべからざる實に如此もの有り怪むに足らざるもの有り

米 町

高七拾九軒一ケ月宛此人足百五十八人

此賃百五拾八匁

年中壹貫八百九拾四匁

濱 町

高四拾壹軒一ケ月宛此人足八拾貳人

此賃八拾貳匁

年中九百八拾四匁

新 町

高七拾七軒一ケ月宛此人足百五十四人

此賃百五拾四匁

年中壹貫八百四拾八匁

博勞町

高六拾八軒一ケ月宛此人足百三十六人

此賃百三十六匁
年中壹貫六百三拾貳匁

安方町

高壹ヶ月に三拾人

此賃三拾目

年中三百六拾目

蛭貝町

高壹ヶ月に八人

此賃八匁

年中九拾匁

大工町

高壹ヶ月に四人

此賃四匁

年中四拾八匁

人足出高八千九百六拾八人

錢八貫九百六拾貳匁

一御傳馬惣町出人足出高に而家數三百五拾貳軒半

三軒家に付壹疋馬之割合

百拾七疋半 壹疋馬に付年中
給錢拾貳匁宛

此賃壹貫四百拾匁

惣八拾貫三百七拾貳匁

右之通此度年中請取願之通被仰付候に付御用無御支急度相勤可申候右外

一御制札

一御巡見様 御上下

一松前様 御上下

一遊行上人様 御上下

一善光寺様 御上下

一御假屋並御寄合御交代

一御雨所變番

一御役所夜中詰人足變用迄

一御町内御取扱囚人並變死變病之者之番人足

右之分は私取扱不申候

一前書高何程に而も年中相勤可申候萬一私故障之義も御坐候は、親類之者兩人罷
出代勤可申候別紙御證文差上候通急度相勤可申候尤御下預等之義者格別其外何

義に不寄是迄之通急度相勤可申候仍而一札如件

天明元辛丑年十一月

惣名主中様

加賀屋専助

〔綱〕大風 二日、三日

〔目〕二日夕より同三日迄海邊大荒に而騒動仕候破損船多し五十年以來之大時化と人々申唱候津輕永代記録

〔綱〕大風雪 二十一日より二十六日頃まで

〔目〕十一月二十一日より日々大吹雪晝夜とあく八日程続け降り馬足不立諸方共時分柄難義仕候十二月六日頃に至り初めて往來相通候義にて此間途中倒人拾餘人も有之よし同上

〔綱〕天明二年壬寅二月、大雪 十八日

〔目〕大風朝四ツ時過自西より吹出し九ツ時頃に未申之方へ吹き變せ彌々暴風と相成り所々立木根返り家藏の屋根はげ取られ候もの不少同上

〔綱〕四月、善光寺來る 十日より

〔目〕善光寺様御巡行正覺寺に御宿に相成御役入には大目付、平目付、御勘定方、御殿醫其外料理人世話人數多參られ候同上

〔綱〕四文錢輸入 日映

〔目〕江戸表より四文錢御下に相成り一文錢混用不苦之趣御觸有之 同上

〔綱〕量器の檢査あり 日映

〔目〕古升御改に相成る但古升之内を削り極印を居へられたり四斗之處にて七合内外之過石なり同上

〔綱〕凶 歎

〔目〕當作不熟、付酒屋酢醬油、味噌、糍屋迄作り方半減に被仰付候 同上

〔綱〕天明三年癸卯正月、松飾は枝松を用ゆへし

〔目〕當年門松は是迄之真松は御停止、而枝松に被仰付候 同上

〔綱〕米價大騰る 十七日

〔目〕壹々に付黒米壹升四合に被仰付候

〔綱〕三月、一番船入港せり 五日

〔目〕一番船入津致候得共諸代物至而高直に有之捌方不宜候 同上

〔綱〕七月、濱町火を失ふ

〔目〕十日夜九ツ時濱町權十郎火元に而大町、米町、越前町、安方町、町奉行所善知鳥神社も類焼せり原因は權十郎佛壇線香燃去の愈粗より發火せしものなりと 同上及柏原火災考

〔綱〕繩筵類高直賣るべからぬ 十四日

目 此度出火に付町々店々より荒物類高直に賣渡し難義之旨相聞得甚不届之至に候
 此上格別引上賣拂候者有之候は、名前申出候此旨可被申觸候村井番配
 (編者曰く商賈の本旨は有無相通し公衆の便宜を謀るにあり何ぞ必ずしも人の奇禍
 を利用して一己の富みを謀るをこれ爲すべけんや況んや如此の大災をや必需の荒
 物繩苴類は宜しく低廉を旨とし同胞の困厄を救ふへし苟も其資本を喪失せざるを
 以て足れりと爲さるべからず然れども十にして十百にして百これ居くべしとな
 し人の不幸を以て我が幸とせざるは商人の常情なり政府のこれを制抑するに非すん
 は誰れか能く其責に任せん美哉本訓令尊ひ哉政柄の操縦

網 每戸所有米及雜穀を檢査せしむ 二十一日

目 大町

- 一米拾俵 一質初貳俵 一大豆貳俵 一大麥壹俵 一蕎麥壹俵
- 一米四俵 一大豆貳拾四俵 淡路屋 金次郎
- 一米貳拾俵 一白米貳俵但拾五俵之内拾三俵太町吉郎右衛門方に預け有 村本 尊太郎
- 一米三拾俵 一同拾貳俵但伊勢屋勘兵衛自預 伊藤 權太郎
- 上原 定吉

- 一米二拾六俵但柳屋彌兵衛自預 右 同人
- 一米貳拾五俵 一同五俵但伊勢屋兵次郎分 伊勢屋 安兵衛
- 一米六俵 一赤米四拾俵 一大豆二拾四俵 鶴田 佐左衛門
- 一米三拾俵内六俵白米 甲屋 六右衛門
- 一米三拾九俵 一初拾俵 近江 屋新七
- 一米貳俵 一赤米八俵 一むしあらえ拾壹俵 近江 屋善五郎
- 一米六俵 一大豆五拾五俵 中嶋 太右衛門
- 一大豆八拾四俵但脇方より預り物のよし 大正寺 屋清右衛門
- 一米三拾俵加賀屋新太郎自預 一同拾俵願昌寺自 竹野 屋由兵衛
- 一回四拾俵柿崎兵庫自 一米百拾六俵大豆百俵飯料 近江 屋文吉
- 一米百貳拾俵 一大豆三拾俵 岡本 長吉
- 一米三拾俵 一米二拾五俵 一大豆七拾貳俵 瀧屋 藤次郎
- 一米三拾壹俵近江屋新七飯料預 大町 吉兵衛
- 一米五俵 一大豆三俵 一初拾貳俵内三俵 高田 村藤三郎
- 九俵大野村作之丞自 一大豆三俵預物 住吉屋 藤右衛門

一米拾俵西澤長治 一大豆貳百俵同上 一叭米拾俵博勞町久太郎自 一見米五俵上林太郎左衛門自 一米一俵鎌田長之助自 一大豆六俵同上 一米七俵上林太次兵衛 一米六俵松館屋武右衛門 一大豆拾壹俵松館屋武右衛門 一米貳拾三俵米澤屋庄右衛門 一米拾俵澤屋藤兵衛 一大豆貳拾俵同上 一米貳俵貳斗奥村治兵衛 一大豆六斗同上 一米四俵中村伊三 一米八俵市右衛門 一米三拾四俵米屋太次右衛門米屋久兵衛 一米七俵加賀屋七郎兵衛 一小豆八俵同上 一米百七拾五俵預り 一米三拾俵米屋又兵衛自 一大豆三拾俵米屋又衛自 一飯米拾七叭仁岸與兵衛 一立米三俵 一米三拾俵庄内屋久次 一大豆五百三拾壹俵 一米五拾八俵關屋惣次郎 一米拾壹俵輪嶋屋仁左衛門 一粟六叭輪嶋屋仁左衛門 一米五俵上原七郎兵衛 一米百六拾九俵松屋藤次郎 一大豆三百俵 一見米赤米拾八俵但賣場米とも吉田三郎次 一米拾壹俵能登屋惣兵衛 一米六拾貳俵竹内吉助 一米拾貳俵上田四兵衛賣場米とも 一飯米五俵瀧屋傳七 一赤米拾壹俵賣場米とも同上 一米貳拾七俵瀧屋傳七瀧屋藤次郎より預分 一米五俵 一大豆七拾俵松屋藤兵衛黒石客方自 一白米拾五俵西澤善兵衛 一米九拾九俵 一米五俵近江屋清兵衛 一米拾五俵村林勘六 一白米五俵 一大豆百俵 一米貳拾俵肥田屋忠次郎 一米三俵 一竹内清七自

一大豆七百五拾俵能登屋惣兵衛自 一同貳百俵 小野三六自 一米六拾參俵 但大豆高之内五百俵竹野屋與次兵衛方へ 一大豆五百四拾六俵 拂置 一同七拾七俵 村林平次郎 一米拾五俵三國屋善七 一稻拾俵 一米三拾六俵五日市作右衛門 一大豆三拾俵同上 一赤米三俵 一同 三俵 西澤藤次郎 一稻拾 俵 内稻拾九俵預り物 一同拾九俵 一米三拾六俵石場勘右衛門 一粟三叭向上 米 貳千六百八拾六俵貳斗 大豆 參千七百拾貳俵貳斗 一 六拾九俵粟麥小豆 拾九俵三斗 濱 町 一黒米八俵淡路屋善左衛門 一白米拾貳俵同上 一米百九拾俵内五拾俵三馬屋行百四拾俵今別行中嶋與兵衛 一米五俵伊勢屋五郎兵衛 一飯米拾四俵三國

屋與兵衛より預 一餅小吹入麥小麥十五俵加福屋八右衛門 一大豆四拾五俵
 加賀屋新太郎松前崎屋與次兵衛白預置 一飯米白米黒米九十俵瀧屋善右衛門
 一大豆九百五拾俵 一米貳拾壹俵石塙屋甚五兵衛
 米ノ三百四拾俵
 大豆ノ九百九拾五俵
 雜穀ノ拾五俵

新町 通 新町鍛冶町柳町寺町

一米貳俵岡本藤右衛門 一米五拾俵賣場米同六拾五俵預り米山口善吉 一米五
 俵松原勘次郎久四郎 一米七俵内白米貳俵三國屋安兵衛 一米四百貳拾俵但
 向の藏にあり松屋太左衛門 一同四拾俵 一米三拾三俵内赤米八俵一菜種二
 叭嶋屋長兵衛 一米三拾二俵能登屋吉兵衛白預小川新三郎 一大豆五俵小麥
 三俵山本久兵衛 赤米五拾俵白米壹俵海原屋卯右衛門 一白米貳俵鍛冶町六
 右衛門 一糶八俵 一糶三俵麥六俵そば貳俵但四斗入鍛冶町武右衛門 一見
 米六俵近江屋與八 一糶六俵

柳町

一糶四俵久六 一麥四俵 一ひへ貳俵 一米三俵山田屋久兵衛 一米貳俵寺町
 新八 一そば一俵

四ヶ町合

米ノ七百拾八俵大豆ノ五俵糶ノ貳拾壹俵
 麥ノばひへノ拾八俵

博勞町

一糶貳拾俵奥野屋庄右衛門 一米百拾壹俵村田太郎兵衛 一大豆五俵西澤藤七
 二米三俵濱田屋兵右衛門 一糶貳拾俵 一赤米五俵伊勢屋多七 一米貳拾五俵
 木下太助
 一米九俵壺屋藤兵衛 一大豆七俵 一小麥三俵 一古米六俵大津屋圓藏 一米
 三拾四俵八田善右衛門 一飯米五俵前賣米貳俵大屋與右衛門
 一米拾八俵 一大豆三拾貳俵 能登屋勝右衛門
 一糶拾五俵 一粟八俵
 一米貳拾俵八田六右衛門
 一白米貳拾貳俵 一ひへ五俵 一糶粟三俵 一粟拾俵 一種糶七拾貳俵柳屋孫
 左衛門
 一米五俵 一白米貳俵 一大豆貳拾俵 一大小麥三俵 一そば拾貳俵 一ひへ
 五俵 一糶五俵泉屋茂兵衛
 一米拾俵 一大麥拾俵稻見屋長六 一米五俵上林新兵衛 一米七俵 一大麥八

俵博勢町武兵衛 一米貳俵 一大豆八十俵博勢町傳四郎家代利兵衛 一米貳
拾五俵村田又兵衛 一米拾五俵 一大豆五拾俵中村吉兵衛 一御印附米拾俵
一大豆貳拾俵永倉三太郎 一米三拾九俵木下傳左衛門 一米五拾俵一大豆八拾
八俵三上新太郎 一米拾貳俵一大豆六斗一大豆五百俵右藏に而預る米澤長兵
衛

米ノ四百四拾貳俵
大豆ノ八百拾俵粗ノ百參拾貳俵

鯉貝町 安方町

一米貳拾三俵木下友之助 一白米七俵一粗八拾俵一米貳拾俵三國屋利右衛門自
預る吉田源左衛門 一米拾俵一粗六拾俵柿崎源次郎

米ノ三拾七俵粗ノ百四拾俵

惣町米ノ五千貳百七拾貳俵貳斗但白米赤米とも

大豆ノ六千八拾壹俵貳斗

雜穀ノ百二十七俵壹斗

卯七月二十一日

村井登記

〔網〕飢民結黨強請ける所あり騒動せること大凡一月

〔目〕十日大火より以來町々困窮に及び盆中最淋しく有之のみならず白米直段も日々

定むなく十七日には賣場引取黒米九合と成り八合とあり日々米直段上り町々端々
困窮之至り凡支米壹俵四拾貳分五厘鯉貝町藏米之内千俵町々望之方々壹俵な
り貳俵あり買取候様被仰付候得共其内彌高直となり四十八匁迄に上り町々死生に
係り候程之事に相成候同十九日夕飯後より町々何れも相談之事御座候由に而毘沙
門に寄合諏訪も寄合御座候翌日之朝五ツ頃自惣町大家小家に至迄杉畑に寄合名
主會所萬尾武兵衛所凡人数七八百人押寄せ米直段春直段之通壹匁に付壹升四合
之願出に御座候濱町湊會所は是も人数千餘人押寄御廻米沖留願申上候程なく五ツ
半頃寺町嶋屋長兵衛方自米持人走候事一人之目にとまり候處直様押寄不届之致方
と云より千餘人の人数に而先一番に打潰し申候二番目には米町村林平治之家を打
潰し是も千四五百人餘りに御座候三番には横町辻甚左衛門打潰し夫より八方に分
れ博勢町村田太郎兵衛名主奥野屋庄右衛門米町瀧屋傳七吉田三郎治是は少々計り
米町近江屋利助濱町瀧屋善五郎安方名主升野忠兵衛是等は皆町内中之人数にて打
潰し申候此日朝五ツ時頃より騒動大方ならず御町奉行川越九郎左衛門様七戸長藏
様町同心警固七八人召連願之通被仰付候趣真先に札を立取鎮ま御出被成候得共中
々取鎮め兼其外湊方御兩人齋藤幸吉横館山久藏様御火の廻御番人何れも同勢十二
三人七八人計御出被遊候得共取鎮め兼御宿に引取之程之騒動に御座候其日町々之
藏自出候米高八九千俵餘も出申候七ツ半頃より暮迄相騒り杉畑に引取候其勢凡七

八千人餘も御座候飯之義は町々自たき出し酒之義は酒屋々々へ入込我儘に呑ある
き其體たらく言葉に盡しかたく候同二十一日早朝自願之通米壹升四合に被仰付候
願之筋何成共被仰付候趣惣町々御觸通り申候其日之中新町松屋太左衛門殿自同町
名主源右衛門様一町内へ本家借屋一統に錢一匁宛御手當御座候同日八ツ時頃惣町
又々杉畑之寄合御願之趣相談合左之通二十二日願書差出せり

願口上書之趣

乍恐以書付奉願候然者來三月迄錢壹匁に付壹升四合賣方願之通被仰付被下置難
有仕合奉存候隨而來一ヶ年分當御町中飯料御貯被下置候様尙又御廻船積入米品
御引揚御藏米都合御貯置御町中御救被下置候様奉願候
一從弘前青森迄所々之米留御座候而者當所は勿論近在自少々之賣米又は岡在自駄
下之節甚不審敷義共御座候間乍恐右米留御引取奉願候尤當湊隠津出之義は前々
自御吟味被仰付候得共重々手段仕隠津出候様に承知仕候恐多奉存候得共此度願
之通被仰付候は惣町中端々迄申合吟味仕假令父子兄弟たりとも無用捨不埒之
儀御座候は急度名前以書付御訴可奉申上候
一四ヶ年以前子年佐藤傳藏殿不時御暇被下置惣町中款敷奉存罷在候依之恐多奉存
候得共古來之通兩人に而被相勤候様被仰付被下置度奉願候
一當所御往來御止宿之御役人様方御賄料乍恐被下置度奉願上候近年別而御役人様

方御往來御止宿繁く困窮町中も合重り難儀仕候に付此段奉願候
一此後名主會所引取先年之通被仰付被下置度奉願上候右年々割合等錢相増御町中
難儀に付此段奉願候

一家屋敷賣買先年之通二十歩一出錢被仰付被下置度奉願上候惣而繰合之爲引當等
仕候節甚差支相成難儀奉存候に付右之段奉願上候

一目明御止め被下置度奉願候無益之出錢端々迄難儀に付奉願上候右之通以御憐愍
願之通被仰付被下置度様何分宜敷御沙汰奉仰候以上

天明三癸卯七月二十二日

惣町中

右に付町奉行より左に

貯飯料之願上候處御内意之件

一來る壹ヶ年分青森町飯料貯置被下置度申立甚心得違ふ而候上々様に而青森町
飯料御貯被仰付候は九浦一統右之通可相成然者上々様に而浦々之者共へ仕
送被相成候にて御同様之儀申立之趣法外至極甚以上を不恐仕方無限恐入之事に
候御廻船積入米積戻不被仰付共幾邊にも被仰付方も可有之候上を不恐仕方不埒
之至に而此文言除云々

名主會所引取願出候處御内意之仰

一名主會所古來自無之由申出候様せんさく申付候得共相知兼候彌々右之通御座候

や年號申出候様

一大場之儀古來無之由自佗之見聞有之儀被差立度旨不心得之儀且は私一分之勝手に而場所にも不拘仕方此ヶ條除候様

一傳藏再勤申立は不都合に而……古來無之義年號相知れ候得候者申出候様右之趣云々

二十二日町々難澁之族に爲御手當家並に米壹升宛被下置候夫より町々重立之族自味噌錢爲手當是も町々端々難義之族へ家並に錢貳匁三分味噌目形百六拾匁宛御手當被成候事大分之事候同日弘前山田彦兵衛様自御小納戸米千俵青森御拂被仰付候同二十三日弘前表自爲御使召御下被成候御役人様方左之通

大組物頭三百石

山本三郎右衛門様御供勢上下七十二人 鐵砲五十挺 乘馬壹疋

常光寺宿

諸手物頭三百石

田中宗右衛門様御供勢上下三十八人 鐵砲三十挺 乘馬壹疋

運心寺宿

右同

佐々木孫兵衛様右同

同寺宿

御寄合目付百石

拆田藤十郎様御供上下八人

運得寺宿

右同

戸崎平左衛門同斷

同寺宿

勘定奉行百石

笹角之丞様御供上下八人乘馬一疋

鍛冶町 海原屋宇右衛門宿

右同

工藤忠司様同斷

同宿

一時兵藏様右目付附人

御采廻目付百石

長内安左衛門様御供上下五人

大町 近江屋文吉宿

御加勢として

御後附足輕一人 晝夜御町廻り役

米町 米屋太次右衛門宿

町同心三人 同斷

同町 米屋又市宿

同町 同斷

同町 仁岸屋與兵衛宿

御徒目付一人

同町 關屋惣次郎宿

足輕御目付一人

同町 中村屋彌惣治宿

早道目付一人

同町 中村屋彌惣治宿

鐵砲五挺持參

町同心八人

右者四十人召取候節弘前表より夜中加勢として参る

御目付二百石
毛内佐衛門次郎様御供上下六人

米町 甲屋久兵衛宿

岡 勘解由様同断

石戸屋治郎吉宿

當所御在番

御町奉行

七戸長藏様

川越九郎左衛門様

御假屋

安達三藏様

湊方

齊藤幸吉様

館山久藏様

御附番御近習小性

戸野森甚之丞様

御町親方

村井新助様

惣町名主之覺

大町 錦屋 又兵衛

米町 近江屋利助

淡町 淡路屋善右衛門

新町 寺屋源右衛門

博勞町 村田屋太郎兵衛

安方町 升屋忠兵衛

蛭貝町 佐藤 孫八

大工町 村田屋甚右衛門

同二十四日米町米澤屋庄右衛門殿自蛭貝下堤貫町之族へ取貸之内鍋は十一枚爲手當錢夫々にくれ候事御坐候其外西澤善兵衛殿自少々計に御坐候扱々取みたしたる事御坐候

同二十五日自名主壹組に壹軒宛賣場定正月自之通壹升四合之相庭より而辰之三月迄右札を以て壹人前四合宛之趣に被仰付候同二十六日鍛冶町近江屋與八殿自町内蓮華寺角より上林角まで之内本家借屋一統の錢貳匁七分五厘宛御手當御坐候同二十七日町々及騒動店々商取質之儀相休候而者難儀にも可有之由に付今日自銘々家業に取付候様將又取潰され族者夫々しくり致候様御觸有之町々少々しつまり罷在候同二十八日朝明時頃自惣町八方へ捕手同心押分り壹組四五人宛鉄砲貳挺にすつてい取繩さも恐しき事に御坐候召とられ候人數四十人々御町奉行へ引寄則御町奉行之門外に弓鉄砲鑑かさり立御物頭御組合御代官を初として捕手之人數四方を固め中々近寄見物杯と申事思も寄らじ恐しき事に御坐候其日四ツ頃に至り逸々馬

に乗せ弘前表に引上候同晦日八月朔日迄召取らば候者六人はも八月三日朝早々弘前へ引上られ申候同日九ツ時頃弘前表自飛脚を以て御廻船沖留被仰付候其節日和に而右之船壹艘南部邊迄走候處海師船二艘差迎遣れ候得共船中得心無く船戻不申候其儀聞候自又々壹艘御組之内罷越右之次第申聞せ漸々引戻申候同日御駒寄之處日延に相成同日三日月沙門宮神輿渡御止め申候
同日御廻狀御觸通り申候左之通

口達之覺

一當町飯料買下之儀去る六月中自弘前並在々共賣米無之次第にて直段引上既に四拾三匁に至候故端々之者追々行届兼極難に罷成候儀先日騷動之節一統依願壹升四合直段申付右之趣御用所の相達置候元來三拾九匁時拂底右之直段に申付候故米持合之者共損分不少其上町中重立之者自米錢差出させ補助申付候猶又此度御小納戸御用米之内千俵三拾匁直段に而當所迄之駄賃を加へ御拂被仰付候右直段之儀は此節御郡内一統之被仰付方故青森に限り壹升四合直段に而被仰付難筋に候勿論此上申上候儀甚以恐入候事候追々御拂米之儀も申上候間何れとも當秋出穀迄惣町中飯料行届候様御沙汰可被仰付候間御時節柄御憐愍之被仰方銘々會得仕難有奉存候様端々之者共迄申合可被下候明日被仰付候直段通三拾貳匁以直段壹升貳合に賣立候間代料御金藏に上納仕候様申付候一體御拂底之御米故夫々

雜穀迄入加ひ端々迄行届候様取計可申旨被仰付候右之通御役人中御憐愍之思召を不相辨此上法外之申立等有之候而者全御用捨有之間敷候右之趣得と勘辨之上以來之儀町中上下共致和順銘々家業相勤候様此旨端々迄不洩候可被申付候以上
天明三癸卯八月四日
町 年 寄 中
町 奉 行

同五日一昨日沖留被仰付候御廻船又々以飛脚早々登せ候様被仰付候則日朝四ツ時頃右之船出帆申候
同日御觸通之趣

口達之覺

一惣而穀物 一儘餽素麴 一千肴類
右當年中入役御免
一酒醬油 一糶 一鮎 一狗脊片栗の類迄
右之外にも糧物に可相成品は穀物同様當年一ヶ年津出留
右之通被仰付候當壹ヶ年佗領自入役御免之儀並津出稠敷御差留被仰付候尤是迄入候分は御役錢上納に相成此未當壹ヶ年入御役御免被仰付候此段得御意候
天明三癸卯八月四日
右之通被仰付候此旨夫々可被申觸候
長 内 新 吉

同九日蓮心寺御役人様御引取被仰付候

右同断近江屋文吉宿御役人様御引取被仰付候

同十一日海原屋宇右衛門宿御役人様御引取被仰付候以上内山菴記

(編者)曰く當時青森町奉行の何ぞ亡状なるや暴徒出願書を読み下せは思ひ半よ過くるものあり當年の暴動あるものは其凶歌にして自食する能はざるよりは寧ろ糶政に刺撃せらるゝものと言はざるべからず青森町奉行にしてこれを豫測しこれが備をなさざるは抑何等の亡状なるや青森市民も亦藩公の赤子也奉行にして其飢餓死に瀕するを知らざれば則ち已んのみ苟も其不可を知らば何ぞ再々三々救恤法を講しこれを父母に陳言して赤子を保安するに務めざる夫れ佐藤村井二氏は青森にありて同功一體の人なり故ありて暫らく閑地に就かずと雖當時の事情必らず傳藏の歛勤を許さるもの有らん目明探偵なるものは何れを問はず不正のもの多く人を枉冤に陥るもの十よして十皆是あり寧ろ民治に害あるも些の補ひあるべからずこれ亦當時必ず大に市民の感情を刺激せしものありしならん米留役人を除んとし名主會所を去らんとし家屋賣買附加税等云々は固より良民の作爲に非すと雖必ず市民に取りては耐ゆべからざるの難題たるや知るべき焉耳然らざれば何ぞ首足處を異にするを期して嘯集結黨するものこれ有らんや人孰れか父母をからんや妻孥を異にするを期して嘯集結黨するものこれ有らんや人孰れか父母をからんや妻孥を異にするを期して嘯集結黨するものこれ有らんや人孰れか父母をからんや妻孥

をして惨栗せしむるに何ぞ當時咫尺の間に立ち職を奉する青森町奉行にしてこれを知らざる如く一に糶政に唯々これ従ふを旨と爲して其れ可ならんや暴動當日に至るまで未だ會て一言も民の愚情に及はずこれを冷淡と謂はん乎將た亡状の極と謂はざるを得ざるべし市民よして何の罪か有る吾故に當時の暴動は年の凶歌に暴動するに非ずして凶歌に因りて奉行の亡状に暴動せしものなり豈憫焉の市民ならんや

又曰く青森陣屋は外ヶ濱鎮守細かり常々足輕大將其隊を率ゐる交番するものは固より緩急に備ふるよ非ずや今杉畑に暴徒の嘯集するあるに何ぞ假屋に塾居して弘前の出張を要するこれ爲さへきや假屋在勤一隊は百人なり暴徒は數千人なり百人を以て數千人に當たる敵せざるものゝ如きなれども當時の情狀より之れを言へは武士を以て商人を制する大石を以て小卵を壓するに何ぞ異からん假令陳勝吳廣に過ぐるの優勢暴徒なるも鎮守隊に對し抵抗する無きは保證する所なり若し抵抗するとせばこれを撃殺せしのみ此等の處断を爲す能はざらしめは鎮守將軍の任を負荷するを得べけんや當月町奉行佗諸員の出で諭し聴かざるを聞く未だ鎮守將軍の兵を觀すを聞かす或は弘前の命を待つにありと云ふと雖吾は信せざるなり

網濁酒釀賣を嚴禁し 二十日

日米穀類販之時節濁酒商賣方等之義嚴敷御差留被仰付候是迄大體之商賣柄之者も

有之候は、別商に而渡世致候様萬一心得違等致し濁酒等商賣致候もの有之候は、申立之上如何體被仰付哉心得違無之様可被申付候

月 行 事 中

町 奉 行

〔綱〕小賣米賣買の訓令あり 二十一日

〔目〕一 小賣米賣方は是迄一人に付米三合、豆壹合都合四合之賣方申付候處弘前表一人に付米貳合積りに被仰付候間明日白壹人前米貳合、大豆壹合都合三合、賣方申付候一日々飯料買方に付町役共役印之手札人別相渡置候處右札當日入用無之者白貸借致相調候趣相聞得候詮議之上名前相知れ候は、申立之上急度申付候間右之趣本家、借家一統、急度可被申付候隱置外自相知候は、町役迄越度申付候間此旨可被申觸候

天明三癸卯八月二十一日

町 奉 行 内山番記

〔綱〕醫療は即謝となる 二十六日

〔目〕醫者中此節難義、付即禮願出候に付願之通被仰付候八月二十六日御觸有之同上

〔綱〕馬價甚た賤し 二十九日

〔目〕御駒寄被仰付候馬相場左に
一 上馬壹疋 貳拾匁位より四五拾匁迄

一 中馬壹疋 八九匁位より拾貳匁迄
一 下馬壹疋 五分壹匁位より四五匁迄

右錢拂底之砌に御座候間馬に不限道具古手諸色至て下直にて御坐候

〔編者〕曰く一國主義の弊たる其大矣哉天明の馬たる骨格狀貌これを明治以後の洋種雜種に比すれば天淵の異なる有るは言を待たざるなり然れども馬は馬なり一苞の米の駄して十里の道を行くは其れ同きなり而して今日の上等洋雜種は二千圓三千圓の多額に上り午勞馬ある如きも猶二三十金を下らす假令所謂錢拂底の秋に會すと雖何ぞ舊時の馬に限り五分壹匁の低廉を極め其價を僅か、立米二三合にも相當らざるや詮する所は一國主義を嚴守して驚蹄癢癢たも猶之れを關外に率き去るを許さ、れはなり年一回封内を限り馬市を開くと雖其の主とする所は幕府獻上と公厩に率き入るゝの撰擇に係るものあり傳へ云ふ大夫驪木之下蔭は皆我龍野の牧に出つと大夫驪木の下蔭の名駿は今日の洋雜種に烈するも決して讓歩あるべからず貳拾匁以上四五拾匁以内も焉ぞ木の下蔭大夫驪のなきを保せんや馬をして若しもの言はしめは定めて謂はんとぞ何ぞ一國主義を廢し我輩をして關外自由に馳逐せしめざるやと

又曰く駒寄とは馬市の謂ひ也舊藩時の制馬市は弘前、青森、飯詰、鯉ヶ澤の四ヶ所に於てせり年の七月二十六日は先づこれを弘前に初め二週を隔して青森とあり飯詰と

爲り餘々澤に終ふ弘前青森間を除くの外は僅かに二日を間つのみ凡そ馬市は秋成を正に目撃するに非されは開くを許さざるは誰昔よりして然りとす孟蘭盆會後先は豊歉情況の困りて判別するの季節なり故に馬市先例は七月下旬に起し二十六日に豫期せしもの如し大事故の有るに非ざれば輒ち伸縮を爲さざるあり又曰く馬市は舊藩時と雖年としてこれ無きはなし而して地方舊記は甚た見る少し豈尋常商人は其痛痒を甚た感せざるを以て是るに非ざる乎然れども馬市の故を以て本市に馬喰町即ち博勢町を置けは弘前藩廳より之れを見れば容易ならぬ大事件となす弘前日記は年々これを大書せるに徴し知るべきのみ而して本史に詳略あるものは地方舊記に従ふを旨とせるなり

〔綱〕九月、毘沙門祭禮あり 三日

〔目〕二日 夕自毘沙門祭禮に付町中燈籠釣り翌三日は御神計り御廻りに御坐候
〔編者曰く青森開港以來の衰頹は享保より天明に至るを以て極點と做看さざる能はざるに似たり夫れ鎮守社祭事は何れの國何れの村をも問はず年として或は間年を以てこれを舉行せざるあきま非きや然り而して享保十一年より元文四年に至るまで廢絶せしは御日記にも明載せり四年廢典を修めしことを請ふて許さざるは固より故なきに非ざりしことなるに同年より本年に至るまで修廢せしことの舊記も亦見る所なければ蓋し享保十一年より天明三年即ち本年に至るの間凡そ七十年間鎮

守祀典を舉行せざるの青森とすれば何を以て爾かするや看て式微となさざるも亦得べけんや式微の外他の原因の求むべきなし況んや正徳六十二戸醸家の破産せしも亦この際に多しとす衰頹の極點に達する以て證をべし然れども隆替代謝は理勢の必至あるものとすれば本年は大凶歉にも拘らず些の祭典を擧ぐる所謂剝復交迭の命に際しこの修廢を見るものにして偶然に非ざる也

〔綱〕眞鍮四文錢を行使するを命せらる 十三日

〔目〕一眞鍮四文錢御郡内一統通用被仰付御家中在町の諸渡へ入交相渡候處頃日に至り兎や角不通用相心得多分兩替屋海原卯右衛門方へ持參小錢と引替候旨相聞得候遣馴不申内は兩替屋の持參引替之義は先達而申觸候得共過分引替に相成候由心得違之事に候此末四文錢無差支通用致し小錢多く引替不申様此旨可被申觸候以上

月 行 事 中

〔綱〕瀧屋善五郎、能登屋惣兵衛坂田行きを命せらる此日地震ふ 十四日

〔目〕濱町瀧屋善五郎殿米町能登屋惣兵衛殿坂田迄之内大小御免よて道中駕籠被仰付米買越に罷出候同日九時半頃地震ゆり申候内山舊記

〔綱〕十月、乞巧舎を蓮華寺無縁塚に設立す 四日

〔目〕蓮華寺裏之無縁塚へ非人小屋相立申候同上

〔綱〕杉畑暴徒放釋せらるゝ者多す 五日

〔目〕先達而召捕られ候四十六人之内五人跡に残り其外不殘御免に而立歸申候
〔綱〕米、豆日に窮乏を告ぐ

〔目〕大豆段々不足付明二十日より壹人前五勺宛と被仰付候内山窓記
一賣場米直段町々壹匁に六合賣渡可申旨被仰付候 同上

〔綱〕杉畑暴徒處分定る落合専右衛門は猶獄中と繋かる 二十二日

〔目〕先達て四十一人出牢被仰付今日残り五人又々出牢致し夫々本國へ盡九ツ時追放
被仰付候 同上

青盛より四十五人被召捕同二十八日弘前へ引上入牢右之人數は左のみ頭取にも無
之候得共平生町々而小口利き或は男達する者之よし中にも落合専右衛門と申人
は元來青森之歴々なれども身帶よりはりて老後町中之手習子の師をして暮せし間町
中之願書を被頼書きしとなり元來御用事へ立障りし故に御さけしみ強くして此人
も捕られしなりしかも風雅にして俳道にも達し九三子と號して前句の撰みせし間
自他國へ名を知られし人あれども此度七十餘にして繩目の耻に及こそ命ある哉亦
或説に於評定所四十五人拷問被成候節落合専右衛門言上には青森騒動之頭取は私
に御坐候而全外人の所爲に無御坐候間餘人不殘御許免被成下置候而専右衛門一人

如何様の曲事にも被仰付被下置候は、難有奉存候と申上候よし聞人感涙を流しけ
り果して其年中四十五人共出牢専右衛門は永々牢舎之處牢死致しけり右よ付青森
騒動も靜謐に相成候 平山日記

〔編者曰く吾既に謂ふ杉畑嘯集は其罪も非る也全く青森町奉行控御の術を詆れるも
の也無罪の人のみこれを不問に付するも可なり然りと雖結黨は當時國家大法の赦
さざる所あり假令憫焉の情あるも其れ國家大法を如何せんや専右衛門曰く私は
青森騒動頭取なり外人の所爲にあらず口供此の如し姑らく見て有罪となさざるを
得ず獨り四十六人に後ちして在獄せし所以に非すや吾謂ふ専右衛門は義狭人なり
寺小屋と雖亦一郷の先生あり自ら謂らく吾れ齡已古稀に達し旦夕も圖り知るべ
からせ許多盛壯の子弟を傷けんより寧ろ身を以て其責に當らんには杉畑嘯集は萬
々止むを得へからざるに出づるものにし佗暴惡の手段あるに非らずと當時糾彈官
も舉て心に旨するものゝみに非す必ずや辞色の間に其義俠心を洞察せしもの有ら
ん故に如此の大獄にして僅に一二月にして容易にこれを斷せしに非ずや獨り専右
衛門は口供首謀の本人其活路を求むるに非ざれば輒ちこれを放縱すべからず國家
大法に對し如何すべからざるものあり荏苒の間終に獄死の不幸に陥るを致せしも
のなるべしこれを何と謂はんや蓋し老年を以て縲紲彌久の致す所地方或は斷頭刑
に處せらるゝを傳ふものあり吾はこれを藩廳日記旁ら平山日記に載し其謬傳を確

言するかり専右衛門は即ち伊勢屋市郎右衛門にして曾て町年寄番代となりし屋敷を去り落合に改め落合市郎右衛門の名は寶暦年間檢地帳簿に見ゆ専右衛門と改めしは月日詳ならず從來青森釀家豪商の一人なり惜哉末路如是の不顯末に際合せしことを

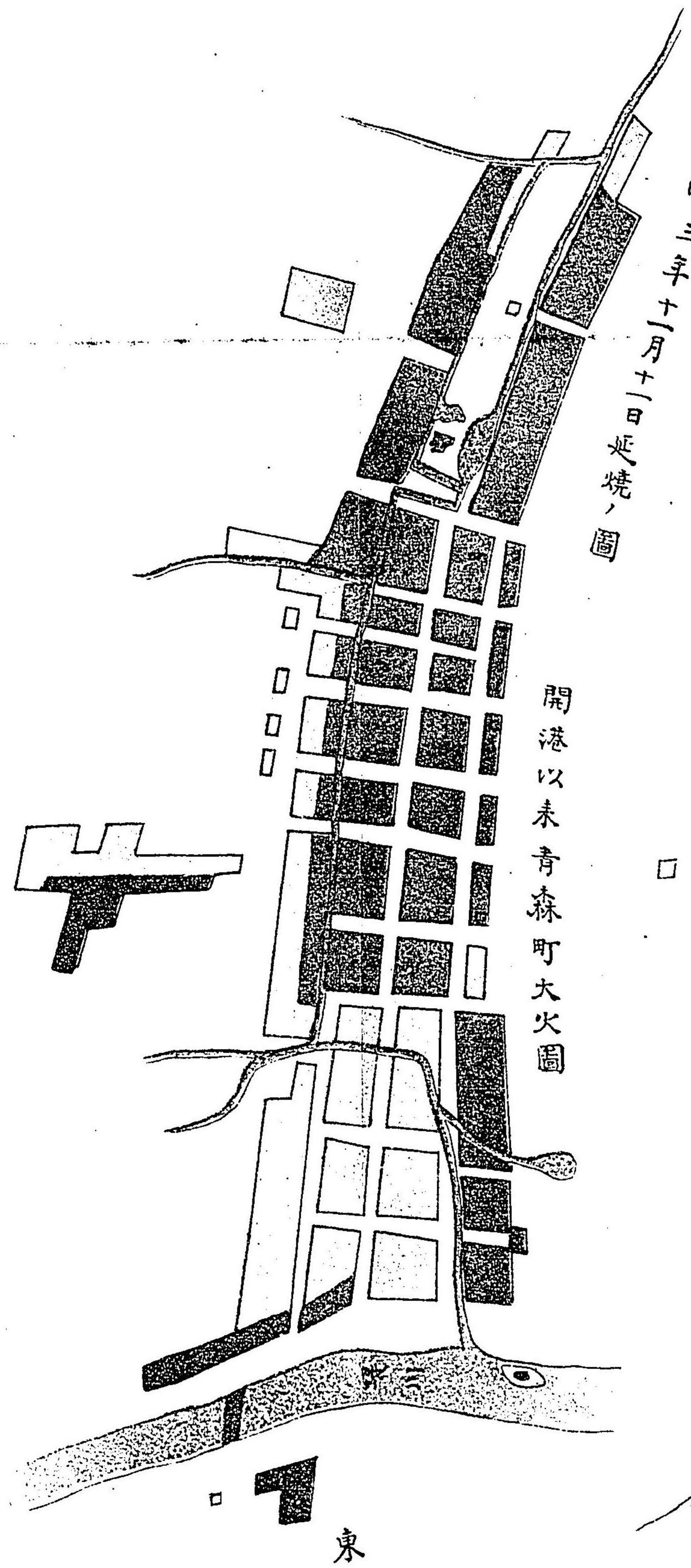
〔綱〕十一月、安方町火を失ふ延焼千四百七十三戸これを寛永開港以來未曾有の大

災ごなれ 十一日

〔目〕夜九ツ時安潟町長次郎より出火翌十二日晝四ツ時鎮火焼失仕候残り申候處左之通

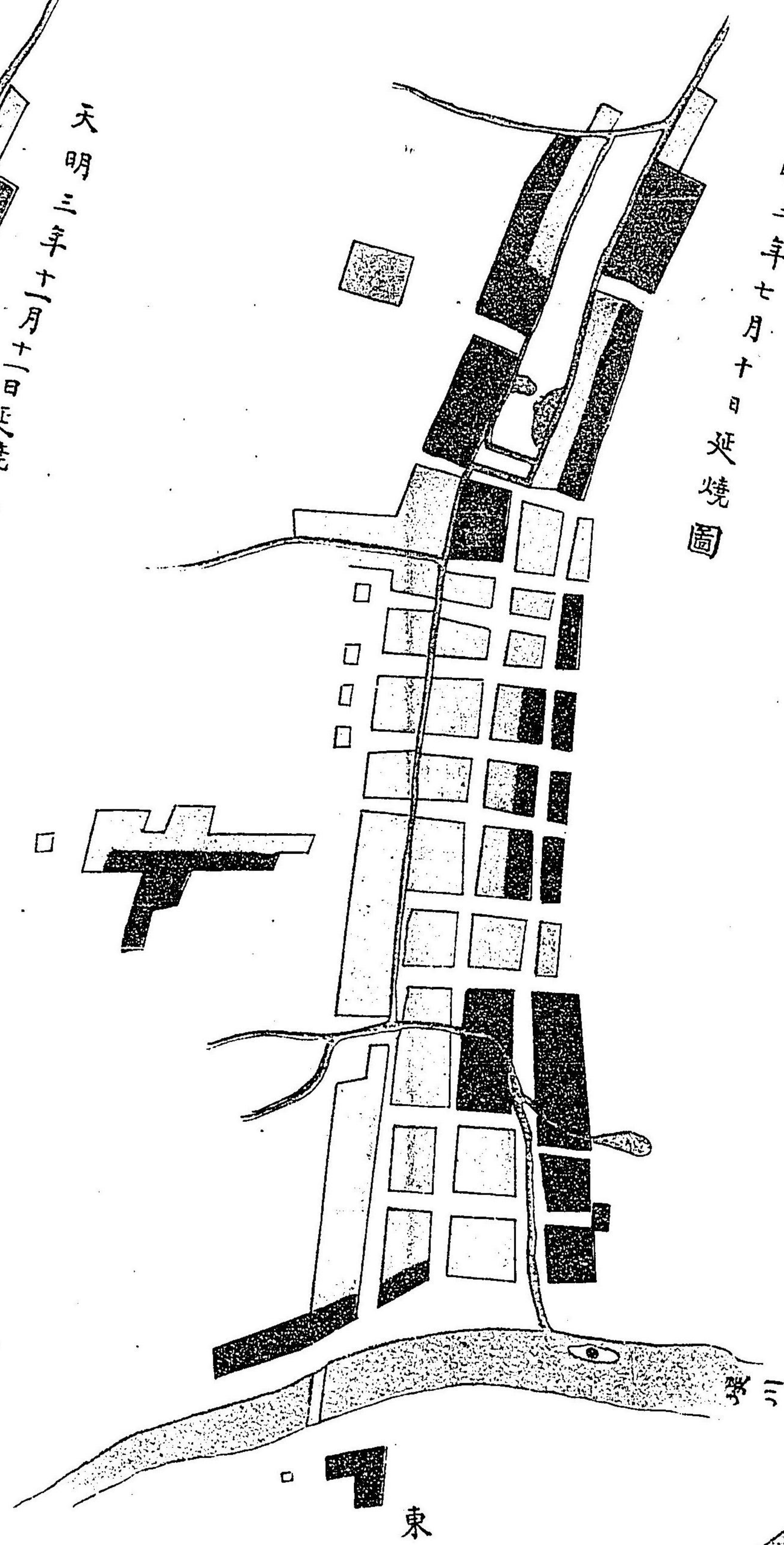
- 一新町一念坊角より毘沙門角迄兩側
- 一米町南側御藏之角より仁岸之川迄
- 一大町南側正覺寺角より福士角迄
- 一同北側正覺寺角より上林角迄
- 一濱町毘沙門角より上村角迄
- 一蛸貝町北側柿崎與右衛門角より橋詰迄
- 一下蛸貝町兩側下堤迄殘る

右之外浦町茶屋町川上迄不殘燒失仕候家數本家借家とも大凡三千軒程と申事に候
内山番記

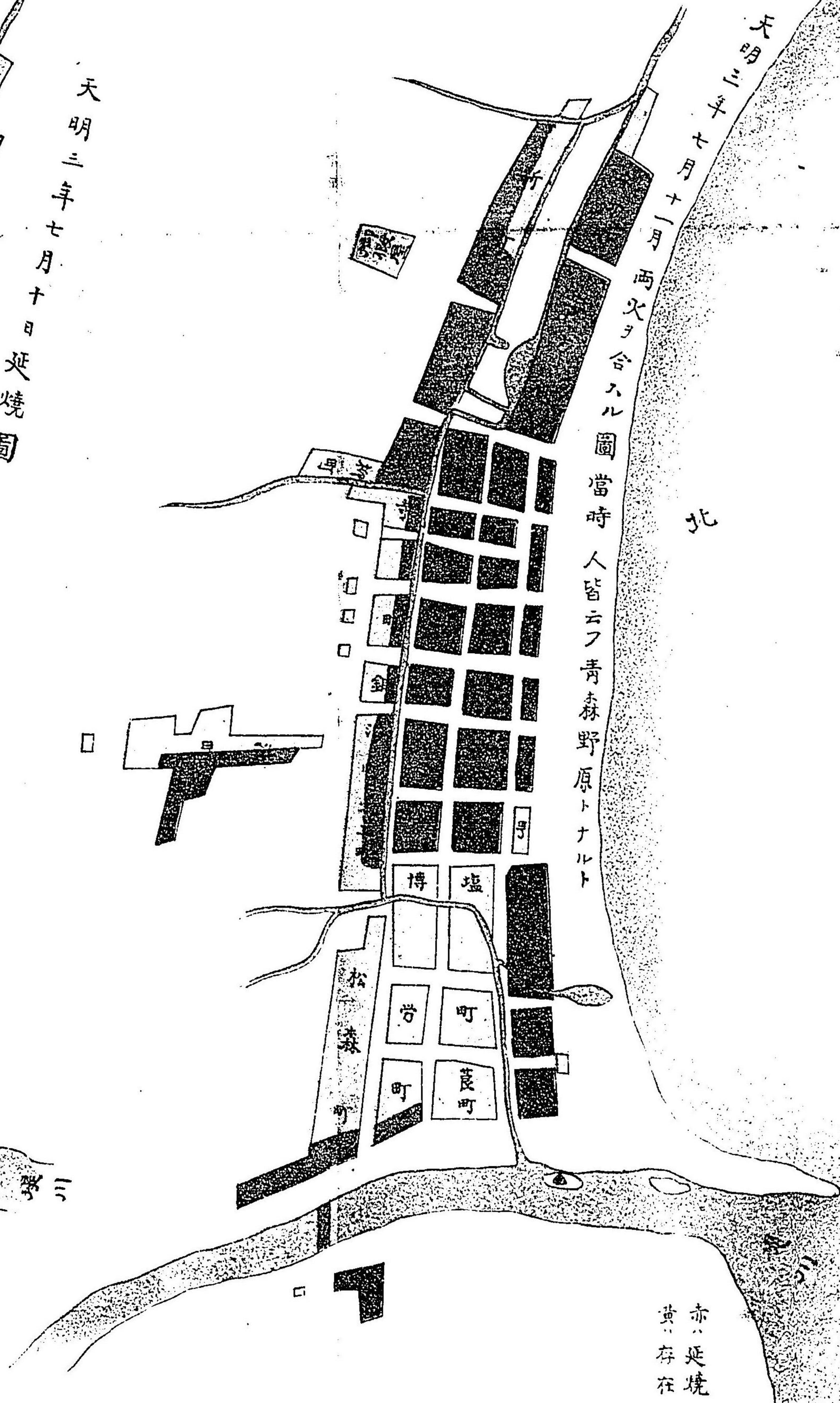


天明三年十一月十一日延焼ノ圖

開港以来青森町大火ノ圖



天明三年七月十日延焼ノ圖



天明三年十一月十日西火ヲ合スル圖當時人皆云フ青森野原トナルト

赤延焼 黄存在

(編者曰く柏原火災考には残る僅に九軒とあれとも其残るは何邊にあるや詳にせざるにも拘らず本條は分明に其區域を明記せしことあれば吾は以て確信すへきものと爲すなり但本年の大災たる七月十日と十一月十一日と前後合算すれば青森全街にして只寺町通り博勢町、葦町、鹽町の貧街は幸にして免れしのみ米町、大町、濱町の富豪を首とし安方漁師町に至るも悉く焦土に歸せるに非ずや然らば則ち後火は前火の遺漏を遺憾とし全街を一掃し蘆葦曠漠の荒原とあし油川の爲めに復讐すると謂ふも噓語に非ざるべし況んや本年は津輕未曾有にして人相食ふの年なるをや前火の假屋だも全からざるに後火の未曾有と稱するの大災有るをや其慘狀果して何如ぞや老人今に相傳ふ天明の大火は青森到る處目も當てられぬ様にてありしと火災考に餘す所僅かに九軒と云ふも極度の形容あるべし圖して以て左に示す

〔網〕類焼者、材木及米、豆、錢の恩賜あり 十六日

目 口達之覺

- 一 此度青森中大火に付類焼之者は爲御救左之通被下置候
- 一 戸川村領御山 一 奥内村領御山 一 新城村領御山
- 一 御米百五拾俵 一 御大豆百俵 一 御錢三拾貫文
- 但右之内御米百五拾俵昨十二日類焼之者共は一統割被下置候本家一統米三升宛借家一統米壹升五合つゝ

一 大豆之義は明日割合焼失者可被下置候
一 御錢之義は端々小者類焼極難之者共割合被下置候

〔網〕類焼極究者に米、錢、豆の恩賜あり二十一日

〔目〕極難之者へ米錢御手當被仰付候本家米壹升五合錢四分五厘つゝ借家米壹升錢貳分五厘つゝ大豆本家三升借家二升宛被下置候内山書記

〔網〕十二月、大豆札賣は一日隔ごある五日

〔目〕大豆壹人に付五勺宛賣渡置候得共次第に拂底に付明十二月六日自一日間に賣渡候様申付候同上

〔網〕大凶歉

〔目〕町中何れも焼失後假宅に有之候得共用心向は彌々宜しからそ六日夜より御同心衆町中から鑊砲を打ち御廻り御用心致候同上

〔網〕大風 二十四日

〔目〕二十四日明頃より西の大風にて寺宮野伏之非人乞食とも行倒れの者多く有之候同上

〔網〕札米小賣場閉場せり二十五日

〔目〕二十五日より米拂場に大豆とも札賣場相止め申候米豆の續兼候故に御座候然れ

共下賣之分黒米四合白米三合五勺小賣御座候扱々困窮之節に有之 同上

新穀並諸品相場

- 錢壹匁に付
- 一 うむし米七合五勺 一 大豆壹升壹合
- 一 小豆六合 一 蕎麥壹升七合 一 粟五合五勺 一 ひえ貳升二三合
- 札賣場にては
- 一 古米六合 大豆二升
- 但下賣にては四合
- 以 上
- 一 そばのめくそ壹升貳分 一 あはのぬか壹方壹分貳厘 一 豆腐壹ヶ壹分壹厘
- 一 豆腐かす壹升壹分貳厘 一 から魚壹足十八匁又三十口拾匁まで 一 身欠緋百
- 結三匁五分又三匁六分 同上

〔編者曰く〕札米小賣場閉場とは何ぞや國其政のなきなり豈咄々大怪事に非ずやこゝに病める赤子あり將に死せんとそ其父母たるものにしては固より狂奔し之を救はざるべからず若し醫者不在なり藥劑のあるなしとして其死するに一任するは豈父母の道からんや札米閉場は何を以てこれに異あらんや閉場假令二三口と看做も飢餓

の極一日食せざれば死せんのみ争てか民の父母たるもの、忍んでこれを坐視するの、これ有るべきや奕世我が津輕藩政の美にして俄然この狼狽を呈するは我が甚だ解釋に苦しむ所なりこれより曩者帑藏空虚調達金の命屢々豪富に下れり江戸邸の窮迫も亦知るべし天明の民は不幸に際會せりと云はざるべからず
又曰く慘酷なる哉天明癸卯の凶歉たる津輕三郡を擧げて全粒を見る能はざるは建國以來未だ曾て聞かざる所あり本相場表に徴するも知るべきのみ新穀諸品覺へど題するも新米は所謂むし米なるものなりむし米は米の質りと乾燥の不十分なるより脱粟術の施まべきあく已むを得ずこれを蒸籠に蒸し乾かして僅かに摺臼に上せ米となすを得べし然れども浮々として味ひなくこれを食ふも食はざるに同じ蕎麥の目くそと粟の糠を食とするは天明の凶歉に於て初めてこれを見る夫れ蕎麥、粟は穀物に於て下等となし山間貧民たも猶食ふを欲せざるに何ぞ況んやその目くそをや其糠をや蕎麥の目くそなるものは蕎麥殼外部の硬糠にして滋養分の有無は姑らくこれを置き平日にありては如何に勇を鼓して嚙下せんとするも喉を梗き決して通過すべからざるものなり粟の糠の如きも亦然り牛馬すら且食ふを得ざるものあるに況んや人や今やしき二者にして壹分貳分の價格を有まるとせば當時彼の炊具用の鍵繩を煮て食ふに比まればこれを太宰視するは疑ふべからざる事實なるべし吾駒寄條下に於て一國主義の大弊を略論せるに非ずや天明十餘萬人の餓死は

畢竟上帝虐威に墮ると雖一國主義は大に其責めを分たさるべからず今や萬國交通の世にありては必ずしも越後、秋田の小糶米を何ぞ事とせん外國米を以て現に年々貧民を救済し得るに非ずや

網 天明四年甲辰正月、餓死頗多し

目 昨年大凶作に付人死夥敷事也閏正月二日頃迄筆紙に難盡候内山舊記

網 閏正月、典物農具は保證返すを命せらる 十一日

目 去年大凶作に而在方難義に付鐵鋤並農具之分質入致置候者共受返相成不申雪消次第農事差支候旨相聞得候間弘前並九浦在方共都而農具之分當月迄に而貳拾ヶ月自内之質札分村役共受合之上統受返し被仰付候尤右代錢之義は元利當秋に至り村役共、而取立質屋共、返濟致候様申付候

一 右受返し取扱之義者町名遠村名違、不抱一町一村に孕候農具之質札之分町役、村役、而支配切取集札之裏へ銘々名前を記置在方は代官印鑑町方は町年寄之印鑑之通帳、質札相添受返に向候様尤一町一村一札之通に候間一度に者受返し相成間敷に付一軒へ幾度に而も勝手次第に罷成候様

一 右通帳之表無高に銚置惣返し仕舞之所に而町役、村役に而右通帳之表相調元利受返し候高其質屋に而受返し手形差置通帳は在方組切代官、町方者町年寄へ相納候様

一御當領村々並町方に而も黒石表へ罷越質入致候分多有之候旨相聞得候間黒石表に而も前書同様受返せ候様左候は、黒石表之者も御當領質屋共へ質入致候農具之分是又同様受返し候様申付候
一農具質入貳拾月餘よ而流し品に相成候分佗領の賣出候而者後々農具差支に相成候間御關所口堅差留申付候村井番記

〔綱〕小賣米は怠るへからざるの嚴達あり 十二日

〔目〕町々米下賣之者共一兩日賣米出し不申旨相聞得候左候而者小賣之者甚難義可致候間今日自賣出候様可被申付候尤所持之米差扣候義は必竟直段引上可申ためと相聞得不人情之至に候相募右體に候は、名前吟味申立之上急度可被仰付候條此旨前賣之者共會所の呼寄稠敷可被申付候村井番記

〔綱〕公江戸邸に薨す

〔目〕閏正月八日寅の上刻殿様御逝去被爲遊候段昨夜江戸表より申來に付左之通
一鳴物停止 五十日 一普請作事 三十五日
一渡世殺生 七日之内 一慰之殺生 五十日之内
一御扶持職人輕き者迄御目見仕候分者五十日過月代取可申候村井番記十六日

〔綱〕藩喪中火を警むへし 二十六日

〔目〕用心向之義兼々稠敷申付置候間別紙申觸候に者不及候得共此節御中陰之内萬一

出火等有之及御訴候様成儀に而者其者々不及申此方迄も御申譯難相立事に候通例之心掛に而者不相濟候間此旨家別に申聞せ銘々晝夜共火之元心を付油斷無之様端々迄も不洩様急度可被申付候若此上油斷之取扱有之候は、用捨無之候間此旨兼而可被申付候

御中陰之内火之元用心向之義に付前條之通被仰付候無難之町々屋根廻り雪も無之候間天水桶差出候様尙又大中家銘々前雪切抜番水桶差出候様勿論段々暖氣にも相成候間無難之町々裏通雪圍之籐菰等取拂候様尤見合來月朔日之頃自辻番並諸番夜廻り等も差出候様村井番記

〔綱〕二月、下濱町嘉左衛門追放處せらる 二十六日

〔目〕我儀平日人情不宜者に而色々悪事を手段致旨被及御聞急度可被仰付候所以御憐愍啓青森町拂被仰付
下濱町 眞藏借屋 嘉左衛門

〔綱〕三月、買越米船々入港せり

〔目〕三月中旬より上方米入込藤林源右衛門船宿大坂境屋利助船米千俵積參仕切表に而町奉行の御斷之上御拂被仰付候右米四斗入に而八拾三匁三分三厘米甚不宜右境屋利助船今度第一の入津あるを以て三ヶ年之間御役御免被仰付候
一坂田米庄内米追々買下船々入津二十俵三拾俵と相拂申候四斗入百拾匁より九十

五久迄買取申候

一同年三月末頃より四月に至り段々船々入込賑々敷相成候村井番記

綱時疫流行す

目正月より閏二月に至る迄二千餘人之死亡あり畢竟饑餓の弱みに付け入りて如此の事あるべしと船々入津の賑しきま打かぢり大ま物淋しき事に有之候同上

編者曰く青森西は安方町新通りの入り口東は茶屋町堤川の堤上、蛸貝町の入り口、大工町尻無川の畔曾て安置せる地藏堂あり法華寺の無縁塚を併せて皆天明度より非らされは天保度之大凶歉に餓死人を合埋せし所なりと當時死尸狼籍天明の如きは青森のみにして三千内外と云へは一家二三人の平均なるべく中には開として闔家其れ人なきもあるへし蔵むるに棺柩なく縛を執るに親戚無しとすれば其勢自ら自能を論せず合理せざるを得ざるへし地藏堂を安置する誰宜ならずと謂ふや嗚呼慘酷なる哉天明天保の凶歉涙を洒かざるべからせや地藏堂

綱甲屋六右衛門以下調達金を命せらる 日缺

目 甲屋六右衛門 近江屋文吉 近江屋庄右衛門 い勢安兵衛 瀧屋藤次郎
瀧屋善五郎 藤林源右衛門 仁岸與兵衛 三國屋與兵衛
久九軒 三百兩より七十兩迄千二百兩

編者曰く天明大凶歉の下人々生を聊せざるに當り此の巨額調達金を命ずるとは何ぞ藩廳の暴虐を逞ふするやと誰にありても疑を容れざるべからず然りと雖吾嘗て聞くあり本調達金は全く凶歉善後策にして亡者供養追善より孤子棄孫の賑恤より極貧者自食する能はざるもの、救急も皆これより支出せしものなりと乃ち富豪者にありては今日の所謂義捐金と看做し自ら齎ふて出職するも可なり何ぞ必ずしも生命を待たんや然りと雖藩廳より之れを見れば祭職充實するならば固より以て豪富を累まべからず已むを得ずしてこれを累せしめて調達金と云へば乃ち附息して返さざるべからず若し後宮の奉苑園の觀の爲めとせば果して不義なり暴虐なり凶歎善後策は大義なり何ぞ豪商を累まに御調するこれ有るべけんや

綱燈油は増價とある 日缺

目 惣油屋去冬燒失後不道具に而絞方埒明兼弘前表自水油賣下ケ入加以小賣之處諸懸り物並升減等有之一向渡世より相成兼難澁に付御用油之外町小賣之分弘前表自壹升に付五分之増直段願之義頭中御聞届被成候間此旨申入候尤油性能商賣候様此段申付候以上村井番記

綱四月、職工に訓諭あり 十二日

目 此節家作に被相雇何れも難澁之家作故朝明否細工に取付極晩迄相持可申處朝取付も遅く晩も七ツ時相仕舞其上敷度休之上於細工場變月代杯致候者も有之不勤に候若不必得之者不得止事右體に候は、細工差留申付候間此旨大工、木挽共の精々申

論候様致度候村井番記

綱十一月、町年寄佐藤傳藏、村井新助港況振起の建白書を上る

目乍恐以書付奉申上候 高源院様御代寛永三年青森町取建候様私共先祖兩人は御墨印頂戴仕彌青森町相派候に付知行五拾石宛被下置町年寄被仰付以御威光私共迄數代相勤難有奉存候然者先々青森町爲御取建拾ヶ年之間作取並諸役等御免被仰付段々町並も成立に應し諸國にも相聞候湊にも相成遠國近國にも手廣諸取引仕家業方相續仕來候處去秋自右體之諸取引も相奪る去年大凶作其上兩度之出火に而其節莫大之御手當被下置重々難有御儀奉存候然者古今不傳承候大火既に町端迄抜通り候程之類焼飯料糧物等貯置候者共大半焼失右重難に相逼り絶死離散之者共多く相殘候者共此節に至り一統困究に而今以家並一切無御座候乍恐退轉之姿に相成歎ケ敷奉存候然所町並諸茂合之儀先年自本家借屋家數に準夫々割合申付來候處家數も悉相減中家以下之者共甚極難に相聞得候に付家柄之家共へ計出銅申付置候往々右體申付候而者町中一統之疲に相成且者家柄之もの共も難溢至極衰微之基と乍恐奉存候依之御時節柄恐多奉存候得共當所湊出入御役錢米穀並當時御拂底之品之外諸品本御役被仰付年々御役高之内三步一通來已之年自酉之年迄五ヶ年之間町中御手當被仰付被下置度奉願候左候而者町中諸茂合並諸役人中宿賄料共右年數之内差許追々町並爲取建申度奉存候融通に順じ佗領響合も宜御座候節は自然と困究

相凌古來之通立直り御用心向迄も靜謐と相成可申と奉存候勿論當所之儀者御場所柄之義右之通御手當も被下置候は、銘々冥加之程難有相守家業實體相働御用相立可申奉存候左様にも無御座候而者中々取建可相成體無御座候間御時節柄不願恐をも此段奉申上候何卒以御憐愍町中御取建被仰付被下置候様宜御沙汰奉願候以上
天明四甲辰十一月

佐藤傳藏
村井新助村井番記

綱十二月、盜伐木は賣買を嚴禁す 日欵

目海邊山下村々之者共檜木柄盜杣並檜生木皮剝取右木品之儀は船手第一之入用有之に付濱手は賣出候由必竟直段等も宜候故右體之徒不得止事候旨相達候に付濱手之者共不買調候様當六月申付候得共猶又此未賣出候ものは不及申買調候者共無御用捨急度可被仰付候間右體之義無之様此旨稠敷可被申付候村井番記

綱輸出入税は當九月中特免せらる 二十一日

目青森町惣問屋共申立候當年打續大變之上凶作に而極難に付米穀其外品々入御役御免願之義申出之通打續變難等有之、付爲御手當來九月迄米穀其外一切之品共入御役御免被仰付候

綱仙臺通寶は該封外行使を禁するの幕令あり 日不詳

目松平陸奥守領分限り通用之錢鏡形撫て角文字者仙臺通寶と致右於領内當辰自五

ケ年之間鑄錢有之候右者陸奥守領分に限り通用之筈に候所若心得違外々に而通用致候者有之候は、御領は向寄之御代官陣屋私領之者は公事方御勘定奉行月番宅に可訴出候隠置外自於相知者吟味之上急度可申付候右之趣御領は御代官私領は領主地頭自可被相觸候村井並記

〔綱〕天明七年丁未十月、村井新助、佐藤理右衛門、町年寄役を免す秩祿を沒收せらる

二十六日

目

村井新助
佐藤理右衛門

知行被召上町役御取放被仰付候村井並記

〔綱〕天明八年戊申七月、巡見使藤澤要人、川口久助、三枝十兵衛座船入港せり

藤澤要人様御上下三十五人

御宿正覺寺

川口久助様同 四十五人

同松屋太左衛門

三枝十兵衛様同 三十人

同近江屋文吉

右に付於江戸表兼而御書付御渡に相成居申候

津輕土佐守

爲奥州筋國廻り藤澤要人川口久助三枝十兵衛差遣候然者松前に渡海其方に被仰付候間可被得其趣候右三人召連候人数等住別紙相越候以上

申三月

右船中之儀者米鹽味噌薪等無滯様可被申付候

一船新規に申付候義無用、付是迄有來船相用候様可被致候尤代り船多差出候義是又可爲無用候

覺

今度諸國巡見雖被仰付國繪圖城繪圖無用之事

一人馬家數改無之事

一御朱印之外人馬御定之通駄賃錢取之無滯可出之事

一何方を見分仕候共使者飛脚音信物一切可爲無用候

但案内之者入る所は其斷可有之事

一掃除等可爲無用候

但有來道橋往來不自由之所者格別之事

一泊々之宿所作事等可爲無用候並茶屋新規等作之申間敷事

一國廻之面々泊々に而つき米大豆以其所之相場可賣之此外賣物常々其所之直段に

賣可申事

申三月

覺

- 一 宿々強表替無用に候古く共不苦事
- 一 湯殿雪隠無之所者成程輕可被致事
- 一 盃柄杓鍋釜古く共不苦候若無之者輕可被支度事
- 一 宿々可成家壹村壹軒も無之所者寺に而も又は村隔候共不苦事
- 一 其所に無之賣物鳥自遣賣せ申間敷事

(編者曰く吾嘗て幕吏の虎より猛きを痛論せり今史を編んで本條に至る當時幕府の殷勤丁寧列藩に向ふて訓令せる所あるは豈唯本年のみならん必も毎回皆如此なるを知る然らば則ち其出て、使する者自ら戒しめ自ら勵み敢て暴威を遠ふせざるは推知して餘りあり然りと雖巡見使の到る所は君臣習戰々兢々として食に退暇せざるものあるはこれを天保九年の條下に徴すべし何ぞや蓋し聞く何れの巡見使を問はず正官は果して若き其人なるも隨行吏胥の驕暴貪戻あるは看て虎より猛しとなさざるを得而して列藩優待款接の過度は阿諛納賄一に其歡心を買ひ藩屏の本意を失ふのみならず遂に幕府の殷勤丁寧訓戒せる所以を失墜して顧みず祇さ幕吏の虎より猛きの事實を地方人民に廣告する如きものある所以なり豈思はざるの甚きならずや古人不謂乎宴安は疾毒なり幕府も列藩も與に共に太平無事慣るゝの致は所實に已むを得ざるものあるなり吾故に曰く太平無事の巡見使は貪戻を土地人民に播くものにして害ありて益無し何必すしも先規を墨守し世を繼ぐ毎にこれ

弊産遺するこれ爲すへきや測るべからざる禍機は伏匿して有るあり豈に幕府の爲めにこれを悲まざるべけんや

〔綱〕天明九年巳酉四月、大風 十四日

〔目〕十三日自東風十四日朝に至り過分之大風に相成り町中も餘程所々に破損ありしよ小柳等にては潰屋死人等有り村井番記

〔綱〕五月、寛政三改元 十一日

第二十三章

信明公六年出羽守後改土佐守賢明を以て推さる歴世比無しと稱す

〔綱〕寛政元年巳酉

〔綱〕寛政二年庚戌二月、治用炭闕乏せり 十三日

〔目〕青森町鍛冶屋共申立候鍛冶炭拂底に付後方組内栗郡左關小橋六枚橋右村々にかち炭焼出被仰付度義右山下村々自澤所並冰品共申出候に而申付候村井番記

〔綱〕戲謔體の發句を嚴禁 二十日

〔目〕前句節段々付之義前以御停止之處今以不相止此節専に相開得候以來急度停止申付候此旨可被申付候 同上

〔網〕一番船入る 二十三日

目	一い印續白	拾九分四分四厘	一金田白	同	上
	一元印白	拾九分	一極天白	拾八分六分	
	一勝印白	拾八分六分三厘	一色濃染	拾九分四分四厘	
	一い印染	拾八分五分四厘	一萌黄	拾九分六分二厘	
	一勝紺	貳拾三分四厘	一中形染	貳拾分貳分五厘	
	一片面染	貳拾分貳分五厘	一吟無地	貳拾貳分五厘	
	一次上半紙六貫目	付貳百五拾貳分	一玉砂糖	三分八分より四分迄	
	一次半紙	貳百四拾八分五分	一竹原塩	貳拾壹分	
	一大黒髪附	四分貳分			

右之通壹番船直段出来仕候尤嶋木綿類未直段相究不申候此段御窺奉申上候

〔網〕三月、本行寺勸化錢の賦課あり 日缺

目 本行寺申立候諸堂大破に付修復致度勸化之義申立之通在方百姓之分者壹軒に付六文つゝ高無小者之分は壹軒に付三文つゝ九浦とも中家以上は壹軒に付六文宛小者之分は壹軒に付三文つゝ支配頭に而取立同寺に相渡候様此旨各支配所に可被申付候村井舊記

〔網〕魚商小頭役を置く 日缺

〔目〕 覺

濱手居鯖物直入方之節觸賣並無札之者迄問屋に罷越直段論立候由右に付諸品高直に相成候旨相聞得必竟一分之利息に相拘り諸人之難義も不願暮は御不益之基に候依之別紙之者共此度居鯖小頭に申付候間直入等之儀者是等に相任せ論買之義急度停止申付候尤直段立候上者觸賣共迄一統行渡候様に配分依估最負なく取扱方急度可被申付候右之趣惣居鯖共呼上候而稠敷可被申付候尤右小頭之内依估最負等有之義も候は、其旨町役共へ申出候様是又可被申渡候以上

大町	上原七郎兵衛
濱町	敦賀屋吉兵衛
蛸貝町	大阪屋長五郎村井舊記

〔網〕六月、塩町遊廓の體裁初めて成れり 二十七日

目 塩町遊廓は是れ迄は船小宿の飯盛女の如く洗濯婢の如く所謂菰冠りと何ぞ擇はん此年某なるもの有り稍吉原風に模擬し入口の橋をは思案橋と命するより朱欄縁橋人目を引くか如きの結構を見るに至りしものなり

〔編者曰く寶永二年塩町名主皆川吉兵衛の申立を以て初めて塩町に船小宿を置き洗濯女を召抱度の義を聞き届けられたるは既に享保十二年條下に見へたり爾來港の

盛衰に随ひ隆替一ならざるも大凡八九十年餘にして本年に至り初めて規模擴張せり蓋し港勢或は挽回せしに因るなるへし鄙諺に言はまや惡所場一個は壹萬石祿に相當せりと然りと雖要するに良家の女を以てこれを禽獸牢檻に陥るや獨り我舊藩のみも非も御領私領小都會以上所としてこれ無きはなし明治文明の今日だも議論沸騰するあるにも拘はらず猶斷然これを廢絶する能はも憤怒の累ひを爲す實に容易なるものも非も

〔綱〕九月、幕府置穀圍米の訓令有り 日 缺

〔目〕公儀御書付之寫

近年凶作打續候處二三年以來作方多分宜候に付凶年之備等も自然と等閑に可相成哉に候殊に當年は米直段引下一統難義之事に候當年彌豐熟に候は、成丈手繰次第置穀圍米等可申付候領分在町等にも令教諭相應に相暮候者とも是又圍米等致候様精々可申付候於公儀當年は置印等も多分被仰付御買上米も可被仰付候旨被仰出候事候
右之趣萬石以上並老中支配之面々は不洩様可被相觸候

公儀自御書付之寫一通相渡申候何れも其分限に應じ圍米置租とも被仰出候趣相守貯置候様町中々夫々急度可被申付候以上

成九月

〔綱〕十月、作事役所火を失ふ 五日

村井番記

〔目〕五日朝作事御役所にて出火あり欠離の御場所に有之候共不道具の爲容易取鎮め難相成四ツ頃漸々鎮火致候同上

〔綱〕火警心得の訓令あり 十日

〔目〕

去る五日御作事所出火之砌手桶出方至而不足其上各は附人夫之者防道具持參之者相見得不申甚緩せ之防方に付此度頭方中自御糺有之候間卯年前名主手之防道具相調候表此方にも書取置候處則年焼失も有之其後出來無之旨相聞得候間冬中前々之通出來致置候様右出來次第來春迄に此方へ員數書出候様
一名主附之人夫是迄は不足に候間以來名主附人夫拾人月行事附は町に寄り五人三人に致し兼而木札相渡置候而變場引取之節右人數相改候様此旨急度可被申付置候右之外得と穿鑿之上より方調敷相立候様
一變事之節拙者共居所高張之處へ各度々罷出防方下知を受候様
一以來小路々々も時半之外手木打繁く相廻候様被仰付候此旨共可被申付候以上

十月十日

名 主 中

町 年 寄村井番記

綱寬政三年辛亥二月、又々火警の訓令あり

目 去十月五日曉作事方出火之節火元の亭主々々並詰人夫共及遅々防方行届兼及焼失候然者前々御定も有之早速可相詰候所銘々取仕舞而已に相拘無其儀不屈之至りに候依之以來左之通申付候間萬一心得違不寄之者有之候は、一々途吟味重御沙汰可申付候條兼而友々申合急度可被相心得候

一出火之節風上一町風下三町之分者致在宿之御定に候得共當町之分は御城下と違ひ小場之事故何れ之火元に而も御定之通致在宿致候而者防方人夫及不足大火に及候條以來近火之外風下二町風上一町之外は右御定に不拘亭主並人夫罷出防立致候様

一大中小家共水桶水籠を持火元早速駆付名主へ手札差出下知を請相働引取之節手札受取可申事

一中家以上之分者其身熊手を突き家來に手桶水籠之類を持せ罷出名主へ手札差出下知を受相働引取之節前書同斷之事

一手札拵方大中家手札
一表に何町 何屋誰壹人
外に家來壹人裏に燒御極印

一小家 同何町 何屋誰壹人

裏に右同斷

一何町誰借屋 誰壹人
裏に右同斷

一於變場町同心町年寄並名主變加勢之者共之差圖を相背押而申付候得者其儘逃去之者も多分有之旨相聞得不埒之至りに候以後右體之者有之者其者之手札町奉行所に差出候様左候は、詮義之上越度可申付候事

一晝夜共變之節手木番錫杖之者共町内小路々々迄無休息相廻り火之元並盜賊之吟味可致事

一晝夜共大風之節兼而申付候人夫町奉行所に可相詰候猶又亭主々々者町役代として一町限幾度も相廻り火之元用心可申付事

一大風之節御假屋町奉行所御藏作事方共其所に相定候詰人夫有之候得共危き節よ至り小勢にて難防候間町中出人夫之義は危相聞得候方へ相詰諸役人之下知を受相働可申事

一諸役所相定候變詰人夫之義は是迄諸方及遅滞候段相聞得不届之至に候間以來手札者諸役所へ留置翌日町年寄へ相返候様申通置候間不寄之者共急度詮義之上可為越度事

一船火事並難船等之節陸地之變詰方之通諸人夫濱邊に罷出諸役人之下知を受相働

可申事

- 一 但諸斷並手札差出候義引取之節手札受取方共陸地之變詰可爲同様事
- 一 町年寄之義は毎々相定候火消道具も有之候間詰人夫召連早速火元ハ相詰夫々防方差圖可致事
- 一 名主共之義は銘々支配之者召連早速火元へ欠付防方致制道尤兼而火消道具令用意右持人共相究置變に臨混雜無之様可致事
- 一 變之節月行事之分者町内掛け廻り人夫差出候様家毎に致制道人夫出仕廻候は、變場へ罷出町年寄ハ相斷可申事
- 一 於變場町年寄名主之分は町奉行罷出候は、直に斷可申事
- 一 町年寄之儀者變場へ相詰候節並引取之節共に勤番御徒目付へ斷可申事
- 一 町年寄名主月行事共變場引取之節行列相揃町奉行所へ罷出斷可申事
- 一 乞食之者共出火近所にて之小路々々ハ早速欠付居り怪敷者並盜賊等有之候は、獨捕可申事

寛政三亥年二月

三月、大風 三日村井登記

四月、橋梁調査あり 日録

町

奉

行村井登記

〔目〕 安方町升形の橋

- 一念庵の橋 長二間五寸幅二間四寸
- 大手先の橋 長二間幅一間
- 御藏前新町米町の境橋 長一間二尺六寸幅二間六寸
- 大町鹽町境橋 長四間一尺八寸幅二間
- 毘沙門小路米町新町境橋 長一間二尺一寸幅一間四尺
- 常光寺角米町寺町境橋 長二間幅一間
- 正角寺角米町寺町境橋 長二間幅一間三尺二寸
- 蓮心寺角米町寺町境橋 長二間五尺幅五尺二寸
- 蓮華寺角米町寺町境橋 長一間五尺幅一間五尺
- 西澤小路米町鍛冶町境橋 長一間五尺五寸幅一間三寸
- 五日市小路米町大工町境橋 長二間幅一間
- 米町博勢町境橋 長四間三尺五寸幅二間一尺
- 上新町古川境橋 長一間四尺幅一間四尺
- 上新町通橋 長一間四尺幅一間四尺
- 御假屋前橋 長二間幅一間五寸
- 御假屋横町橋 長二間幅一間四尺

- 下新町中新町境橋 長五尺幅二間七寸
- 新町寺町境橋 長二間三尺幅二間
- 大工町松森町境橋 長三間二尺幅一間一尺
- 鯉貝町橋 長十一間五寸幅一間四尺
- 堤町川上橋 長一間二尺幅一間四尺
- 堤町大橋 長三拾壹間幅三間

村井舊記

〔綱〕人別戸數調査の雜形を頒布せらる 日誌

〔目〕 弘前在浦々共壹町限壹村限人別戸數明密相改可申候
 一御給人之分者家内人數書出不及
 但諸兄弟並其外共同居致家業相働き罷有候者有之候は、何家業致候義並妻子
 共委細書出可申事
 一寺社門前之儀者在町同様書出候様
 一町醫之儀者在町同様書出候様
 一奉公人に差出哉又者出家致候他國行或者嫁入養子吳候類者其家之人數之自差
 除外相記可申候尤其先々に而者人數書へ可入加事
 但約束いたまといへども未差遣不申候者人數書へ入可申事

一農工商は勿論如何様之家業たり共其渡世之儀書載可申事
 但百姓者銘々持抱之田畑何ほと手作致候旨相記可申候尤小百姓高無之類借用
 致候ものは何之誰持抱之内何程當作致候譯書出可申候
 一年中壹度宛相改候に付其節嫁入養子奉公人出入之譯病死變死出奔之類家屋敷替
 田畑受取渡牛馬賣買之譯明白書出可申候尙又其所々取扱之者吟味之上間違無之
 様萬一書面壹通に心得實數相違有之帳外相成候もの於有之者乞食手は相渡可申
 事
 一一町限一村限帳末に人數男女分並家業書共寄せ致書上可申事
 右之趣其前々支配頭に而巨細僉議之上書出候様若等閑之取扱於有之者支配頭可爲
 越度候

〔綱〕八月、大風 二十日

〔目〕 東風ひかたに替り大風に而田畑大痛に御座候稻作ははせ米之様相成申候畑作蕎
 麥稗一切に實入不申分もありそは杯は苜取不申候大豆小豆少々計實入あり

〔綱〕九月、大風雨 三日、四日、二十日

〔目〕 三日自四日迄大東風雨に而駒籠川堤川大洪水に而駒籠村下川原不殘石沙押上候
 故御收納御免青森博勢町に而家三軒流候浦町領分過分稻流失仕候堤口にて流木も
 過分流申候二十日又々大風雨東風に而不知綱安右衛門壹軒流青森堤橋流失浦町田

甬稻草大に海に出候月日違候得共日本國中之大洪水に而國々大に痛候由江戸杯は水壹丈高さ出候由依而江戸中に而壹萬人餘り流死仕候よし村井舊記

〔網〕調達金を命せらる 月日缺

〔網〕寛政四年壬子調達金奉命者に酒膳を賜ふ 月日缺

〔目〕調達金上納之者の安定寺に於て御料理御酒被下置候 同上

〔網〕船舶出入は又々青森港より由らざるべからざるの嚴命あり 月日缺

〔目〕外ヶ濱中商船出入之義は従前之如く青森一ヶ所と被仰付候當年は米酒松前に向け積出と相成り最も賑はしく人々喜ひ合へり 同上

〔網〕寛政五年癸丑町奉行所を濱町に移せり 月日缺

〔目〕上濱町南側七兵衛儀右衛門太郎兵衛屋敷を併せられて町奉行所を御移しに相成りたり町奉行所は初め御假屋中と設けられたるか其後何年の頃にや札の辻通り新町米町の間東側にてありしに天明三年七月の大火に類焼となり其後假り普請にて御執務なりしか今度は彌濱町に移らるゝ事と相成り普請に取り掛れり 同上

〔網〕寛政八年丙辰二月、大風二十八日

〔目〕西之大風にて町々家根廻りはき取られ候上磯沖にて難破船有之 同上

〔網〕船調査あり 月日缺

〔目〕大船 二百石積より四拾石迄

七拾六艘

中船 三拾石積より荷船迄

二百七拾艘

小船 湊橋舟漁舟

二千貳拾七艘

ベ二千三百七拾三艘

〔網〕寛政元年丁巳五月、蜆貝町三十郎以下六人鞭刑追放に處せられ五軒組合は過

料金を徴收せらる 十一日

〔目〕蜆貝町三十郎庄之助博勢町三郎治堤町にて鞭刑六鞭かれい澤村迄追放家財妻子に被下置五軒組合自過料六貫文差出候事

江戸屋利兵衛五日市齋藤龜之助一昨日出牢に而昨十日七ツ過當所へ着十五鞭家財問屋家部とも妻子へ被下置五軒組合自六貫文之過料出候事

安方町徳兵衛儀右同所に而十五鞭小湊迄御追放家財問所田地御取上被仰付五軒組合自過料六貫文差出候事

〔編者曰く六人處刑の情實は舊記の考ふへきかし然れども問屋家部を取上げられ家財闕所せらるゝよりこれを觀れば蓋し密輸出犯罪あるべし青森港年々衰頹するに前日偶舊より依り外ヶ濱一手港たるべきの命令下り人々僅かに愁眉を開きしに非ずや此處に當り問屋たるものは宜しく正直律義を主として港の繁榮を圖るべきことなるに不圖き此鄙劣手段を講せんとは其刑に處せらるゝ宜なり但五軒組合にあり

て六貫文の過料を徴されんとは偏に迷惑を感せしと謂はざるべからず五軒組合法は四隣相共に警戒し悪をなさざるを期するにありと雖人情よりこれを言へば告發は大に忍びざる所あるものなり然らば則ちこれを擬するに六貫文の多額を以てせんとは酷なる哉舊法苛ある哉舊規

〔綱〕九月、大風雨 六日

〔目〕昨夜七ツ時より東大風大雨にて明るる晝九ツ頃には西たは風に而松前しらふの利四郎船壹艘破船前濱にて同所之壹人當所安方町市太郎と申者水主二人水死致し候尤中物米七拾俵荷打ち致し船宿金澤忠左衛門其外船々四五艘とも荷打致候事村井舊記

〔綱〕村井新次郎寺小屋を開く 日缺

〔目〕久保久七参り候て平尾八郎儀岡在へ引越参候に付門弟不殘引取せ候間濱町之柿崎源四郎方之子供も拙者方へ入學致せ度旨相願候よし

淡路屋兵次郎参り娘まつ八郎方自是又引取候間此方へ入學致せ度南の娘へん春野内より娘一人参り都合四人に相成る以上村井舊記

〔編者〕曰く今の學士博士偉人潔士も初歩は全く普通小學校に學ぶにあり小學校は即ち舊時代の寺小屋として古の忠臣孝子も皆此の寺小屋に成れり寺小屋なるを以て焉くんぞこれを輕蔑視するを得んや青森ありては寶曆の原田藤右衛門を以て嚆矢とあせるに似たりこれに次くものは寛政の平尾八郎村井新次郎にして同十一年

頃には手習師匠五軒とは舊記に見へたり其後古川富太郎即ち故の工藤他山木子屋久兵衛長内忠作等にして安定寺は文政前後より廢藩置縣に至り最其盛なるもの也藤右衛門は贖罪に斃る固より教育の任に耐ゆるものに非ず其他果して其人なるや其人ならざるやは追議すべからざるもの有りと雖要するは小學校なるものは家を造るには必ず明を取るの窓は無からざるへからす學士博士の大智識の明り取り窓なるものはいろはに因らざるへからす家には明を取るの窓ありて然後堂室房舎の位置は定まり家事に従ふを得べく學士博士はいろはの窓よりして然る後ち天地を経緯するの大海に游泳するを得るかりいろはの窓徹しせば焉くんぞ能く學士博士を成を得んや勿謂舊時の寺小屋は樽代書香典書を教ゆるに過ぎすと若し其人ありとせば所謂真正の英雄豪傑は是より輩出せんのみ偶村井氏か當時教訓書を得たれば左に掲ぐ

寺子教訓書

抑書筆之道者人間達萬用之根元也無筆之輩者得旨者之名不異木石畜類一生之苦老後之悔以何可喻之哉此故第一從幼少不限貴賤手習事宜哉於異國人生八歳之時始而入小學門本朝凡自九歳十歳手跡入學世之風俗也漸童子寺入之後者長敷友達圖諍相撲腕押枕引一切惡舖遊戯隨分可相慎也早天朝起手水結髮趣手習所者對父母告知又歸宅之節可爲同事先向机摺墨靜心調氣相弟子之交不働無禮慇懃而寺式法之趣不相

背稽古有其定之内堅可守之人寫十字者學百字手本之字形清書之直能々相考筆仕不
速不遲鍛鍊工夫可習也無情者之爲癖或居眠覽筆之管高咄大笑破障子穢柱崩壁度々
好湯茶立居或不問語告口差出口根問陰言詞咎其外以謀計虛言掩我身之惡却而改人
之非欺師之捷不用兄弟子差圖氣隨我儘而已移時刻不稽古惡行之所爲有心兒童看身
可恐云々惣而不依何賣買遺賫遠慮尤也筆墨紙無放瑋白紙反古等迄剪刻成費儀不可
然墨不翻硯管文庫之内無散亂奇麗取置往來道筋不走不狂可爲神妙從若年之依所行
成長以後之人柄相顯之間思此耻右所述之善惡常々可有分別得心事肝要也於筆學林
徒送光陰手跡執行令油斷其上身持不瑋而受諸人之憎汚師之名忘親之恩不覺悟之輩
者偏に口惜次第也唯一日片時無意盡氣嗜行儀可求世之譽身之德也仍教訓書如件

〔綱〕寛政十年戊午八月、公來る淹留四十日 十七日

〔目〕屋形様御下濱御供御家老津輕頼母御用人櫻庭半兵衛惣御朋勢四百三十六人御滯
在中爲御勞市中へ百五拾兩御手當被下置候十月八日御歸城被遊候村井登記

〔綱〕寛政十一年己未正月、行商を嚴禁す 十四日

〔目〕去八月諸商賣勝手次第被仰付候得共在賣之儀は去十一月御停止被仰付候處兎角
心得違之者有之上磯邊々も荒物小間物等を背負參候者有之段被及御聞不屈に被思
召候猶又上磯通り諸役人中見當次第取押候様被仰付も有之候義に候間以來右體之
者有之におゐては急度可仰付候條決而心得違之者無之様此旨惣觸可有之 村井登記

〔編者〕曰く一國主義の政たるや苟も出入相償ふよ足るを以て目的となせり津輕は米
國なりと稱すれども民食を除き餘す所其れ幾干ぞ故よ町となく村となく一に質素
儉約をこれ奉せしめ華奢の風習はこれを嚴禁せり荒物は姑らくこれを置き小間物
行商は婦女子粧飾具を重あるものと爲し田舎風を移して京俗と化するの先導者な
り寛永開港以來屢近郷に細物行商を禁するは殆んどこれか爲なり不知のものに既
に小間物の坐商を許して一は行商を禁するは矛盾の甚きと云はんなれとも之は坐
して買ふと行きて買との難易を解し能ざるもの、陋見なり況んや上磯方面は所謂
松前出稼多きのみならず上方商船の投拔するも亦少しとせも百事質素を欠き一國
主義の政略に反せんとするものなきにしも非ず上磯方面には特に小間物行商を嚴
制する所以なる哉

〔綱〕五月、地釀夥多の輸出あり

〔目〕津出酒二千樽の御印下る津出酒は此頃體したる景氣宜しき事と相成れり 村井登記

〔綱〕娼妓の面查あり 日 缺

〔目〕樓主は十人
娼妓は五十二人

内 十一人秋田 四人近在 十二人青森 五人弘前在

五人黒石在 七人弘前 一人藤ヶ澤 一人松前
 三人南部内野邊地二人 二人新田在

〔綱〕八月、所有田畑及馬舟の精査あり

〔目〕田方千五百七拾四人役
 畑方百貳拾枚
 馬合百拾四疋

内
 駒百七疋 當才駒一 母駒五
 辨才三艘 天當四 丸木漁船合八十七艘 同上

〔綱〕十一月、魚商は戸ノを命せらる諸商賣は高利を貪るべからざる訓諭あり 期日

〔目〕 魚賣共過分高利を取候段兼而相聞得然所此度御制禁を反沖買致候段弘前表自預御詮義重々不届に付逸々吟味之上急度可申付候町役共依願此度者何れ用捨差加候様立而申出候に付一統戸ノ申付候御制禁を反候致方に付不輕事に候間一々詮義可致存候得共左様に而者五七人も及迷惑可申尙又必竟町役共不吟味に付左様之義有之共不被仰付候間此度者一通申付候此末各々相拘候被仰付も有之候者急度一々相糾重々御沙汰も申付候右に付外商賣之者共心得違過分之高直を取候旨相聞得候尤船

手之義故諸色弘前表自下直に相當可申處駄賃口錢等之無差別弘前表に引合無き高直に有之趣相聞得候必竟在方賣出候所故不法事も間々相聞得殊末々に至り銘々身分に相拘り當所一統衰微に及事に候尙又各存之通御領内第一之大場故外々自は凌方も宜殊々上々にも御取之御場所故諸役人も多御下置御手當も有之所不人情成事共間々相聞得不埒之事に候重立之者共長敷からぬ故小者共人情押移申事に候哉家内不及申諸親類睦しからず銘々勝手成事而巳事を工み不人情之致方歴々不似合非例之事に候他方之聞得氣毒に存候其所自小者共難儀にも相當可申候利者商人として尤に候得共人情に反事心得違耻入事に有之間敷哉得々々各初め重立之族折々出會致他之誹謗等不預候様致度事に付愚老年不肖端々迄右之合合に申聞度此上何歟右體之義御不審等有之候而者恐入候間能々相心得互に心付必々非道無之様可被申合候付并番記

〔綱〕諸稅修正あり 日缺

〔目〕酒屋 百石に付三兩 質屋 四拾貳匁五分
 室屋 三拾匁 魚賣 三拾匁
 板居鱈 三拾匁 造酢 貳拾五匁
 醬油 貳拾五匁 干肴 拾五匁
 紬油 拾五匁 菓子屋 拾匁

〔網〕十二月、所有船舶に増税を課せらる 日缺

〔目〕去當年公儀御役人並松前箱館御固所御人數渡海之節御領内船持之者共春秋兩度之御雇入に相成候得は交易方差違候に付諸湊及衰微尙又船持之者共難儀にも相成候旨相聞得候に付此段取を以て石高之船々自増錢多差出候様其外小船之分は先年之通増錢差出候様申付候則割合左に

一 高百石に付 金三兩宛

二 但圖合船以上

三 右以下小船漁船迄

但四五尺以上拾石積

麵類	拾匁	魚觸賣	拾匁
鑄物師	七匁五分	豆腐	七匁五分
鍛冶	五匁	染屋	五匁
そば切	五匁	蠟燭	五匁
付木屋	五匁	桶屋	五匁
棺物師	四匁	經師	貳匁六分
塗師	貳匁六分	挑燈はり替貳匁	
研師	壹匁五分	仕裁屋	七匁

右者拾石に付壹貫文宛先年増割合之通

〔網〕寛政十二年庚申二月、外國漂流者大町久保儀兵衛歸町せり 日缺

〔目〕青森町久保儀兵衛と申者四年前卯九月松前升屋吉右衛門雇船に而下蝦夷地塙所シヨツ自乘廻候處箱館沙首岬に而難風に遭ひ翌正月下旬バタン之屬嶋イシバヤに申嶋に漂着致し夫自バタンマテラ等を歴て澳洲コルトチン夫自廣東城下に至り同所自被送返昨年五月同國出帆七月南京左甫に至る十一月同所出帆して今十二月長崎へ歸帆同所に而吟味之上江戸に御引渡に相成夫自御詮義相濟み御國へ御引渡に而江戸御屋敷に被召出屋形様御直に御尋等有之四ヶ年振に而無事着致候由宿元及而者所詮死亡之義と心得松前出帆之日を忌日と致し佛事相營候所存命に而歸國に及新屬一同喜悅妻子は不申及大に悦ひ候由村井舊記

唐國に致漂流候青森大町儀兵衛御國下に付町奉行自受取候様尤家業之儀町役共取扱候様尙又右儀兵衛以來佗領に罷出候義御差留被仰付候此旨可被申付候

去月二十一日江戸相立候御飛脚今日到着之處青森大町久保屋儀兵衛と申者唐國に漂着に付唐船に而送り來り候之旨別紙之通申來候間右用狀寫兩通差越候間委細詮義之上早速可被申出候以上二月四日

御用狀書披

昨十九日之夕御勘定奉行松平石見守様自御達之義御座候間明日御聞役壹人罷出候様申來候に付今日杉山小藤太參上仕候處御國元青森大町船頭久保屋儀兵衛同水主川畑村圓次郎小泊下舞萬次郎と申もの去る卯年松前御城下升屋吉右衛門と申者自蝦夷へ相廻候米酒並古手類積受船頭水主共五人乗組青森濱町三國屋與兵衛と申者を以役筋へ相届同所出船同年十月朔日蝦夷に着船致荷物同所より鹽引類積受同月二十六日乗出候所逢難風翌辰正月唐國に致漂着候に付此度長崎に入津之唐船に而人數四人送來候に付於彼地一通御吟味之處乗組五人之内壹人者漂着以前船中より而致病死候旨申立候に付御吟味中揚屋に被差遣置候別紙御書付御用人を以被成御渡右御書付之通住居並宗旨寺名歳等相違無之哉早々相糺可申上旨御達御座候尤唐船より人數四人送來候と御座候所三名前御座候間其段御聞役に而承合候處一體四人送來候得共壹人者外様御領分者一而此方様御領分者は三人之由御用人申聞候旨申出候則御達書付並御聞役申出書付共兩通差下申候彌住所寺並名歳等相違無御座候哉於其表御詮義之上早速可仰聞候

正月二十日

津輕越中守領分
奥州土佐郡青盛之内大町

德永丸直乘船頭

青盛淨土宗正覺寺旦那

久保屋儀兵衛

未四拾六歳

同國同郡

同郡御所川原法華宗寺號不覺

川島村水主

圓次郎

未三拾四歳

同國同郡小泊之内

小泊村淨土宗かいまん寺旦那

萬次郎

未三拾五歳

右之者共唐國に致漂着此度入津之唐船に人數四人送來候に付於彼地一通り送吟味候處去る卯年奥州松前城下升屋吉右衛門と申者自蝦夷に相廻候米酒並古手衣類等積受船頭水主共都合五人乗組青盛濱町船宿三國屋與兵衛を以役筋に相届出船同年十月朔日蝦夷に着致荷揚猶又同所自鹽引蛙積受同月二十六日乗出候處遭難風翌辰正月二十四日唐國へ致漂着乗組五人之内壹人は漂着以前船中に而致病死候旨申立

に付吟味中揚り屋の差遣置候右申口之通住居他宗旨寺名歳等相違無之哉早々相糺可被申聞候

正月

唐國の致漂流候青森大町船頭儀兵衛と申者御國元は被差下候し付御領内者格別他領の出候義従公儀御差留被仰付候到着次第此旨可申付候以上以上村井番記

〔綱〕二月、瀧屋善五郎幕命を以て蝦夷地用達役とある 日 缺

〔目〕濱町名主瀧屋善五郎昨日從公儀蝦夷地御用向取扱被仰付候に付名主御免仰付候村井番記

〔綱〕享和と改元す 二十七日

〔目〕今日去二月二十七日を以て享和と改元せらるゝの御觸有之 井村番記 三月五日

第二十四章

信明公八年此年七月江戸邸に薨せられ養子寧親公八月を以て職を嗣うる

〔綱〕享和元年辛酉三月、幕吏三橋藤左衛門等來る蝦夷地移住者も家を挈へ來る 二十九日

〔目〕公儀御役人御勘定吟味役三橋藤左衛門殿御小納戸頭取衆戸川藤九郎殿御小納戸衆大河内善十郎殿外に下役衆四五人其外妻子引連蝦夷地在住も五六人被參候よし

弘前より船奉行石山彦市被仰付罷下候 奥村番記

〔綱〕六月、鰯漁夥し 八月より

〔目〕當年外ヶ濱鰯魚多漁にて七千兩之書上之由内通りは壹萬兩餘之金高と申事に有之 京屋番記

〔綱〕博奕を嚴禁す 廿日

〔目〕公儀より博奕禁止之事嚴重に被仰出 同上

〔綱〕地酒輸出高稍減石せり

〔目〕此頃松前様奥州梁川は御國替となり蝦夷地は公儀御直支配となり箱館に御奉行所を設けらる近年地酒松前へ津出最盛之處御奉行所等にては大坂越後之酒を専ら呼び越さるゝを以て地酒の津出稍衰微に至り候 京屋番記

〔編者曰く吾れ正徳年間に於て管て地方の醸家の盛衰する所以を略論せり地酒輸出の本年には稍衰微に至り候とは京屋番記に右の如く確載せるに非ずや此言を信せば固より丹醜越造の我が地方酒に妨害するの與りて力有るは疑ふべからざるの事實なり然りと雖地酒をして果して丹醜越造の品格を有せしめば我は從來の顧客あり何ぞ頓に勢力を失するこれ有るべきや我をして十二分の乗すべきの隙あらしむ故に彼の跋扈陸梁するは得て抵抗すべからざる也 雖丹醜の有名本家は五十戸にして唯一の甘泉にこれ汲むのみ而して他泉に汲むものは一步自ら遜退して散て五

十戸に肩を比せざるもの也と知るべし酒の善悪は泉性に全く基因するを寛政享和の頃弘前越前屋醸造の名酒を此花と命ず本醸は岩木川に汲み成すものにして一時伊丹に凌駕するの譽れを博せしと然らば即ち酒の良否は泉質を第一に居かざるべからざるに非ずや青森悪泉は決して好醸を得べからざるも横内川あり入内川あり二水の清冽は豈敢て岩木川に歩武を譲らんや然らば即ち正徳享保間の醸造家をして改良點を此邊に注かしめば假令丹醸に企及し易からざるも豈本年に至り頃にて酒に妨害せらるゝ如此に至らしむべけんや文化十四年淺田理右衛門來青し丹醸製を擬し一時伊丹酒大流行せしとは村井舊記に見ゆ然れども事業に既に晩し正徳六十餘戸の減削して明治の今日は青森六千戸に二戸を留むるのみ吾毎々口を極めて論せざるを得ざる所以ある乎幸に卓上の空論となし尤めらるゝ勿れ

〔網〕大圓寺五重塔修理あり 月日缺

〔目〕大圓寺五重塔修理に付同寺より願出て御郡中勸化願之通被仰付割合之義は勘定奉行相達候答被仰付村井舊記

〔網〕岡本屋市兵衛に宅地買收價の支給あり 月日缺

〔目〕上大町岡本屋市兵衛寛政年中御役所御取建之節同人持濱町屋敷御引上代り屋敷不被下置難澁之旨相聞得候よ付代り屋敷代として錢百五拾匁被下置候但東西貳拾間南北二十六間

〔網〕享和二年壬戌十月、町奉行小山村次郎太夫、八木橋嘉兵衛本職を解き知行を沒收せられ町年寄佐藤某、村井某以下四人輕重の處分あり 六日

〔目〕青森町奉行小山村次郎太夫、八木橋嘉兵衛私欲奸計之致方有之に付知行被召上新に十人扶持被下置即日青森町年寄兩人家財關所追放町奉行所物書二人於取上鞭三十尾太銅山三ヶ年之苦仕被仰付之京屋舊記

〔網〕寺町火を失ひ焼死あり 十四日

〔目〕十四日夜芝居より出火南側一町都合十三軒類焼せり役者一人焼死致も柏原舊記

〔網〕享和三年癸亥二月、米商船三艘空船にて出帆せり 七日

〔目〕此間上方自青森入津之米買船三艘有之候處から船にて相歸候世評云是迄入津之本綿並雜色共荷上致右荷町方に而相拂候而代錢上納に付米は上自御貸渡に候處小山次郎太夫、八木橋嘉兵衛私曲有之に付當年自正錢替に米相拂候様に相成候得共市中究迫に而錢調達相成乗空船よて相歸候よし山形日記

〔編者曰く〕商船出入は海港盛衰の關する所大なり然らざるも青森港寛永以來年を追ふて式微に陥るに非ずや圖らざりき今僅々たる奉行の好策あるを以て頓に貸與米の舊慣を改め千里風濤の危険を冒し來るの商船をして空しく拔錨せしめんとは抑何の政略ぞや何の世にか姦吏無からん苟も姦吏次郎太夫、嘉兵衛か輩の如く米價を奪取するもの有らば直よこれを嚴罰せんのみ何ぞ必ずしも其の舊慣を改め諸師水

主の歡心を害せるこれ爲さばけんや想ふに三艘船に貸與するの石高は強く看做すも二三千石に過ぎざるべし號して八十萬餘石と誇るの津輕藩よりこれを觀れば二三千石何かに有らん全然これを惠賜するも些の影響を家國に及ぼすものに非ざるべし假令び當時船問屋は貧困にして一時貸下米を辨償する能はざるも苟も其保證に任せる以上は數月ならずして悉皆これを辨償し得べし何を恐れて僅少の銀錢に牽制せられ此の有るべからざるの抜箇をなさしむるや從來青森港の振はざるは必ずしもこの一因に關するならざるも政略如此は亦以て式微の一斑と看做さるを得ず豈大手腕家の耻つる所と謂はざるべけんや

綱 享和四年甲子二月二十七日、文化と改元す

目 去る二月二十七日を以て文化と改元被仰付候旨惣觸有之京屋舊記三月十五日

第二十五章 尊親公十四年

綱 文化元年甲子九月、公來る 五日

目 屋形様木作組御廻郷自青森の御着に相成る内山舊記

綱 十二月、大風港内溺死有り

目 青森大荒濱船二十三艘痛損六人之水死有之損じ家も數軒有之京屋舊記

綱 文化二年乙丑正月、船問屋岡問屋の規程を頒布せらる 十九日

目

- 一 御關所並浦々湊口自入込候旅人凡而先觸無之分者其所之間屋を以何方自何方へ罷通候旨入切手申受致往來候に付御關所口並湊口自入込候當日宿止之節町在に而入切手紙相改則夜自之旅籠帳取扱させ候村役開届之印形致差遣候様夫自段々止宿之村々に而町役村役右帳面相糺候上日々止宿之譯相糺候様御當領の入込候則日入切手紙持參無之者並翌日自旅籠帳持參無之者は町在自人夫相添手寄之御關所へ送返候様
- 一 前々自入込候商人之外通り一篇之旅人者一夜自堅く留不申候様尤病氣差合等に而無止事之子細有之逗留致度旨申出候は町役村役罷越吟味之上彌相違無之候は開届旅籠帳の旨書記町役村役開届之印形致差遣候様
- 一 旅人止宿之節町在に而も五軒組合之相達夫自町役村役の相斷開届之上宿致候様
- 一 他國自入込來候商人逆も旅籠帳前書同様取扱させ候様尤其場所に爲商逗留致候は出立之節宿自其譯町役村役の相違幾日自幾日迄逗留之譯開届之印形受候様
- 一 他領自稼方一通りよ在方の參候者も是又落付村所迄旅籠帳取扱持參致せ候様左候は落付村所に而旅籠帳吟味之上爲締木札相渡候様尤右木札の生國村所並名前年齡共書記相渡候様尙又其村自他村へ引移之節者右木札相改移致せ其もの歸

國之節者其村所に而旅籠帳取扱せ其譯書記村役印形致差遣候様
一他領自奉公祿のため弘前宿屋手は參候者も前書同様入切手紙旅籠帳吟味之上奉
公人取扱役へ斷之上取扱候之様其者歸國之節者宿屋より而旅籠帳取扱させ奉公人
取扱役之印形取差遣候様元來弘前に而他領奉公人宿屋手之外他領者自分相對に
而召抱不申様兼而被仰付有之處心得違之者も有之趣相聞得不埒之至に付以來嚴
敷御差留被仰付候尙又在々浦々之内奉公祿之分者前書之趣に隨ひ町役村役吟味
之上木札相渡奉公祿致せ候様
一是迄御當領は入込罷在候他領者之分者御郡内家別御詮議被仰付候間弘前奉公人
之分者宿屋手は差遣吟味致せ彌元儘成分者新に宿屋口入を以召抱候様在方九
浦之分者町役村役に而吟味之上木札相渡奉公致せ候様其餘疑敷分者奉公人たり
とも早速送返候様往來一通之旅人之分は町役村役に而旅籠帳取扱せ見届之印形
致差遣候様其餘疑敷者は其町其村自早速送返之旨夫々斷申出候様
一三郡關所並湊口自入込候者共入切手受候節向々取扱之問屋共に而人元與得吟味
之上急度改受候様尙又入切手紙相渡候節即日止宿之町在に而旅籠帳取扱町役村
役開届之印形日々受不申候得者御當領往來不相成趣能々申合候様
右之通被仰付候間町役村役に而吟味之嚴重に取扱候様若被仰付候趣を不相守等
關の取扱於有之者町役村役は勿論旅人留置候者之五軒組合迄急度御答可被仰付

候猶又大場之分者諸役人下り方之上吟味方被仰付候得共當分之所者在々大郷之
分者番小屋貳ヶ所位小郷之分者壹ヶ所取建番人居置夜廻無間斷吟味致候様此旨
嚴敷可被申付候

正月

旅人宿取扱之儀は今日自被仰付候通取扱旅籠帳より而往來吟味致候様早速船間屋
並往來之宿之者呼上之上急度心得違無之様可被申付候猶又端々迄急度申付近付
知合坏之好を以て私に旅人宿等致候而者五軒組合之者迄急度御答可被仰付候旨
被仰付候間友々嚴重に吟味致候様可被申付尙又當町中には迄他領自罷越奉公致
居候者家別詮議之上生國出生共早速取調申出改を受候様嚴重可被申付候惣而他
領自用事に而參合せ候者共早速名前申出改を受候様人元儘成分者町役見届之旅
籠帳を以て往來可致せ候尙被仰付之趣裏借屋迄不洩候様嚴重に可被申付候

二月十九日 町奉行

〔綱〕四月、輸入商船甚少

〔目〕當御廻船五十八艘大抵青森下被仰付候得共當年は至極寂しく有之當月中湊役金
四百目餘入候由例年は拾八九貫目餘入候月之由着船も一向無之候内山舊記

〔綱〕八月、船馬の精査あり

〔目〕辨才舟 二 天當舟 五 漁船 十七 丸木舟 八十

〔綱〕九月、又々船舶規程を頒布せらるる 朔日

〔目〕近年御領内海邊所有船他國に賣渡候義御停止被仰付候處色々手段を以て賣渡他國買越候船も其儘他領船之名目を借御當領之者は沖船頭之體に偽乘込商買致居候者多分有之旨相聞得不埒之致方に有之候乃而以來左之通被仰付候

一於他領破船之節者濱仕舞證文並燒御印相添差出之儀勿論之事に有之候若又右木柄難取上燒御極印持參難成節者其子細濱仕舞證文に書入持參致候様右書入無之候は、破損船斷取上に不及船之増袋定之通年々上納申付候尤他國自其方に代り船買越候は、申出に寄り開届可申付候猶又燒御極印計持參濱仕舞證文無之分は同様に申付候

一都而他領之名目を借乘廻商賣致居候尤自然於相顯者過料可申付候

一渡船並破船斷等之義者是迄之通早速御用所申出之様尤切抜候燒御極印は町奉行湊目付吟味之上勤番目付封印致勘定奉行に差出候様申付候旨可被申付候 村井 甚記

〔綱〕十月、貸借規程を頒布せらるる 日 秋

〔目〕

御郡内米金錢貸借之義不實無之様前々御觸も有之處近年相緩借人共不埒有之趣相聞得去々亥年又々嚴敷御觸出被仰付候然所兎角不融通之趣相聞得候必竟借人不埒之處自融通不開趣に相聞得甚以不埒之事に付是迄身上潰候者有之諸銀主に而取引筋及穿鑿候節商家取引之定も有之候由に候得共借人とも自分勝手に相泥多分心得違之者も有之趣相聞得候に付此間弘前商人仲間御尋之上以來御郡内商家一統米金錢諸取引之定商人仲間自別紙申出之趣夫々御開届被仰付候間右之趣相心得此末不實無之融通致候様若前々御觸出之趣別紙定之趣に相及不實之者於有之者嚴重御沙汰可被仰付候尙又旅人取引之義弘前問屋並濱之間屋共に而御國法之趣兼而能々申聞置諸取引之義御取扱不相成候様取計可有之候右趣商家一統不漏候様可被申觸候

覺 別紙

一都而借貸之義何品によらず判元自急度相渡可申事

一受判之者之儀本人故障有之不相渡節者受判之者自急度相渡可申候事

一加判之義片印之者如何様之故障有之共加判之者自急度相渡可申事

一米金錢並諸品等人數申合連印に而借受右人數之内故障有之節者殘人數自急度相渡可申事

一米金並諸品賣買手形之義賣買相極手形取引致候日より五日之内に而判元故障有

之年賦分散等申出候部者分散自引抜相渡可申事

一當座通用手形之義正金銀同様に而舊世上融通に相成候義故手形差出候日自三十日之内は年賦分散不拘引拔可申事右期日相過候は、年賦分散に入可申事

一附通用手形と申中にも日合付又は諸代呂物延取組代錢限月及書替通用手形に相成融通致居候分は本文同様は數三十日之内は分散之節引拔可申事若判元にて及潰可申場合に臨通用手形に書替候分は年賦分散取引同様之事

一當坐手形歩引之義振出候先に而三日之間受取不申判元及潰候節者手形所持之者懸り合に相成可申事三日之内に有之候は、受取先の相返可申事

一米金錢爲替候義者貸借之道に無之、付故障申出候共年賦分散自引拔相渡可申事尤其節可相渡物無之候は、當人不博之譯早速可申立事

一米金錢諸代呂物送手形之義遠方へ送差出候分者爲替取組と同様之事市中取遣り送手形之儀は三日之内渡り先故障有之節者送元へ相返御定三日過候は、送手形所持之者懸り合に入可申事

一附送元にて及潰送り先に而相渡不申節者三日之内に候得者當座通用手形同送元自引拔受取可申道三日過候は、送手形所持之者懸り合に入可申事

一米錢諸品藏入之儀藏元へ而故障有之共可相渡部尤藏入預候分は外所自買調藏所借候而入置候迄之義故貸借之分に者無之事

一但藏入預手形へ而も其者自之買品にて而者其之者藏に入置き候體にて而差錢買或

一皆渡米金諸代呂物、一諸代呂物延取組

一皆渡米金諸代呂物、一米金延取組

右四外條之分は手形取かわせ候日自日數三十日之内に有之候は、年賦分散自引拔可申事右日數相過候分は一統懸り合に入可申事

一家屋敷引當之儀此末市中之分は錢高三貫目以上引當之儀者米金仲買之者取扱致候様隨而町役未判受候節者右取組仲買之者も罷出相願未判受候様若左様無之相對引當之分は年賦分散に入可申事三貫目以上之引當之分は町役未判有之候得者仲買取扱に無之共年賦分散自引拔可申事

一諸上納米金錢本上納迄之内不揃に而當分預け置候義御用達額合預け置候分は格別右之外に不意に預置候分は町役村は村役は斷之上預置候様左様無之預置候分は御用錢にて懸り合等出來之節は一統取引同様懸合に入可申事

一御家中並諸寺院預米之義知行米も右御買代錢御用達米屋共に預置候分は格別其外預置候分は町家差引同様之事尙又御用達並米屋共に預置候分にて日合附等に而預置候分は是又町家同様之事

附御用達並米屋共の預置候分に而も身上潰之期に至り惣銀主に而諸帳面與得
吟味致紛敷仕方等有之分は町家同様之事隨而米錢共預り候者は以來帳面明
白に致置可申事

一諸寺院祠堂米金錢之儀何方の預候置而も相對貸に付町家取引同様之事

一上納錢下納儀兩濱問屋共其外自正錢持込不申御用金の預合に而上納相立候者上
納致替候日限自日數三十日之間に潰候節者外取引に不拘引扱相渡可申事

一兩濱問屋共自弘前商人手先を以賴合候者御用達自町役の右之趣相達候上に而預
置可申事尤右斷置候御用に而も日數三十日過受取不申節は商家取引錢同様可相
心得事右之仲買外手先より而賴合候下納並日合附に而下納相定遣候分は商家取引
一統同様事

一身上潰之者の惣銀主自封印之義當人自潰し申出候節銀主自町は町役在は村限相
斷封印可致事

一但御用等取扱之者に有之候は惣銀主に而御用差支不申様取計可申事

一身上潰之者諸帳面之義以來身上潰申出候節自二ヶ年前之諸帳面急度所持致罷有
可申事萬一取ほこし紛失致候と又は帳面不實之事有之候は惣銀主吟味之上
當人不持之譯早速可申立事

一身上及潰分散の相成候節其者之本家別家並重親類縁類之内昇勇迄は以來配分に

加り申問敷事

一身上及潰分散に相成候者之儀以來元家名相名乘候儀御差留之儀其度々銀主自添
書之上願可申事

附身上潰におよび候者年賦の相極家名相續之上年賦二兩年相渡其後不相渡者
は其節早速分散致家名御差留之儀本文同様之事

一身上潰之者他領者自借方有之分日合附並弘前濱々問屋又は仲買之名前に而有之
分者御國之銀主同様配分可致事

右之内旅人直相對之義は分散之節他領は六步地方は四步之割合を以配分可致事
一米金仲買之者借方之手形致持參先方自金錢繰出させ候而右を以出奔等致候節は

借人判元自相渡可申事尤借人判元に而は右仲買家業受料之者自爲償可申事
一小出仲買之者之義者兼而被仰付候通米高五拾儀金五拾兩以下之取扱自致申問敷

事

若身上潰之者自小出仲買手先に而米五拾儀金五十兩以上之取組有之様而も御定
に反候に付年賦分散自差除可申事以上

右之通被仰付候間各支配帳呼生急度可被申付候

町年

寄村井舊記

名 主 中

〔綱〕文化三年丙寅二月、村垣左太夫來る 日 缺

〔目〕御勤定吟味役村垣左太夫殿松前御下向御着に相成る

昨二日鹽町の公儀御履松前御渡海之者とも遊びに参り喧嘩致候に付亭主取押に入候所死に至候程之怪我致候其外押人大勢手負候由大小は拔不申候得共高燭にて闇打に致し大混雜之由元來一錢も無之傾落者遊に候得者仕方無之喧嘩致候企之よし凡而松前に参候公儀衆御歴々は格別其餘は不法の事のみ多く有之市中にては大困りに候よし村井番記

〔綱〕文化四年丁卯五月、佐竹藩蝦夷地警備隊將今易右衛門來る 二十八日

〔目〕佐竹家人數碇ヶ關口自青森常光寺へ着致候分

陣場奉行 今 易右衛門 上下十二人
 物見 大山 彌五郎 同九人
 先手物頭 井上清右衛門
 今村政五郎 上下九人
 高垣彦左衛門
 信田瀬左衛門
 大筒方 八人
 銃炮與力 十人

役割 一人 上下四人

徒目付 一人 上下二人

弓足輕 十五人 銃砲足輕 六十人

長柄足輕 三十人 忍之者

弓與力醫者共 忍之者 上下三人

吟味役 三人 上下三人

物書 三人 上下三人

陣場奉行下役人一人 上下三人

弓與力 四人 醫師二人 本外

右旅隨登人百貳拾文宛に被仰付村井番記

〔綱〕文化五年戊辰二月、會津藩蝦夷地警備隊將内藤源助來る 七日

〔目〕會津藩蝦夷地警備隊將内藤源助來る 七日

家老千七百石 内藤源二介
 三千石 北原采女
 年寄軍醫 丹羽織之丞
 番頭 日向三郎左衛門
 梶原兵馬

三 宅 孫 兵 衛

惣勢千六百人

右御人數大將六人の御使者御菓子被下申候佐藤市右衛門相勤町中不殘御宿あり
九月中旬より十月中御歸帆に相成る

會津様之諸勢外之濱に滿候船方御手配も公儀自御扱之旨永逗留には殆ど困入候よし會津家之風習並動作とも上下一統綿服にて馬に乗候は一人も無之不殘歩行立に候家來連參候には不殘子兄弟伯叔父か家屬にて候上下も御家老は九人計にて一統必死之覺悟に相見得候其外諸家規模にも可相成事のみ多く武器は別而立候流石徳川家之餘裔を感に餘り候山形日記

〔綱〕三月、松前奉行川尻肥後守以下歸江せらるる二十七日

〔目〕松前御奉行川尻肥後守殿上下六十三人御吟味役高木金右衛門殿三浦喜十郎殿森覺藏殿其外御調役等青森白野内口へ御通行御凱陣に相成る 村井番記

〔綱〕八月、會津藩番頭日向三郎右衛門凱旋す 六日

〔目〕日向三郎右衛門一手百六七十人カラフ下嶋自入津致候諸手物頭御假屋在番海老名彦右衛門殿忽以て御酒肴被下置候村井番記

〔綱〕文化六年己巳七月、賀筵を弘前城より開く豪商某々等散樂拜觀の寵榮を賜はる

日 録

日 録

〔目〕屋形様蝦夷地御警衛に多年御精勤被遊之稜を以て四品に叙し侍從に御身進拾萬

石御高直に付着御祝として町在童立御能拜見被仰付 同上

〔綱〕武備怠るべからざるの訓令あり 月日缺

〔目〕町家にも武器を備ふべしとの御内諭あり 同上

〔綱〕貯蓄米の検査あり 月日缺

〔目〕

八寛政三亥年自子丑同卯辰の年迄五ヶ年分

一初七千八百三拾貳俵三斗九升貯米藏南北二ヶ所元入高

寛政十一未年自子保三亥年迄五ヶ年割之内一ヶ年分

並文化二十五年分

一千貳百六拾三俵貳斗六并六合七夕貯米藏此度取賦仕直候分

二口九千九十六俵貳斗五并六合七夕

〔目〕

武百四拾四俵壹斗三升下積持損亂傷在直等に而土版に成る

六拾四俵壹斗貳升六合七夕同持損亂傷

二口三百八俵貳斗五并六合七夕

引殘